

# 宇都宮市地域防災計画

## 資料編

令和3年3月

宇都宮市防災会議

## 目次

## 総則編

## 第1節 計画の総則

## 第2節 防災関係機関等の役割分担

## 第3節 市勢の概要

総3-1	栃木県内の活断層一覧	1
総3-2	栃木県内の活断層分布図	2
総3-3	宇都宮市の気象	3
総3-4	地震用語の解説	7
総3-5	気象庁震度階級関連解説表	8
総3-6	マグニチュード(M)と地震の程度	12
総3-7	過去の大きな地震(大正以後現在)	13
総3-8	これまでの自然災害	14
総3-9	これまでの林野火災	19
総3-10	宇都宮市における有感地震の年別、震度階級別回数	20
総3-11	宇都宮市における震度4以上の地震	23

## 第4節 地震被害想定

総4-1	建物被害予測図	25
------	---------	----

# 震災対策編

## 第1章 災害予防計画

### 第1節 都市・インフラの防災対策の推進

予1-1	用途地域指定状況	26
予1-2	防火地域・準防火地域指定状況	27
予1-3	市街地再開発事業一覧	27
予1-4	土地区画整理事業一覧	28
予1-5	都市公園整備状況	29

### 第2節 防災知識の普及

### 第3節 防災訓練の実施

### 第4節 地域防災の充実

予4-1	自主防災組織一覧	30
予4-2	自衛消防組織一覧	31

### 第5節 防災体制の確立

予5-1	他都市との相互応援協定締結状況	32
予5-1-1	相互応援協定書（県内市町）	33
予5-1-2	相互応援協定書（県央都市圏）	36
予5-1-3	相互応援協定書（川口市）	37
予5-1-4	相互応援協定書（郡山市）	41
予5-1-5	相互応援協定書（北関東中核都市）	45
予5-1-6	相互応援協定書（首都圏県都市）	46
予5-1-7	相互応援協定書（中核市）	50
予5-1-8	相互応援協定書（災害廃棄物の処理）	54
予5-1-9	相互応援協定書（全国卸売市場）	56
予5-1-10	水道災害相互応援覚書（川口市，前橋市，水戸市）	57
予5-1-11	水道水の相互融通（芳賀中部上水道企業団）	58
予5-1-12	相互応援協定書（水戸市）	59
予5-2	消防相互応援協定の締結状況	60
予5-2-1	消防相互応援協定書（鹿沼地区）	61
予5-2-2	消防相互応援協定書（真岡市，芳賀町，芳賀地区）	62
予5-2-3	消防相互応援協定書（石橋町，上三川町，壬生町，石橋地区）	63
予5-2-4	特殊災害消防相互応援協定書（県内関係市町）	64
予5-2-5	消防相互応援協定書（高根沢町，塩谷地区）	65
予5-2-6	消防相互応援協定書（日光市）	66
予5-3	広域航空消防応援の要請経路図	67
予5-4	民間事業者等との災害時協力協定の締結状況	68

<b>第6節 情報・通信システムの整備</b>	
予6-1 防災用MCA無線配備先一覧	70
予6-2 危機管理用携帯電話配備先一覧	73
予6-3 消防MCA無線配備先一覧	74
予6-4 栃木県防災行政ネットワーク構成図	75
予6-5 栃木県防災行政ネットワーク利用可能FAX一覧（本庁）	76
予6-6 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	77
<b>第7節 火災予防の推進</b>	
予7-1 防火管理者制度と状況	78
予7-2 現況の消防組織体制	79
予7-3 消防車両配置一覧	81
予7-4 消防資器材配置一覧	82
予7-5 消防水利概況	83
<b>第8節 危険物施設等における災害予防対策の推進</b>	
予8-1 危険物製造所等の数	84
予8-2 放射性同位元素等使用事業所一覧	85
<b>第9節 土砂災害予防対策の促進</b>	
<b>第10節 飲料水・食料等の確保</b>	
予10-1 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所	86
予10-2 災害用井戸の指定状況一覧	88
予10-3 応急給水・応急復旧用資機材一覧	89
予10-4 防災備蓄庫・備蓄物資一覧	90
<b>第11節 防災拠点・避難場所等の整備</b>	
予11-1 災害活動拠点一覧	91
予11-2 一時避難場所一覧	92
予11-3 広域避難場所一覧	96
予11-4 避難所一覧	97
予11-5 備蓄避難所一覧	100
予11-6 帰宅困難者に対する一時滞在場所一覧	101
<b>第12節 緊急輸送体制の整備</b>	
予12-1 緊急輸送道路選定路線（県指定）	102
予12-2 飛行場外離着陸場及び災害時にヘリコプターが発着可能な場所一覧	105
予12-3 輸送用車両車種別現況表	107
<b>第13節 医療体制の整備</b>	
予13-1 特別救護班の編成	108
予13-2 救護所設置場所一覧	109
<b>第14節 要配慮者支援体制の整備</b>	
<b>第15節 ボランティア活動への支援</b>	
<b>第16節 廃棄物処理体制の整備</b>	
<b>第17節 建築物等の災害予防対策の実施</b>	

## 第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の設置	
応1-1 災害対策本部従事者の標識	110
第2節 職員の動員配備	
第3節 災害情報の収集・伝達	
応3-1 人的被害及び住家被害の判断基準	112
第4節 応急避難対策の実施	
第5節 警戒区域の設定	
第6節 応援の要請	
応6-1 災害派遣要請依頼書	113
第7節 消防活動の実施	
応7-1 消防署方面隊の編成及び指揮系統表	114
応7-2 消防団方面隊の編成及び指揮系統表	115
応7-3 無線使用区分指定表	116
第8節 広報広聴の実施	
第9節 緊急輸送活動の実施	
第10節 障害物の除去	
第11節 飲料水の供給	
第12節 食料・生活必需品の供給	
第13節 医療・助産活動の実施	
第14節 要配慮者対策の実施	
第15節 災害ボランティアの活動への支援	
第16節 防疫・保健衛生活動の実施	
第17節 廃棄物処理の実施	
第18節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	
第19節 災害警備の実施	
第20節 文教対策の実施	
第21節 住宅応急対策の実施	
第22節 二次災害対策の実施	
第23節 ライフライン等の応急復旧対策の実施	
第24節 市管理施設の応急対策の実施	
第25節 義援金品の受入・配分	
第26節 災害救助法の適用	
応26-1 災害救助法適用時における応急措置手順	117
応26-2 災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準	118

### 第3章 災害復旧・復興計画

#### 第1節 公共施設等の災害復旧・復興

#### 第2節 激甚災害の指定

#### 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保

#### 第4節 民生安定化のための緊急措置

復4-1	り災証明書（願）	122
復4-2	災害弔慰金の概要	123
復4-3	災害障害見舞金の概要	123
復4-4	災害見舞金及び死亡弔慰金の概要	124
復4-5	災害援護資金の概要	125
復4-6	生活福祉資金貸付制度の概要	126

### 第4章 東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策

#### 第1節 総則

#### 第2節 警戒宣言発令までの対応措置

#### 第3節 警戒宣言発令時の対応措置

## 風水害・放射線等対策編

### 第1章 災害予防計画

第1節	都市・インフラの防災対策の推進	
第2節	総合的な治水対策の実施	
予2-1	宇都宮市河川図	127
予2-2	準用河川・都市基盤河川指定状況	128
第3節	防災知識の普及	
第4節	防災訓練の実施	
第5節	地域防災の充実	
第6節	防災体制の確立	
第7節	情報・通信システムの整備	
第8節	火災予防の推進	
第9節	林野火災予防の推進	
第10節	危険物施設等における災害予防対策の推進	
第11節	土砂災害予防対策の促進	
予11-1	土砂災害警戒区域(急傾斜地)一覧	129
予11-2	土砂災害警戒区域(土石流)一覧	133
予11-3	山腹崩壊危険地区一覧	135
予11-4	崩壊土砂流出危険地区一覧	137
第12節	飲料水・食料等の確保	
第13節	防災拠点・避難場所等の整備	
第14節	緊急輸送体制の整備	
第15節	医療体制の整備	
第16節	要配慮者支援体制の整備	
予16-1	要配慮者利用施設一覧(水防法)	139
予16-2	要配慮者利用施設一覧(土砂災害防止法)	144
第17節	ボランティア活動への支援	
第18節	廃棄物処理体制の整備	
第19節	建築物等の災害予防対策の実施	

### 第2章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部の設置
第2節	職員の動員配備
第3節	災害情報の収集・伝達
第4節	応急避難対策の実施

第5節	警戒区域の設定	
第6節	応援の要請	
第7節	水防活動の実施	
第8節	消防活動の実施	
第9節	広報広聴の実施	
第10節	緊急輸送活動の実施	
第11節	障害物の除去	
第12節	飲料水の供給	
第13節	食料・生活必需品の供給	
第14節	医療・助産活動の実施	
第15節	要配慮者対策の実施	
第16節	災害ボランティアの活動への支援	
第17節	防疫・保健衛生活動の実施	
第18節	廃棄物処理の実施	
第19節	行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	
第20節	災害警備の実施	
第21節	文教対策の実施	
第22節	住宅応急対策の実施	
第23節	二次災害対策の実施	
第24節	ライフライン等の応急復旧対策の実施	
第25節	市管理施設の応急対策の実施	
第26節	農地・農業用施設等応急対策の実施	
第27節	義援金品の受入・配分	
第28節	災害救助法の適用	
第29節	突発重大事故等対策計画	
第30節	大谷石採取場跡地陥没事故対策計画	
第31節	林野火災対策計画	
第32節	突風・竜巻等対策計画	
第33節	雪害対策計画	
第34節	放射線対策計画	
応34-1	EAL一覧	145

### 第3章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧・復興
第2節	激甚災害の指定
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助の確保
第4節	民生安定化のための緊急措置





# 総 則 編



総 3 - 1 栃木県内の活断層一覧

断 層 名	确实度	活動度	長さ	走向	備 考
1 関谷	I	A	40km	南北	1683年の日光地震で活動
2 湯本塩原断層群	I	B	5km	西北西	平行する4列の地溝と火口
3 五十里湖南	III		4km	北東	
4 土呂部川下流	III		3km	北西	
5 中禅寺湖北西	II	C	8km	東西	
6 那須湯本北	II		10km	南北	
7 古峰原西方	III	B~C	3km	北北東	
8 内ノ籠	II	B~C	5km	北北東	右横ずれ0.7~1.0km程度
9 烏山町東方	III		5km	南北	那珂川左岸の急崖

「活断層研究会（1991）：新編日本の活断層—分布図と資料」より作成。

确实度の分類

确实度 I：活断層であることが确实なもの（断層露頭が確認されるなど）

确实度 II：活断層であると推定されるもの

确实度 III：活断層の疑いのあるリニアメント（地形の線構造）

活動度の分類

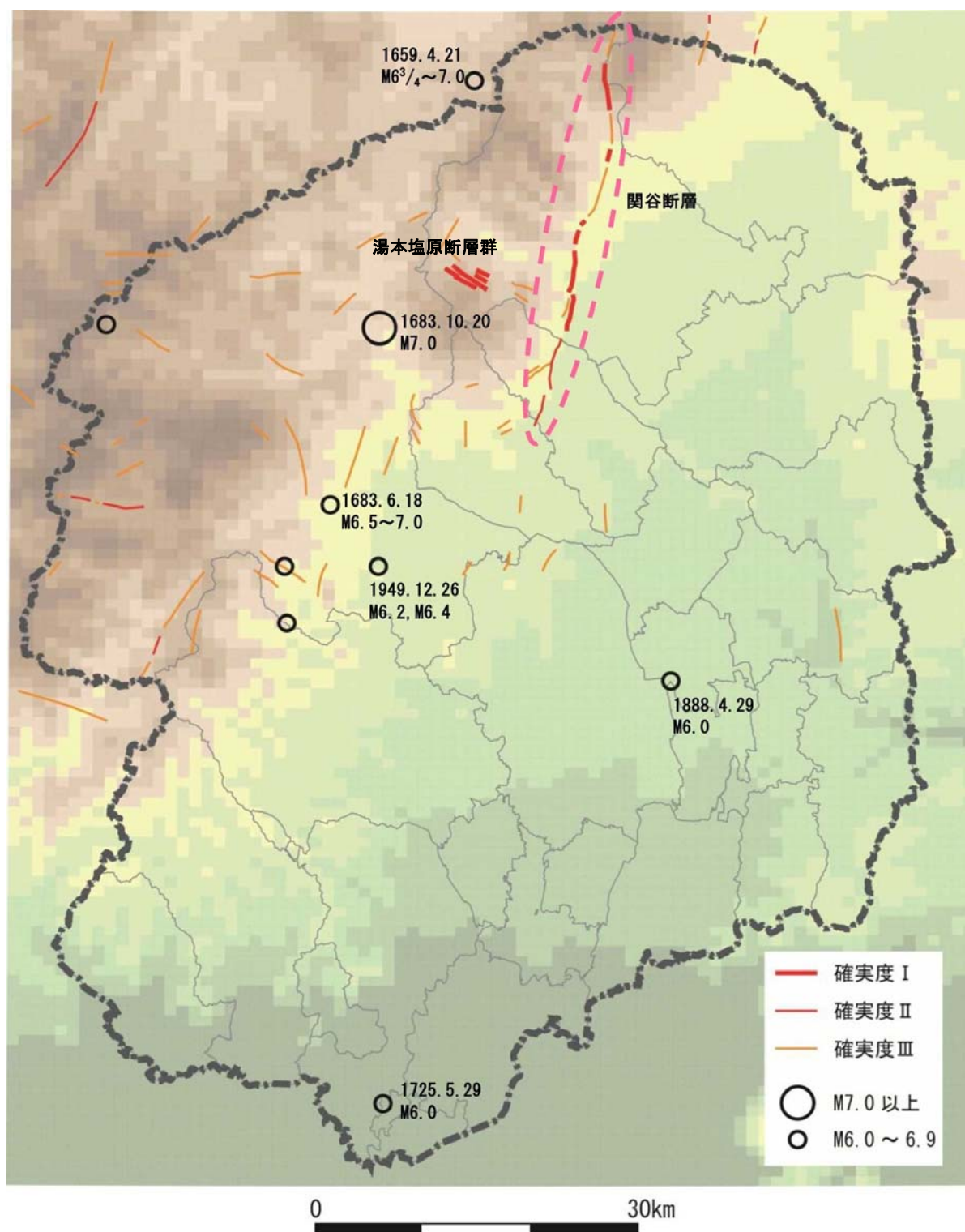
平均変位速度（确实度 III は変位量なしまたは不明）

A：1～10m／1000年

B：0.1～1m／1000年

C：0.01～0.1m／1000年

総 3 - 2 栃木県内の活断層分布図



确实度 I : 活断層であることが確実なもの  
 确实度 II : 活断層であると推定されるもの  
 确实度 III : 活断層の可能性のあるもの

(「栃木県地震被害想定調査 図 I. 4-5 栃木県周辺の活断層、既往地震の位置図」より作成)

総 3 - 3 宇都宮市の気象

1 月別平年値 (統計期間 1981年～2010年)

(資料：宇都宮地方気象台)

項目		月												年	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
気 温	平均	2.5	3.3	6.8	12.5	17.2	20.6	24.2	25.6	21.9	16.1	10.1	4.9	13.8	
	最高平均	8.3	9.1	12.6	18.5	22.5	25.2	28.7	30.5	26.4	20.9	15.5	10.7	19.1	
	最低平均	-2.7	-1.9	1.5	7.0	12.5	16.9	20.8	22.2	18.4	11.8	5.0	-0.3	9.3	
	日 数	最高 $\geq$ 35	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.8	0.2	0.0	0.0	0.0	3.6
		" $\geq$ 30	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	3.4	13.6	19.8	6.4	0.1	0.0	0.0	43.6
		" $\geq$ 25	0.0	0.0	0.0	1.8	9.1	16.0	24.3	28.2	18.6	3.2	0.0	0.0	101.3
" $<$ 0		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
	最低 $<$ 0	25.7	21.0	10.7	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	18.3	79.7	
平均湿度%		62	60	61	64	70	77	80	78	77	74	71	66	70	
降 水 量 mm	総雨量	33.9	42.9	88.4	120.5	146.6	174.7	205.8	209.8	220.4	146.5	68.1	35.5	1,493.1	
	日 数	$\geq$ 1	3.5	5.0	8.8	9.7	11.2	13.2	13.9	11.2	12.8	9.6	6.2	3.4	108.5
		$\geq$ 10	1.3	1.5	3.4	4.2	5.0	5.5	5.9	5.2	6.4	4.4	2.3	1.2	46.3
		$\geq$ 30	0.2	0.1	0.5	1.0	1.3	1.5	2.1	2.1	2.0	1.2	0.5	0.3	12.7
日照時間		204.8	186.2	187.9	179.5	166.9	112.1	114.1	138.9	112.2	145.0	164.5	199.1	1,911.3	
積 雪 cm	日 数	$\geq$ 5	1.5	1.2	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	3.4
		$\geq$ 10	0.6	0.4	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	1.3
		$\geq$ 20	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
		$\geq$ 50	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2 2020年までの累年順位

(資料：宇都宮地方気象台)

要素/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
日降水量 (mm)	63 (2002/ 1/27)	84.8 (1922/ 2/16)	69.9 (1917/ 3/24)	115.5 (1950/ 4/ 1)	202.5 (2012/ 5/ 3)	178.9 (1966/ 6/28)
日最大10分間降水量 (mm)	4.5 (2020/ 1/29)	5 (1991/ 2/15)	6.5 (1952/ 3/19)	10.5 (2013/ 4/26)	24.5 (2000/ 5/21)	35.5 (1982/ 6/21)
日最大1時間降水量 (mm)	13.5 (2002/ 1/29)	21.5 (1991/ 2/15)	21.5 (1937/ 3/ 4)	27 (1950/ 4/ 1)	48.7 (1953/ 5/25)	53.5 (1982/ 6/21)
月最大24時間降水量 (mm)	68.5 (2002/ 1/27)	76.5 (1972/ 2/27)	71 (2002/ 3/29)	115.6 (1950/ 4/1)	207 (2012/ 5/ 3)	174.3 (1966/ 6/28)
月降水量の多い方から (mm)	108 (2009/ 1)	220.7 (1922/ 2)	183.2 (1899/ 3)	258 (1998/ 4)	342.7 (1965/ 5)	475.9 (1912/ 6)
月降水量の少ない方から (mm)	0 (1981/ 1)	0.7 (1907/ 2)	9.5 (1973/ 3)	21.5 (1987/ 4)	52.1 (1891/ 5)	45.5 (2005/ 6)
日最高気温の高い方から (℃)	21 (1916/ 1/23)	24.6 (1962/ 2/11)	27.2 (2013/ 3/19)	30.4 (1922/ 4/28)	34.4 (2019/ 5/26)	37.5 (2011/ 6/24)
日最高気温の低い方から (℃)	-1.3 (1900/ 1/26)	-1.3 (1936/ 2/26)	0.4 (1898/ 3/ 4)	2.9 (1914/ 4/ 4)	9 (1913/ 5/16)	11.4 (1917/ 6/ 5)
日最低気温の高い方から (℃)	8.4 (1972/ 1/12)	11.5 (1954/ 2/28)	13 (2013/ 3/20)	18.6 (1998/ 4/14)	20.7 (2019/ 5/28)	24.6 (2011/ 6/29)
日最低気温の低い方から (℃)	-14.8 (1902/ 1/24)	-13.3 (1952/ 2/20)	-12.4 (1910/ 3/13)	-6.4 (1911/ 4/ 2)	-0.8 (1929/ 5/ 6)	4.7 (1902/ 6/ 2)
月平均気温の高い方から (℃)	5.0 (2020/ 1)	5.8 (2020/ 2)	9.7 (2018/ 3)	15.3 (2018/ 4)	20.2 (2015/ 5)	22.9 (1979/ 6)
月平均気温の低い方から (℃)	-1.9 (1945/ 1)	-1.4 (1945/ 2)	2.6 (1970/ 3)	8 (1944/ 4)	13.6 (1945/ 5)	16.7 (1954/ 6)
日最小相対湿度 (%)	14 (2014/ 1/31)	12 (2017/ 2/21)	6 (1971/ 3/19)	9 (2019/ 4/6)	11 (2015/ 5/17)	16 (2014/ 6/ 1)
日最大風速・風向 (m/s)	18.1 北北東 (2009/ 1/31)	21.4 北北西 (1938/ 2/17)	22.2 北北西 (1940/ 3/22)	17.9 北北東 (2020/ 4/ 13)	17.1 北北東 (2011/ 5/30)	16.5 南南東 (2004/ 6/21)
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	30.7 北北西 (1941/ 1/20)	29.9 北西 (1999/ 2/27)	33.3 北北西 (2003/ 3/ 2)	28.9 西 (2012/ 4/ 4)	25.9 北北東 (2011/ 5/30)	30.2 北東 (1947/ 6/26)
月間日照時間の多い方から (時間)	254.4 (1997/ 1)	231.7 (2004/ 2)	246.7 (1970/ 3)	250 (1947/ 4)	250.5 (2015/ 5)	178.7 (1922/ 6)
月間日照時間の少ない方から (時間)	102.3 (1903/ 1)	105.9 (1990/ 2)	102.6 (1955/ 3)	77.4 (1904/ 4)	94 (1963/ 5)	38.9 (1928/ 6)
降雪の深さ日合計 (cm)	38 (1954/ 1/24)	25 (2014/ 2/15)	28 (1969/ 3/12)	6 (1956/ 4/ 1)	-- (2020/ 5/31)	-- (2020/ 6/30)
降雪の深さ月合計 (cm)	51 (1998/ 1)	56 (2014/ 2)	47 (1969/ 3)	7 (1956/ 4)	-- (2020/ 5)	-- (2020/ 6)
月最深積雪 (cm)	29 (1998/ 1/ 9)	32 (2014/ 2/15)	23 (1969/ 3/12)	12 (1914/ 4/ 4)	-- (2020/ 5)	-- (2020/ 6)

要素/月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日降水量 (mm)	197.4 (1941/ 7/22)	219.4 (1957/ 8/ 7)	213.5 (1947/9/15)	325.5 (2019/10/12)	89.5 (1975/11/ 7)	85 (2006/12/26)
日最大10分間降水量 (mm)	28 (1975/ 7/17)	29.5 (2002/ 8/15)	32 (1992/ 9/4)	20 (2012/10/11)	12 (2004/11/ 2)	13 (2006/12/27)
日最大1時間降水量 (mm)	77.5 (1989/ 7/26)	100.5 (1957/ 8/ 7)	74.5 (1987/ 9/10)	52.5 (2019/10/12)	25 (1975/11/ 7)	28 (2006/12/27)
月最大24時間降水量 (mm)	227 (2002/ 7/10)	244.5 (1986/ 8/ 4)	251 (2015/ 9/ 9)	325.5 (2019/10/12)	99.5 (1975/11/ 7)	135 (2006/12/26)
月降水量の多い方から (mm)	628.6 (1941/ 7)	553.5 (1910/ 8)	496.1 (1958/ 9)	520.5 (2019/10)	207.3 (1916/11)	172 (1968/12)
月降水量の少ない方から (mm)	23 (1973/ 7)	41.5 (1996/ 8)	33.5 (2009/ 9)	11.5 (1997/10)	0 (1998/11)	0 (2020/12)
日最高気温の高い方から (°C)	38.7 (1997/ 7/ 5)	37.5 (2020/ 8/11)	36.5 (2000/ 9/2)	32.5 (2018/10/ 1)	25.1 (1990/11/ 5)	24.7 (2004/12/ 5)
日最高気温の低い方から (°C)	16.1 (1966/ 7/ 3)	18.6 (1901/ 8/10)	14.6 (1964/ 9/28)	8.3 (1908/10/31)	5 (1891/11/27)	0.9 (1913/12/16)
日最低気温の高い方から (°C)	26.2 (2018/ 7/21)	26.7 (2020/ 8/16)	26.2 (2010/ 9/1)	22.6 (1955/10/ 1)	15.9 (1989/11/ 9)	13.4 (1890/12/ 4)
日最低気温の低い方から (°C)	10.3 (1976/ 7/ 3)	11.4 (1910/ 8/19)	5.5 (1909/ 9/29)	-2.7 (1904/10/31)	-6.7 (1921/11/27)	-10.9 (1898/12/23)
月平均気温の高い方から (°C)	27.6 (2018/ 7)	28.2 (2020/ 8)	24.4 (2012/ 9)	18.3 (2019/10)	12.5 (2004/11)	7.2 (2015/12)
月平均気温の低い方から (°C)	20.4 (1945/ 7)	20.9 (1905/ 8)	18.4 (1908/ 9)	12.6 (1899/10)	6 (1899/11)	0.5 (1892/12)
日最小相対湿度 (%)	27 (2000/ 7/11)	23 (1985/ 8/24)	21 (2004/ 9/ 8)	19 (2015/10/25)	16 (2013/11/19)	14 (1999/12/26)
日最大風速・風向 (m/s)	18.1 北北東 (2000/ 7/ 8)	23.9 南南東 (1949/ 8/31)	23.8 南南東 (1959/ 9/27)	24.2 北 (1938/10/21)	16.1 北北東 (2009/11/ 2)	17.2 北北西 (2020/12/30)
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	32.3 北西 (2014/ 7/27)	31.0 北 (1939/ 8/ 5)	42.7 南東 (1966/ 9/25)	32.4 北 (1938/10/21)	26.5 北北西 (1970/11/20)	25.9 北北西 (2000/12/25)
月間日照時間の多い方から (時間)	207 (2001/ 7)	256.9 (1947/ 8)	185.4 (1930/ 9)	207.7 (1997/10)	230.9 (1995/11)	242.6 (1995/12)
月間日照時間の少ない方から (時間)	37.1 (2003/ 7)	39.8 (1902/ 8)	47.4 (1917/ 9)	76.7 (1917/10)	96.2 (1929/11)	112.2 (1929/12)
降雪の深さ日合計 (cm)	-- (2020/ 7/31)	-- (2020/ 8/31)	-- (2020/ 9/30)	0 (1986/10/30)	5 (2016/11/24)	19 (2002/12/ 9)
降雪の深さ月合計 (cm)	-- (2020/ 7)	-- (2020/ 8)	-- (2020/ 9)	0 (1986/10)	5 (2016/11)	19 (2002/12)
月最深積雪 (cm)	-- (2020/ 7)	-- (2020/ 8)	-- (2020/ 9)	-- (2020/10)	4 (2016/11/24)	17 (2002/12/ 9)



3 季節現象の初終日（寒候期）

（資料：宇都宮地方気象台）

要素		初日
霜	平 年 値	11 月 2 日
	最 早	10 月 10 日(1973 年)
	最 晩	11 月 20 日(1919 年)
	2020～2021 年	11 月 5 日
結氷	平 年 値	11 月 7 日
	最 早	10 月 13 日(1969 年)
	最 晩	12 月 6 日(2015 年)
	2020～2021 年	11 月 11 日
雪	平 年 値	12 月 15 日
	2020～2021 年	12 月 5 日

平均値（統計期間 1891 年～2010 年）

霜・結氷（統計期間 1891 年～2020 年）

### 総 3 - 4 地震用語の解説

- ・ マグニチュード

地震の規模の大小を定量的に表したものの。震源域から放出される地震波のエネルギーと密接な関係がある。一般にはMという記号で示される。Mが1増えると地震エネルギーは約3.2倍となり、2増えると約1000倍になる。

- ・ 震度

マグニチュードは地震そのものの大小を表すが、ある場所での地震動の強弱の程度を表すのが震度である。大地震でも遠くへ離れば地震動は弱くなり、小地震でも震央近くではかなり強く揺れる。

- ・ 震源，震源域

地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点を震源、破壊された地域全体を震源域という。

- ・ 震央

震源の真上にあたる地表を震央という。震央の位置は緯度，経度で示され，通常は地名(震央地名)が付される。一般には震央地名を震源，震源地などと呼ぶ。

- ・ 震度計

震度は、従来人間の体感や周囲の状況等に基づいて決定してきたが、気象庁では、より客観的な震度情報を求めるために、人体感覚に相当する震度を観測できる「震度計」を開発した。地震発生時、地面が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により、人体の感じ方は違う。このため、震度計は測定した加速度と周期及び継続時間に基づき、計測震度を算出する。

震度計は、気象庁以外でも導入し、運用を開始するなど防災関係機関で利用されているため、気象庁では震度計の性能を統一し、観測値の信頼度を保証するために震度計の委託検定を平成3年2月1日から開始している。

### 総 3 - 5 気象庁震度階級関連解説表

(資料：気象庁 平成21年3月31日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

## 1 人の体感・行動，屋内の状況，屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが，地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には，揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が，揺れを感じる。眠っている人の中には，目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が，わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが，揺れを感じる。歩いている人の中には，揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が，目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが，揺れを感じる。眠っている人のほとんどが，目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ，棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が，倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて，揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が，恐怖を覚え，物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ，棚にある食器類，書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり，不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が，物につかまらなさと歩くことが難しいなど，行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で，落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり，停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し，倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下することがある。
6強	立っていることができず，はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ，動くこともできず，飛ばされる	固定していない家具のほとんどが移動し，倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	こともある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし，飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 2 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## 5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 6 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>※</sup> による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い為、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうち、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破損、 脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる  
ことがある。

総 3 - 6 マグニチュード (M) と地震の程度

マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震
9 以上	数百年に一度程度。	東北地方太平洋沖地震(9.0) (平23. 3. 11)
8 ~ 9	第1級の地震で、内陸で起これば大被害が、海底で起これば大津波が発生する。 日本付近で10年に1回ぐらい発生	濃尾地震(8.0) (明24. 10. 28) 昭和三陸沖地震(8.1) (昭8. 3. 3) 南海地震(8.0) (昭21. 12. 21) 十勝沖地震(8.2) (昭27. 3. 4) 北海道東方沖地震(8.1) (平6. 10. 4)
7 ~ 8	かなりの大地震で、内陸で起これば大被害を生ずることがある。海底で起これば津波を伴う。 日本付近で1年に3回ぐらい発生	関東地震(7.9) (大12. 9. 1) 東南海地震(7.9) (昭19. 12. 7) 福井地震(7.1) (昭23. 6. 28) 新潟地震(7.5) (昭39. 6. 16) 1968年十勝沖地震(7.9) (昭43. 5. 16) 宮城県沖地震(7.4) (昭53. 6. 12) 日本海中部地震(7.7) (昭58. 5. 26) 釧路沖地震(7.8) (平5. 1. 15) 北海道南西沖地震(7.8) (平5. 7. 12) 三陸はるか沖地震(7.6) (平6. 12. 28) 兵庫県南部地震(7.3) (平7. 1. 17) 岩手宮城内陸地震(7.2) (平20. 6. 14)
6 ~ 7	内陸で起これば(特に震源が浅いとき)被害を生ずることがある。日本付近で1年に17回ぐらい発生	三河地震(6.8) (昭20. 1. 13) 長野県西部地震(6.8) (昭59. 9. 14) 新潟県中越地震(6.8) (平16. 10. 23) 能登半島地震(6.9) (平19. 3. 25) 新潟県中越沖地震(6.8) (平19. 7. 16) 熊本地震(6.5) (平28. 4. 1) 北海道胆振東部地震(6.7) (平30. 9. 6)
4 ~ 6	被害を生ずることは、ほとんどない。 我々が、時々感じる地震の大部分はこの程度のものである。日本付近で1年に1000回ぐらい発生	
3 ~ 4	震源地の近くで人体に感じることもある。	
2 以下	高倍率の地震計によって観測される。	
マイナス	超高感度の地震計によって、特に条件の良い場所においてだけ観測できる。	

総 3-7 過去の大きな地震（大正以後現在）

発生した日 （日本暦）	地震名	マグニチュード	死者	負傷者
大正12.9.1	関東	7.9	142,807	103,733
〃 14.5.23	北但馬	7.0	428	834
昭和2.3.7	北丹後	7.5	2,925	7,806
〃 5.6.26	北伊豆	7.0	272	572
〃 8.3.3	三陸沖	8.1	3,008	1,152
〃 18.9.10	鳥取	7.4	1,083	6,153
〃 19.12.7	東南海沖	7.9	998	26,130
〃 20.1.12	三河	6.8	1,961	521
〃 21.12.21	南海道沖	8.0	1,432	2,632
〃 23.6.28	福井	7.1	3,895	22,203
〃 24.12.26	今市	6.4	10	163
〃 27.3.4	十勝	8.1	28	287
〃 35.5.23	東北北海道	8.5	119	872
〃 39.6.16	新潟	7.5	26	447
〃 43.5.16	十勝沖	7.9	52	330
〃 48.6.17	根室半島沖	7.4	—	27
〃 49.5.9	伊豆半島沖	6.9	29	78
〃 53.1.14	伊豆大島近海	7.0	25	多数
〃 53.6.12	宮城県沖	7.4	28	1,325
〃 57.3.21	浦河沖	7.1	—	167
〃 58.5.26	日本海中部	7.7	104	163
〃 59.9.14	長野県西部	6.8	29	10
平成5.1.15	釧路沖	7.8	2	967
〃 5.7.12	北海道南西沖	7.8	230	323
〃 6.10.4	北海道東方沖	8.1	0	437
〃 6.12.28	三陸はるか沖	7.5	3	784
〃 7.1.17	兵庫県南部	7.2	6,435	43,792
〃 12.10.6	島根県西部	7.3	—	147
〃 16.10.23	新潟県中越	6.8	39	2,623
〃 19.3.25	能登半島	6.9	1	356
〃 19.7.16	新潟県中越沖	6.8	15	2,346
〃 20.6.14	岩手・宮城内陸	7.2	17	426
〃 23.3.11	東北地方太平洋沖	9.0	18,493	6,217
〃 28.4.14	平成28年熊本	7.3	258	2,796
〃 28.10.21	鳥取県中部	6.6	—	32
〃 30.9.6	北海道胆振東部	6.7	43	782

（気象庁「震度データベース検索」をもとに宇都宮市作成）



総 3 - 8 これまでの自然災害

年 月 日	原 因	概 要	雨 量	そ の 他
22. 9. 15 ～16	台 風 (カスリーン台風)	近年になく多い降雨量と戦時中からの水源山地の濫伐に対し砂防施設が十分でなく、かつ、上流水源地方からの流下土砂の堆積により流水断面が縮少し、田川等への流量が多く、そのため、田川の堤防護岸の決壊により洪水となったものである。 〔り災総数〕 5,200世帯 (24,711人) 〔人的被害〕 死亡11人, 重傷44人, 軽傷463人 〔住家被害〕 浸水面積2.43km <sup>2</sup> , 流失105世帯 (437人), 全壊25世帯 (96人), 半壊113世帯 (462人), 床上浸水3,711世帯 (17,377人), 床下浸水1,489世帯 (7,334人) 〔作物被害〕 7町6反8畝 〔耕地被害〕 土砂流入10町5反8畝2歩, 田畑決壊1町2反5畝20歩, 冠水82町4反 〔土木被害〕 橋梁流水6か所, 護岸溢水18か所, その他被害大	15日 16日 総雨量 最大風速	213.5mm 3.2mm 216.7mm 10.3m/s
23. 9. 15 ～17	台 風 (アイオン台風)	前年房総沖をかすめたカスリーン台風とは発生場所, 進路, 雨量, 風速等比較的近似し, 特にこの台風は, 関東, 東北の穀倉地帯に大被害を与えた。 〔参考一県被害〕 死者2, 負傷8, 行方不明1, 家屋全壊39戸, 同半壊16戸, 同流失13戸, 床上浸水家屋822戸, 床下浸水家屋3,343戸, 田流失149町歩, 畑冠水1,404町歩, 道路決壊70か所, 橋梁流失27か所, 堤防決壊86か所, 被害総額2,522,230千円	15日 16日 17日 総雨量 最大風速	1.6mm 160.8mm 2.9mm 165.3mm 10.7m/s
24. 8. 30 ～9. 1	台 風 (キティ台風)	台風が中心が最も接近した時刻は, 31日22時16分で風速は平均東南東19m/sで中心が北上するに従って風速が増加し, 22時58分で南東23.9m/s, 23時24分には瞬間最大南南東28.3m/sを記録した。本市では熊谷で示したような最低気圧出現時の風速の減少は現われなかった。 住家全壊7戸, 同半壊27戸, 非住家全壊43棟, 屋根損壊2,610戸, 塀損壊2,023か所, 電柱倒壊720本, 火見櫓倒壊1, 電線切断239か所, 床下浸水21戸, 水稻冠水6町歩, 軽傷者28人	30日 31日 1日 総雨量 最大風速	2.1mm 46.5mm 33.9mm 82.5mm 23.9m/s
29. 9. 18 ～19	台 風 (14号)	〔り災者総数〕 2,973人 〔住家被害〕 床上浸水20戸 (99人), 床下浸水620戸 (2,874人) 〔非住家被害〕 床下浸水93棟 〔土木被害〕 道路冠水, 流失14か所, 崖崩れ2か所 〔損害額合計〕 265千円	18日 19日 最大風速	118.7mm — 14.2m/s
32. 8. 7	雷 雨	〔り災者総数〕 14,574人 〔住家被害〕 床上浸水182戸 (858人), 床下浸水3,048戸 (13,716人) 〔非住家被害〕 114戸 〔農業被害〕 田畑流失, 埋没, 冠水328.5町歩, 農作物被害金額6,148千円 〔大谷簡易水道施設被害〕 セメント管陥没30千円	7日 最大1時間雨量 最大10分間雨量	219.4mm 100.5mm 20.1mm
33. 7. 22 ～23	台 風 (11号)	〔り災者総数〕 4,367人 〔住家被害〕 床上浸水2戸 (11人), 床下浸水968戸 (4,356人) 〔農業被害〕 田畑流失, 埋没, 冠水1,163.5町歩	22日 23日 総雨量 最大風速	113.2mm 31.5mm 144.7mm 11.3m/s
33. 9. 18	台 風 (21号)	〔り災者総数〕 3,735人 〔住家被害〕 全壊3戸 (11人), 半壊3戸 (16人), 床上浸水23戸 (90人), 床下浸水1,042戸 (3,618人) 〔農業被害〕 田畑流失, 埋没, 冠水321.5町歩	17日 18日 総雨量 最大風速	148.3mm 18.4mm 166.7mm 17.4m/s

年 月 日	原 因	概 要	雨 量 そ の 他
33. 9. 26 ～27	台 風 (22号 ; 狩野川 台 風)	〔り災者総数〕 3,791人 〔住家被害〕 床上浸水12戸 (48人) , 床下浸水801戸 (3,743人) 〔農業被害〕 田畑流失, 埋没, 冠水1,284町歩, 水稻倒伏2,955町歩, 陸稲1,356町歩, 井堰決壊, 流失6か所, 復旧概算額3,100千円 〔市有財産被害〕 庁舎窓ガラスその他損壊4か所, 学校窓ガラスその他損壊25か所, 住宅窓ガラスその他損壊3か所, その他復旧概算額716千円	26日 138.6mm 27日 — 最大風速 22.0m/s 最大瞬間風速 32.1m/s
34. 9. 26 ～27	台 風 (15号 ; 伊勢湾 台 風)	〔り災者総数〕 48人 〔住家被害〕 全壊7戸 (16人) , 半壊12戸 (32人) 〔非住家被害〕 99戸 〔農業被害〕 田冠水12.5町歩 〔土木被害〕 道路決壊, 流失, 埋没6か所	25日 34.2mm 26日 47.3mm 最大風速 22.0m/s 最大瞬間風速 32.0m/s
36. 6. 27 ～28	大 雨 (台風6号)	〔り災者総数〕 1,231人 〔住家被害〕 床上浸水45戸 (225人) , 床下浸水228戸 (1,026人) 〔非住家被害〕 1戸 〔農業被害〕 田畑流失, 埋没, 冠水, 土砂流入1,612.1ha, 農作物被害金額42,782千円, その他護岸, 井堰, 農道決壊 〔土木被害〕 橋梁流失9か所, 沈下3か所, その他道路, 河川, 公園に被害あり。土木被害総額25,057,500円	23日 11.8mm 24日 15.0mm 25日 9.8mm 26日 11.8mm 27日 144.3mm 28日 47.6mm 総雨量 240.3mm
36. 9. 16	台 風 (18号 ; 第2室戸 台 風)	〔り災者総数〕 10人 〔人的被害〕 重傷1人 〔住家被害〕 半壊1戸 (9人) 〔非住家被害〕 全壊17棟, 半壊4棟 〔建物小被害〕 屋根破損585棟, 外壁破損25棟, その他塀, 門, 電気通信施設, 樹木等に被害あり。 〔土木被害〕 街路樹, 公園樹木倒木30本 〔市有財産被害金額〕 1,812,690円 〔農作物被害金額〕 68,006千円	15日 3.0mm 16日 0.3mm 総雨量 3.3mm 最大風速 20.8m/s 最大瞬間風速 31.2m/s
41. 6. 28	台 風 (4号)	〔り災者総数〕 1,587人 〔住家被害〕 床上浸水34戸 (34世帯136人) , 床下浸水390戸 (390世帯1,451人) 〔非住家被害〕 床上浸水24棟, 床下浸水434棟 〔農業被害〕 田畑流失, 埋没, 土砂流入, 冠水, 浸水, 倒伏881.9ha, 農作物被害金額18,544千円, 農業土木被害金額10,356千円 〔林業被害〕 林産物土砂流入崩壊115千円, 林道土砂礫流出崩壊496千円, 山地崩壊500千円 〔土木被害〕 道路冠水, 流水6か所9,431千円, 橋梁流失5か所, 沈下1か所, 河川護岸崩壊3か所, その他歩道沈下等市有財産建物に被害あり。	28日 178.9mm 最大風速 14.7m/s 最大瞬間風速 21.8m/s
41. 9. 24 ～25	台 風 (26号)	〔り災者総数〕 10,836人 〔人的被害〕 重傷者2人, 軽傷者4人 〔住家被害〕 全壊17棟, (17世帯69人) , 半壊97棟 (121世帯456人) , 一部損壊2,324棟 (8,463人) , 床上浸水6棟 (6世帯24人) , 床下浸水462棟 (462世帯1,824人) 〔非住家被害〕 全壊39棟, 半壊86棟, 一部破損2,784棟, 床下浸水25棟 〔農業被害〕 農作物428,673千円, 農業用施設97,665千円, 土地改良関係535,359千円 〔林業被害〕 32,225千円 〔土木被害〕 道路決壊5か所, 橋梁流失3か所, 河川護岸崩壊3か所, 堤防決壊6か所, 山, 崖崩れ2か所 〔市有財産被害〕 604,633千円 〔その他〕 鉄道不通1か所, 通信被害3,331回線	24日 71.8mm 25日 94.7mm 総雨量 166.5mm 最大風速 23.7m/s 最大瞬間風速 42.7m/s

年 月 日	原 因	概 要	雨 量 そ の 他
46. 8. 12	雷 雨	〔り災者総数〕 1,424人 〔住家被害〕 床上浸水12棟（12世帯42人），床下浸水395棟（420世帯） 〔非住家被害〕 床下浸水30棟 〔農業被害〕 農作物1,021千円，農道及び用水路の損壊2,230千円 〔土木被害〕 護岸決壊 3か所，溢水 3か所	12日 66.5mm 最大1時間雨量 50.5mm
46. 8. 31	台 風 (23号)	〔り災者総数〕 927人 〔人的被害〕 死者 1人 〔住家被害〕 床上浸水 5棟（5世帯23人），床下浸水258棟（264世帯903人） 〔非住家被害〕 浸水40棟 〔農業被害〕 農作物96,449千円，農道及び用水路の損壊735千円 〔土木被害〕 道路決壊 3か所，護岸決壊 3か所，溢水 2か所，暗梁の損壊市内各所，崖崩れ 2か所	31日 147.0mm 最大風速 15.2m/s 最大瞬間風速 27.0m/s
51. 5. 26	雷 雨	〔り災者総数〕 423人 〔住家被害〕 床上浸水34棟（34世帯79人），床下浸水166棟（166世帯344人） 〔農業被害〕 農作物75,517千円，用水路及び排水路損壊14,000千円 〔土木被害〕 護岸等の損壊 6か所，土木被害総額60,666千円	26日 47.5mm 最大1時間雨量 41.0mm
54. 8. 24	大 雨	〔り災者総数〕 444人 〔住家被害〕 床上浸水23棟（23世帯80人），床下浸水132棟（132世帯364人） 〔非住家被害〕 床上浸水27棟，床下浸水50棟 〔土木被害〕 堤防の被害 2か所（49m）3,900千円	24日 47.5mm 最大1時間雨量 32.5mm 最大10分間雨量 22.0mm
55. 8. 4	大 雨	〔り災者総数〕 351人 〔住家被害〕 床上浸水 5棟（5世帯19人），床下浸水103棟（103世帯332人） 〔非住家被害〕 床下浸水 6棟 〔土木被害〕 道路冠水被害14か所（148m）18,000千円，堤防の被害20か所3,559千円	3日 21.0mm 4日 79.0mm 総雨量 100.0mm
56. 7. 14	雷 雨	〔り災者総数〕 761人 〔住家被害〕 床上浸水106棟（106世帯331人），床下浸水133棟（133世帯430人） 〔非住家被害〕 床上浸水 2棟，床下浸水 4棟	14日 56.0mm 最大1時間雨量 46.0mm
56. 7. 17	雷 雨	〔り災者総数〕 732人 〔住家被害〕 床上浸水46棟（40世帯140人），床下浸水199棟（199世帯592人） 〔非住家被害〕 床上浸水36棟，床下浸水29棟	17日 49.5mm 最大1時間雨量 48.5mm
56. 7. 21	雷 雨	〔り災者総数〕 75人 〔住家被害〕 床上浸水16棟（16世帯44人），床下浸水11棟（11世帯31人）	21日 44.5mm 最大1時間雨量 38.0mm
57. 6. 21	雷 雨	〔り災者総数〕 459人 〔住家被害〕 床上浸水52棟（52世帯144人），床下浸水106棟（106世帯313人） 〔非住家被害〕 床上浸水16棟，床下浸水153棟 〔農業被害〕 44,597千円	21日 54.0mm 最大1時間雨量 53.5mm 最大10分間雨量 35.5mm
57. 8. 3	大 雨 (台風10号)	〔り災者総数〕 1,278人 〔人的被害〕 負傷者 1 〔住家被害〕 床上浸水69棟（69世帯222人），床下浸水328棟（328世帯1,056人） 〔非住家被害〕 床上浸水103棟，床下浸水83棟	3日 130.5mm 最大1時間雨量 70.0mm

年 月 日	原 因	概 要	雨 量 そ の 他
61. 8. 4 ～5	大 雨 (台風10号)	〔り災者総数〕 2,078人 〔住家被害〕 床上浸水178棟 (178世帯557人) , 床下浸水470棟 (470世帯1,530人) 〔非住家被害〕 床上浸水87棟, 床下浸水96棟	4日 153.0mm 5日 94.0mm 総降水量 247.0mm
62. 9. 10	大 雨	〔り災者総数〕 426人 〔住家被害〕 床上浸水24棟 (28世帯91人) , 床下浸水112棟 (120世帯335人) 〔非住家被害〕 床上浸水 8 棟, 床下浸水20棟	9日午後4時から 午後8時まで 総降水量 91.0mm
平成 10. 8. 27 ～31	大 雨 (台風4号)	〔り災者総数〕 53人 〔住家被害〕 床下浸水19棟 (19世帯53人) 〔農林業被害〕 田冠水等11.6ha, 農作物被害: 6,496千円 農地・農業用施設被害67か所, 林道・作業道被害 13か所: 計78,700千円 〔土木被害〕 河川損壊26か所 (うち堤防決壊1か所) , 河川溢 水24か所, 道路損壊29か所, 道路冠水11か所, 橋 梁損壊1か所, 土砂崩れ4か所, 河川敷公園の冠 水2か所, 公園被害2か所, 下水道施設汚水溢水 3か所: 計118,203千円 〔避難所設置〕 30～31日 雀宮中央小に27世帯69名が避難	27日 63.5mm 28日 58.0mm 29日 19.0mm 30日 118.5mm 31日 9.5mm 総降水量 268.5mm 最大1時間降水量 29.5mm 最大10分間降水量 16.0mm
平成 10. 8. 15 ～16	台 風 (5号)	〔り災者総数〕 36人 〔住家被害〕 床下浸水16棟 (16世帯36人) 〔非住家被害〕 床下浸水2棟 〔農林業被害〕 田冠水等農作物被害金額: 32,109千円 農地・農業用施設被害27か所: 29,270千円 〔土木被害〕 河川損壊2か所, 河川溢水10か所, 道路冠水14か 所, 橋梁流出2か所, 公園土砂流出2か所, 下水 道施設汚水溢水3か所, 倒木4か所: 計68,519千円	15日 19.5mm 16日 173.0mm 総降水量 192.5mm 最大1時間降水量 45.0mm
平成 20. 8. 16	大 雨	〔り災者総数〕 143人 〔住家被害〕 床上浸水14棟, 床下浸水42棟 〔非住家被害〕 床下浸水7棟 〔農林業被害〕 農地災害13件, 農業用施設被害7件 〔土木被害〕 道路冠水等38件, 河川溢水等5件, 下水道施設 (マ ンホール等) 9件 〔その他〕 がけ崩れ1件, 車両被害28台	16日 午前7時から 午後12時まで 総降水量 103.5mm 最大1時間降水量 72.0mm
平成 23. 3. 11	地 震 (東日本 大震災)	〔人的被害〕 9人 〔住家被害〕 全壊9棟, 半壊242棟, 一部破損18,784棟 〔非住家被害〕 3,820棟 〔土木被害〕 道路陥没等29件 〔その他〕 文教施設92件, 清掃施設3件, ブロック塀等5,278件	
平成 23. 9. 21	台 風 (15号)	〔住家被害〕 床上浸水2棟, 床下浸水12棟, 風害1棟 〔非住家被害〕 床下浸水13棟, 風害3棟 〔土木被害〕 道路冠水等17件, 河川溢水等5件, 下水道施設17件, 道路陥没等4件 〔その他〕 土砂崩れ6件, 倒木8件	21日 午前0時から 午後12時まで 総降水量 165.5mm 最大1時間降水量 25.0mm

平成 24. 4. 3 ～4	強 風	〔り災者総数〕 7人 〔住家被害〕 3棟 〔非住家被害〕 4棟 〔その他〕 倒木21件, 工作物破損等13件	3日 午後0時から 午後12時まで 最大風速 17.4m/s 最大瞬間風速 26.4m/s  4日 午前1時から 午前12時まで 最大風速 17.7m/s 最大瞬間風速 28.9m/s
平成 25. 10. 15 ～16	台 風 (26号)	〔り災者総数〕 55人 〔住家被害〕 半壊1件, 屋根の一部損壊22件 〔非住家被害〕 全壊7棟, 屋根の一部損壊17件 〔農林業被害〕 ビニールハウス被害56棟, 被害農家戸数31戸 〔その他〕 倒木134件, 看板落下等23件, 公共施設関連の小被害23件	15日 午前1時から 午後12時まで 総降水量 29.0mm 最大1時間降水量 7.5mm 最大風速 11.9m/s 最大瞬間風速 16.9m/s  16日 午前1時から 午後12時まで 総降水量 72.0mm 最大1時間降水量 14.0mm 最大風速 21.3m/s 最大瞬間風速 32.0m/s
平成 26. 2. 15	大 雪	〔り災者総数〕 69人 〔人的被害〕 21人(重症2人, 中等症9人, 軽症10人) 〔住家被害〕 一部損壊4件 〔農林業被害〕 ビニールハウス被害57棟, 被害農家戸数46戸 〔その他〕 倒木11件	15日 最深積雪 32.0xm
平成 27. 9. 9 ～10	大 雨 (平成27 年関東・東北 豪雨)	〔り災者総数〕 39人 〔住家被害〕 全壊1棟, 床上浸水38棟, 床下浸水67棟 〔非住家被害〕 64棟 〔農林業被害〕 生産施設・農機具等被害金額: 43,900千円 農地・農業用施設被害48か所: 108,000千円 〔その他〕 土砂災害4か所, 車両水損20台, 道路冠水45か所, 橋梁被害10か所 避難勧告・指示: 総数2,350世帯8,147名	7日午後6時から 11日午前6時まで 総降水量 310.5mm 最大1時間降水量 46.5mm
令和 元. 10. 12 ～13	台 風 (19号)	〔住家被害〕 1,122人 〔非住家被害〕 554人 〔農林業被害〕 農地被害834か所: 320,250千円 農業用施設・用排水路等被害424か所: 449,310千円 農業生産施設被害17か所: 20,056千円 農業機械被害21か所: 78,312千円 農作物被害61か所: 132,139千円 林道被害54路線: 126,050千円 〔その他〕 避難勧告: 市内全域, 避難指示: 姿川・田川流域 道路冠水161か所, 法面崩壊118か所, 橋梁被害4件, 河川溢水22件 ほか	12日 24時間 総降水量 325.5mm 最大1時間降水量 52.5mm 最大風速 16.7m/s 最大瞬間風速 26.7m/s

総 3 - 9 これまでの林野火災

「出火時刻から3時間以上経過しても鎮火しない」  
 「焼損面積500a以上」のいずれかに該当するもの

番号	出火日時	鎮火日時	発生場所	出火原因	焼損面積 (a)	損害見積額 (千円)
1	昭和35年4月23日 12時00分	昭和35年4月23日 14時00分	福岡町 字膳棚地内	マッチの不始末 と推定	800	400
2	昭和36年12月13日 13時20分	昭和36年12月13日 14時00分	上小池町 字大久保地内	子供の弄火	500	260
3	昭和37年2月2日 14時50分	昭和37年2月2日 17時10分	上小池町 字大日向1042-1	たばこ	100	72
4	昭和40年3月22日 13時05分	昭和40年3月22日 17時30分	古賀志町 字深作地内	たばこ	300	10
5	昭和40年3月29日 12時15分	昭和40年3月30日 22時00分	古賀志町 字深作地内	たばこ	675	5,941
6	昭和40年4月2日 12時45分	昭和40年4月2日 15時20分	古賀志町 中半山地内	不 明	450	645
7	昭和44年4月23日 14時30分	昭和44年4月23日 16時20分	福岡町 字膳棚地内	たばこ	700	3,535
8	昭和54年4月1日 0時00分	昭和54年4月1日 12時40分	瓦谷町字中田 1665	虫焼火	1,000	200
9	昭和57年4月5日 0時40分	昭和57年4月8日 1時20分	福岡町入山 1364-28	不 明	1,414	12,150
10	昭和57年4月26日 11時50分	昭和57年4月26日 15時10分	福岡町入山膳棚 1363	たばこ	50	629
11	昭和60年2月17日 12時45分	昭和60年2月17日 15時53分	横山町 山林	たき火の 火の粉	40	42
12	昭和61年11月28日 1時50分	昭和61年11月28日 15時40分	古賀志町 山林	不 明	100	0
13	平成10年3月11日 13時11分	平成10年3月11日 15時20分	板戸町 山林	たき火	509	0
14	平成19年2月5日 5時(分不明)	平成19年2月11日 12時40分	古賀志町 山林	不 明	700	390
15	平成19年5月15日 17時30分	平成19年5月16日 10時56分	福岡町 山林	その他 (直接雷)	0.75	0
16	平成31年4月5日 12時30分	平成31年4月6日 8時09分	新里町 山林	不明	482	3
17	平成31年4月13日 12時30分	平成31年4月13日 16時18分	大谷町 山林	放火	40	6
18	令和2年4月6日 15時08分	令和2年4月6日 18時20分	新里町 工事現場	その他 火花 固体の衝撃摩擦による	175	0

総 3 - 1 0 宇都宮市における有感地震の年別、震度階級別回数

年 号	震度階級					計
	1	2	3	4	5	
大正	9年	31	10	2		43
	10	28	1	2	1	32
	11	32	4	4	2	42
	12	90	21	9		121
	13	82	9	6	2	100
	14	36	8	3		47
	15	47	5	3		55
昭和	2年	42	9	3	2	56
	3	49	12	5	1	67
	4	39	11	3		53
	5	56	10	4	1	71
	6	109	13	4	1	127
	7	60	11	1		72
	8	57	9	1		67
	9	60	10	5		75
	10	105	24	8		137
	11	75	22	3	1	101
	12	90	27	7	1	125
	13	411	62	12	3	488
	14	64	17	3		84
	15	44	10	3		57
	16	58	19			77
	17	39	11	2	1	53
	18	75	9	1		85
	19	37	11	3		51
	20	55	15	4		74
	21	34	24			58
	22	38	12	7		57
	23	28	16	4		48
	24	68	34	3	1	106
	25	66	7	3		76
	26	34	20	3		57
	27	39	14	1		54
	28	51	12	5		68
	29	42	14	3	1	60
	30	33	14	1	1	49
	31	41	12	6		59
	32	37	11			48
	33	36	9	4		49
	34	38	8	5		51
	35	37	8	3		48
	36	52	13	4		69
	37	53	7	3		63

年 号	震度階級	1	2	3	4	5	計
38		33	5	3			41
39		44	14	11			69
40		42	15	8	1		66
41		45	14	9			68
42		43	14	7			64
43		36	17	5	1		59
44		61	15	2			78
45		31	17	5			53
46		43	10	4			57
47		43	9	6	1		59
48		36	21	4			61
49		47	12	8	1		68
50		31	17	8			56
51		34	16	5	1		56
52		29	16	4			49
53		51	14	4	3		72
54		31	17	6			54
55		45	20	5	3		73
56		24	16	6	1		47
57		70	14	5			89
58		42	7	7	4		60
59		29	19	7	3		58
60		25	17	8	3		53
61		25	14	9			48
62		49	21	13	2		85
63		37	15	3	1		56
平成	元年	41	20	8	1		70
	2	27	21	6	1		55
	3	22	17	3			42
	4 注1	18	6	6			30
	5	11	6	1	1		19
	6	13	10				23
	7	18	7	2			27
平成8年9月まで		6	3	1			10



年 号	震度階級	1	2	3	4	5		計
						弱	強	
8年10月から		5	2		1			8
平成 9年		12	8	1				21
10		18	4	2				24
11		13	2					15
12 注2		35	10	2				47
13		31	11	3				45
14		18	7	4	1			30
15		35	21	7	2			65
16		57	23	8				88
17		61	17	13	2			93
18 注3		58	15	5				78
19		40	17	7				64
20		57	12	9				78
21		41	15	4	1			61
22		47	11	7				65
23		667	215	68	10	2		963 注4
24		143	54	21	3			221
25		146	31	11	1			189
26		91	28	7	1			127
27		74	20	11	2			107
28		95	27	11	1			134
29		72	32	6	1			111
30		75	17	4	1			97
令和 元年		53	20	8				81
2		66	19	9	2			96

(気象庁「震度データベース検索」をもとに宇都宮市作成)

注1) 平成4年4月から震度計により震度を観測，平成8年10月から震度階級が変更

注2) 平成12年より栃木県により宇都宮市旭，宇都宮市白沢町(合併前観測点名は栃木河内町白沢)，宇都宮市中里町(合併前観測点名は上河内町中里)で震度観測開始。

注3) 平成18年より防災科学技術研究所により宇都宮市埴田で震度観測開始。

**注4) 平成23年に震度6強が1回観測されている。**

総 3 - 1 1 宇都宮市における震度 4 以上の地震

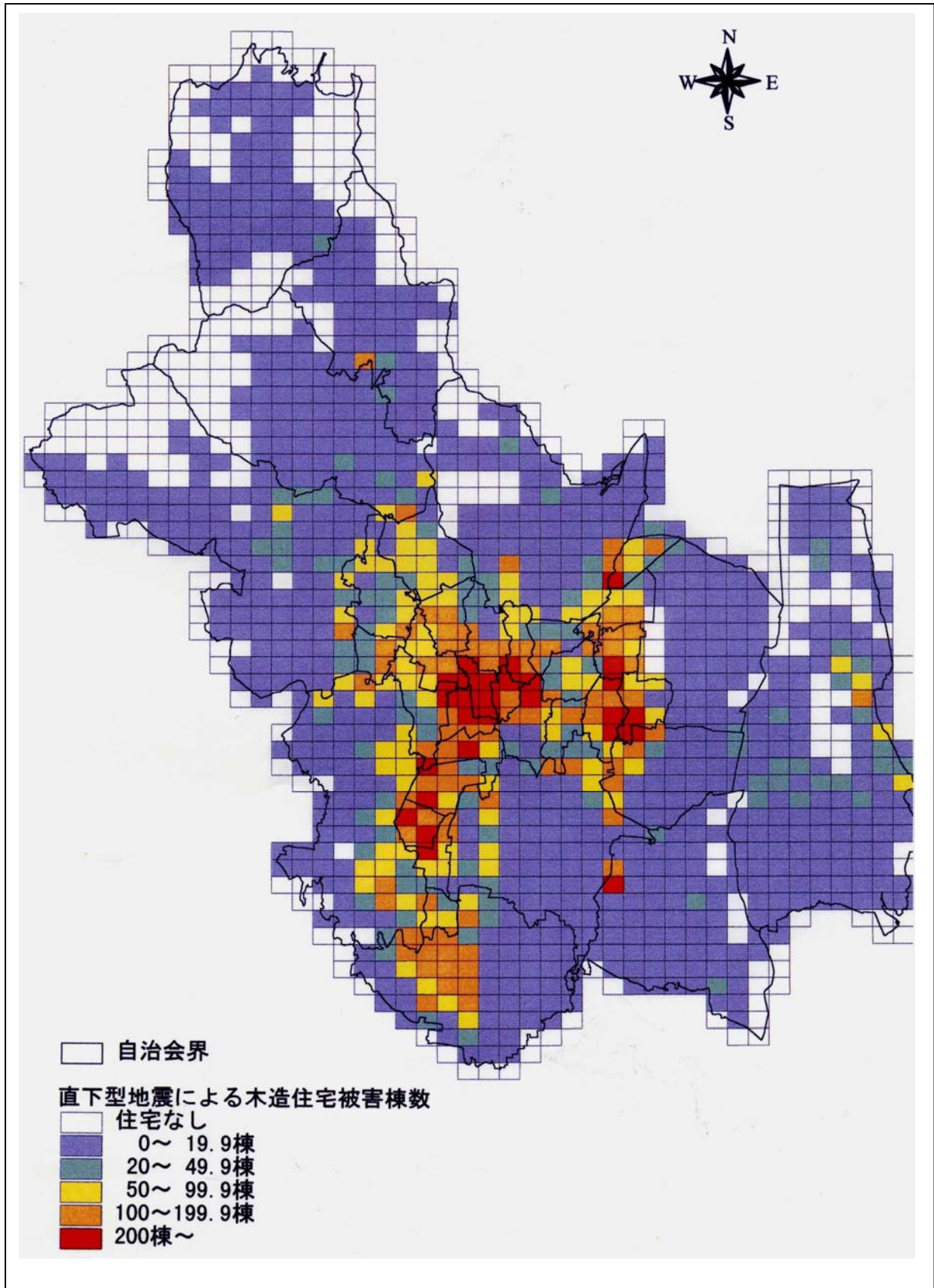
発生した日	震 源 地	マグニチュード	宇都宮市の震度	備 考
大正12. 9. 1	神奈川県西部	7.9	5	関東大地震
13. 1. 15	〃	7.3	5	
13. 6. 26	茨城県南部	5.3	4	
昭和2. 8. 6	宮城県沖	6.7	4	
2. 9. 7	茨城県南部	4.9	4	
3. 2. 12	埼玉県南部	5.9	4	
5. 6. 1	茨城県北部	6.5	4	
6. 9. 21	埼玉県北部	6.9	4	
11. 11. 3	宮城県沖	7.4	4	
12. 9. 29	茨城県南部	5.3	4	
13. 2. 7	埼玉県北部	6.1	4	
13. 5. 23	茨城県沖	7.0	4	
13. 11. 5	福島県沖	7.5	4	
17. 9. 9	茨城県沖	6.2	4	
24. 12. 26	栃木県北部	6.4	4	今市地震
29. 6. 5	茨城県南部	5.5	4	
30. 12. 18	〃	5.1	4	
40. 4. 6	〃	5.5	4	
43. 7. 1	埼玉県中部	6.1	4	
47. 11. 6	茨城県南部	5.2	4	
49. 8. 4	〃	5.8	4	
51. 10. 6	福島県沖	5.9	4	
53. 3. 7	東海道南方沖	7.2	4	
53. 3. 20	茨城県南部	5.5	4	
53. 6. 12	宮城県沖	7.4	4	
55. 4. 22	東海道南方沖	6.5	4	
55. 9. 24	埼玉県南部	5.4	4	
55. 9. 25	千葉県北西部	6.0	4	
56. 1. 28	茨城県南部	5.1	4	
58. 2. 27	〃	6.0	4	
58. 4. 24	〃	4.5	4	
58. 7. 2	福島県沖	5.8	4	
58. 10. 15	茨城県南部	4.8	4	
59. 1. 1	三重県南東沖	7.0	4	
59. 3. 6	鳥島近海	7.6	4	
59. 6. 30	茨城県南部	5.1	4	
60. 3. 20	〃	4.7	4	
60. 4. 11	鳥島近海	6.6	4	
60. 10. 4	茨城県南部	6.0	4	
62. 2. 6	福島県沖	6.7	4	
62. 4. 7	〃	6.6	4	
63. 3. 18	東京都23区	5.8	4	
平成元. 2. 19	茨城県南部	5.6	4	
2. 6. 5	神奈川県西部	5.3	4	
5. 5. 21	茨城県南部	5.4	4	
8. 12. 21	〃	5.6	4	
14. 6. 14	〃	5.1	4	
15. 3. 13	〃	5.0	4	
15. 11. 12	三重県南東部	6.5	4	
17. 8. 16	宮城県沖	7.2	4	
17. 12. 18	茨城県南部	4.8	4	
21. 8. 9	東海道南方沖	6.8	4	

23. 3. 11	三陸沖	9	6強	東日本大震災
23. 3. 11	福島県沖	6.8	4	
23. 3. 11	茨城県沖	7.6	4	
23. 3. 19	茨城県北部	6.1	4	
23. 4. 7	宮城県沖	7.2	4	
23. 4. 11	福島県浜通り	7	5弱	
23. 4. 11	福島県浜通り	5.9	4	
23. 4. 12	福島県中通り	6.4	4	
23. 4. 16	茨城県南部	5.9	5弱	
23. 4. 19	茨城県南部	5	4	
23. 4. 26	茨城県南部	5	4	
23. 7. 15	茨城県南部	5.4	4	
23. 7. 31	福島県沖	6.5	4	
24. 1. 1	鳥島近海	7	4	
24. 6. 1	千葉県北西部	5.1	4	
24. 12. 7	三陸沖	7.3	4	
25. 9. 20	福島県浜通り	5.9	4	
26. 9. 16	茨城県南部	5.6	4	
27. 5. 25	埼玉県北部	5.5	4	
27. 7. 10	茨城県南部	4.4	4	
28. 11. 22	福島県沖	7.4	4	
29. 8. 2	茨城県北部	5.5	4	
30. 11. 27	茨城県南部	5	4	
令和 2. 1. 14	茨城県南部	4.8	4	
2. 4. 12	茨城県南部	5	4	

(気象庁「震度データベース検索」をもとに宇都宮市作成)

注) 震源地等は、後日訂正される場合がある。

総 4 - 1 建物被害予測図





# 震 災 対 策 編



## 予 1 - 1 用途地域指定状況

## 1 市街化区域の変遷

令和3年1月1日現在

指定年月日	市街化区域面積	市街化区域編入地区名
昭和45.10.1	7,530 ha	市街化区域指定
昭和47.3.1	7,930 ha	清原工業団地編入
昭和59.6.1	8,079 ha	さつき団地等編入
平成2.9.11	8,317 ha	豊郷台等編入
平成5.3.5	8,318 ha	欠下地区編入
平成6.12.13	8,614 ha	テクノポリセンター地区、東谷、中島地区編入
平成9.5.15	8,620 ha	石井地区編入
平成12.10.10	8,621 ha	豊郷台地区編入
平成19.3.31	9,199 ha	市町村合併による編入
平成28.3.29	9,341 ha	上河内都市計画区域の統合による編入

## 2 用途地域内訳

令和3年1月1日現在

項 目	面 積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	41,685	
市街化区域	9,341	22.4
市街化調整区域	32,344	77.6
第1種低層住居専用地域	1,294.2	13.9
第1種中高層住居専用地域	841.3	9.0
第2種中高層住居専用地域	876.5	9.4
第1種住居地域	3,054.1	32.7
第2種住居地域	662.1	7.1
準住居地域	261.9	2.8
近隣商業地域	191.8	2.1
商業地域	283.3	3.0
準工業地域	690.2	7.4
工業地域	436.0	4.7
工業専用地域	749.6	8.0



## 予 1 - 2 防火地域・準防火地域指定状況

令和 3 年 1 月 1 日現在

種 類	面 積 (ha)	備 考
防 火 地 域	76.3	商業地域の内、容積率600%の区域及び宇都宮駅西口第四C地区及び第四B地区
準 防 火 地 域	401.3	商業地域の内、上記防火地域に指定された区域を除く区域及び近隣商業地域等

## 予 1 - 3 市街地再開発事業一覧

令和 3 年 1 月 1 日現在

地 区 名	面積(ha)	決定年月日	認可年月日	完了年月日
宇都宮駅西口第一地区	1.7	S62.10.16	S63.2.26	H2.10.29
宇都宮駅西口第三地区	0.17	H4.3.31	H5.1.11	
相 生 地 区	0.54	H6.1.7	H6.6.21	H9.3.15
宇都宮駅西口第四C地区	0.35	H9.1.10	H10.1.16	H12.10.3
宇都宮駅西口第四A地区	0.21	H15.7.7	H15.12.26	H17.6.1
宇都宮馬場通り中央地区	0.66	H16.1.15	H17.3.22	H19.7.25
宇都宮馬場通り西地区	0.43	H18.3.10	H19.3.7	H22.10.29
宇都宮駅西口第四B地区	0.3	H19.11.2	H20.5.27	H23.2.8
宇 都 宮 大 手 地 区	0.4	H25.8.19	H26.3.17	H31.1.11

## 予 1 - 4 土地区画整理事業一覽

令和 3 年 1 月 1 日現在

区 分	施 行 者	地 区 数	面 積 (ha)
施 行 済	個 人	12	98.1
	組 合	40	1029.0
	公 共 等	13	857.5
	合 計	65	1984.6
施 行 中	公 共	6	263.3
	個 人	1	0.3
計 画 中	公 共	1	30.2
総 合 計		73	2278.4

## &lt;施行中地区&gt;

- ・岡本駅西
- ・宇都宮大学東南部第 1
- ・宇都宮大学東南部第 2
- ・鶴田第 2
- ・小幡・清住
- ・築瀬
- ・陽東 5 丁目 (個人施行)

予 1 - 5 都市公園整備状況

令和2年3月31日現在

公園種別	都市計画公園・緑地				都市公園・緑地	
	計 画		供 用		供 用	
	箇 所	面積(ha)	箇 所	面積(ha)	箇 所	面積(ha)
街 区 公 園	157	32.52	157	32.20	930	82.79
近 隣 公 園	19	33.19	18	32.29	26	47.43
地 区 公 園	7	29.90	7	29.27	8	32.99
総 合 公 園	5	96.60	5	78.88	6	105.21
運 動 公 園	3	93.90	3	66.79	8	159.76
特 殊 公 園	1	16.60	1	16.60	3	29.35
緑 地	9	170.0	8	114.97	78	101.04
広 場 公 園					2	0.53
計	201	472.71	199	371.00	1,061	559.10

	箇 所	面積(ha)	市民1人当たり面積	人 口
供 用 合 計	1,059	546.35	—	令和2年4月1日 現在 517,865人
供 用 墓 園	2	12.75	—	
計	1,061	559.10	10.80m <sup>2</sup> /人	

## 予 4 - 1 自主防災組織一覧

令和 2 年 4 月現在

No.	防 災 会 名 称	結 成 日	加入世帯数	備 考
1	泉が丘地区自主防災会	H4.12.10	2, 6 6 1	
2	御幸地区自主防災会	H7.12.21	2, 0 8 2	
3	城東防災会	H8.1.1	1, 8 9 9	
4	御幸が原地区防災会	H9.8.31	2, 5 7 0	
5	西地区防災会	H10.4.1	1, 9 5 8	
6	東地区自主防災会	H10.4.1	2, 1 9 6	
7	宇都宮市中央地区防災会	H10.4.1	1, 4 5 5	
8	西原地区防災会	H11.7.23	1, 8 7 1	
9	錦地区自主防災会	H11.11.28	2, 1 4 7	
10	峰地区防災会	H12.8.23	2, 5 2 5	
11	今泉地区防災会	H12.12.1	2, 3 0 0	
12	宮の原地区防災会	H13.2.1	2, 0 6 0	
13	豊郷地区防災会	H13.2.22	9, 2 9 2	
14	陽東地区自主防災会	H13.2.26	2, 1 2 3	
15	宝木地区防災会	H13.6.9	4, 6 5 0	
16	桜地区自主防災会	H13.11.13	2, 5 9 8	
17	富士見地区防災会	H14.2.22	3, 7 9 7	
18	昭和地区自主防災会	H14.3.1	2, 2 1 4	
19	築瀬地区防災会	H14.3.1	2, 0 3 5	
20	五代若松原地区防災会	H14.8.8	1, 8 9 3	
21	陽南地域防災会	H14.10.25	2, 9 6 8	
22	緑が丘地区防災会	H14.10.21	2, 9 3 0	
23	横川地区防災会	H14.4.13	6, 0 4 7	
24	城山地区連合自治会防災会	H14.4.26	4, 1 8 3	
25	国本地区防災会	H14.9.2	3, 7 2 7	
26	戸祭地区まちづくり協議会防災部会	H15.1.20	3, 5 7 7	
27	雀宮地区防災会	H15.1.23	9, 2 3 9	
28	細谷・上戸祭地域災害対策本部	H15.3.15	4, 6 6 9	
29	篠井地区防災会	H15.2.20	7 2 9	
30	清原地区防災会	H15.7.23	6, 4 5 9	
31	富屋地区防災会	H15.8.31	1, 2 1 4	
32	陽光地区防災会	H15.8.31	1, 7 3 2	
33	瑞穂野地区防災会	H15.10.22	2, 8 7 3	
34	明保地区防災会	H15.11.24	1, 5 7 0	
35	姿川地区防災会	H15.12.28	1 0, 2 4 6	
36	平石地区まちづくり協議会防災福祉ネットワーク	H16.1.28	8 5 0	
37	石井地区防災会	H16.2.7	3, 0 7 4	
38	上河内地区防災会	H20.4.1	2, 6 5 7	
39	河内地区防災会	H20.3.26	9, 5 0 1	
計 3 9 自主防災会			1 3 2, 5 7 1	

## 予４－２ 自衛消防組織一覧

令和２年４月現在

1	福田屋ショッピングプラザ宇都宮店	2 2	キヤノン(株)宇都宮工場
2	ホテル東日本宇都宮	2 3	キヤノン(株)宇都宮光学機器事業所
3	宇都宮東武ホテルグランデ	2 4	日本たばこ産業(株)北関東工場
4	社会福祉法人恩賜財団済生会支部済生会宇都宮病院	2 5	中外製薬工業(株)宇都宮工場
5	社会医療法人中山会宇都宮記念病院	2 6	栃木住友電工(株)
6	(株)東武宇都宮百貨店	2 7	久光製薬(株)宇都宮工場
7	MEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店	2 8	東京製鐵(株)宇都宮工場
8	西口ビル (トナリエ宇都宮)	2 9	(株)長府製作所宇都宮工場
9	うつのみや表参道スクエア	3 0	(株)足利銀行
1 0	宇都宮市役所	3 1	学校法人作新学院
1 1	宇都宮TDビルディング	3 2	北関東総合警備保障(株)
1 2	栃木県庁	3 3	とちぎ健康の森
1 3	栃木県警察本部	3 4	独立行政法人国立病院機構宇都宮病院
1 4	ショッピングモールベルモール	3 5	アピタ宇都宮店
1 5	宇都宮駅ビルPASEO	3 6	福田屋ショッピングプラザインターパーク店
1 6	ホテルマイステイズ宇都宮	3 7	栃木県立がんセンター
1 7	(株)クボタ宇都宮工場	3 8	医療法人報徳会宇都宮病院
1 8	パナソニック(株)AVCネットワークス社	3 9	株式会社SUBARU
1 9	国立大学法人宇都宮大学工学部	4 0	国立大学法人宇都宮大学
2 0	清原住電(株)	4 1	宇都宮市中央卸売市場
2 1	カルビー(株)清原工場		

自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物は、消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、6項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項から(17)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

- 1 地階を除く階数が11以上の防火対象物で、延べ面積が1万㎡以上のもの
- 2 地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物で、延べ面積が2万㎡以上のもの
- 3 地階を除く階数が4以下の防火対象物で、延べ面積が5万㎡以上のもの

## 予5-1 他都市との相互応援協定締結状況

(令和3年1月1日現在)

No.	内容	締結先	締結年月日
1	相互応援協定	県内25市町（13市，12町），栃木県	H8. 7. 30
2	相互応援協定 （備蓄品共同利用）	県央都市圏首長懇談会（5市4町） 鹿沼市，真岡市，さくら市，下野市，日光市，上三 川町，芳賀町，壬生町，高根沢町	H23. 10. 1
3	相互応援協定	川口市	H8. 3. 28
4	相互応援協定	郡山市	H8. 9. 25
5	相互応援協定	北関東中核都市連携会議 水戸市，前橋市，高崎市	H26. 8. 21
6	相互応援協定	首都圏県都市長懇話会（6市） 水戸市，前橋市，千葉市，さいたま市，甲府市，横 浜市	H8. 10. 23
7	相互応援協定	中核市（59市） 函館市，旭川市，青森市，八戸市，秋田市，郡山市， いわき市，盛岡市，越谷市，川越市，船橋市，横須 賀市，柏市，前橋市，高崎市，八王子市，富山市， 金沢市，長野市，岐阜市，豊橋市，岡崎市，豊田市， 高槻市，枚方市，東大阪市，姫路市，和歌山市，大 津市，豊中市，西宮市，尼崎市，倉敷市，呉市，福 山市，下関市，高松市，松山市，高知市，長崎市， 佐世保市，大分市，宮崎市，鹿児島市，久留米市， 那覇市，奈良市，山形市，福島市，川口市，福井市， 甲府市，八尾市，寝屋川市，明石市，鳥取市，松江 市，水戸市，吹田市	R2. 4. 1
8	相互応援協定 （災害廃棄物の処理）	栃木県，県内市町村・一部事務組合	H20. 3. 21
9	相互応援協定 （全国卸売市場）	さいたま市，千葉市，船橋市，東京都，横浜市，川 崎市，藤沢市，甲府市，静岡市，浜松市	H7. 10. 26
10	水道災害相互応援	川口市，前橋市，水戸市	H18. 7. 27
11	水道水の相互融通	芳賀中部上水道企業団	H25. 11. 28
12	相互応援協定 （広域避難）	水戸市	H30. 5. 21

予5-1-1 相互応援協定書（県内市町）

災害時における市町村相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びびあわせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びびあわせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びびあわせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びびあわせん
- (5) 火葬場の提供及びびあわせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びびあわせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあわせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主移動）

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めるときは、自主的に移動できるものとする。

2 自主的に移動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地

の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定市町村の被災状況を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

（経費の一時繰替え支弁）

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

（県の役割）

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

（連絡の窓口）

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（災害対策連絡会議の設置等）

第10条 この協定に基づき応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

（補則）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

宇都宮市長	増山道保
足利市長	早川一夫
栃木市長	鈴木乙一郎
佐野市長	毛塚吉太郎
鹿沼市長	福田武

西那須野町長 宮本善夫  
塩原町長 平山喜助  
田沼町長 小玉新  
葛生町長 立川裕康  
栃木県知事 渡辺文雄

災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1のとおりとする。

(市町村の区分)

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分(以下「ブロック」という。)するものとする。

(応援ブロック)

第4条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。

(応援職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な服装、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する借舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規程により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

(1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額

(2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

日光市長 故夫章  
今市市長 英昭恒三郎  
小山市長 船田地保  
真岡市長 菊千山  
大田原市長 藤猪坂  
矢板市長 上三川  
黒磯市長 南河内町長  
上河内町長 河内町長  
西野町長 栗野町長  
足尾町長 二宮町長  
益子町長 茂木町長  
市貝町長 芳賀町長  
壬生町長 石橋町長  
国分寺町長 野木町長  
大平町長 藤岡町長  
岩舟町長 都賀町長  
栗山村長 藤原町長  
塩谷町長 氏家町長  
高根沢町長 喜連川町長  
南那須町長 鳥山町長  
馬頭町長 小川町長  
湯津上村長 黒羽町長  
那須町長 須藤



別表 2 市町村の区分

ブロック名	構成市町村
北那須ブロック	大田市, 黒磯市, 湯津上村, 黒羽町, 那須町, 西那須野町, 塩原町
日光ブロック	日光市, 今市市, 足尾町, 栗山村, 藤原町
南那須ブロック	南那須町, 烏山町, 馬頭町, 小川町
塩谷ブロック	矢板市, 塩谷町, 氏家町, 高根沢町, 喜連川町
県央ブロック	宇都宮市, 鹿沼市, 上河内町, 河内町, 栗野町
芳賀ブロック	真岡市, 二宮町, 益子町, 茂木町, 市貝町, 芳賀町
県南ブロック	栃木市, 小山市, 上三川町, 南河内町, 西方町, 壬生町, 石橋町, 国分寺町, 野木町, 大平町, 藤岡町, 岩舟町, 都賀町
安足ブロック	足利市, 佐野市, 田沼町, 葛生町

別表 3 応援ブロック

被災ブロック名	応援ブロック名
北那須ブロック	日光ブロック, 南那須ブロック, 塩谷ブロック
日光ブロック	北那須ブロック, 塩谷ブロック, 県央ブロック
南那須ブロック	北那須ブロック, 塩谷ブロック, 芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須ブロック, 日光ブロック, 南那須ブロック, 県央ブロック, 芳賀ブロック
県央ブロック	日光ブロック, 塩谷ブロック, 芳賀ブロック, 県南ブロック, 安足ブロック
芳賀ブロック	南那須ブロック, 塩谷ブロック, 県央ブロック, 県南ブロック
県南ブロック	日光ブロック, 県央ブロック, 芳賀ブロック, 安足ブロック
安足ブロック	県央ブロック, 芳賀ブロック, 県南ブロック

- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両, 機械器具等については、借上料, 燃料費, 輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第 2 条第 9 号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項に定める請求は、応援市町村長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町村長に請求するものとする。  
（災害対策連絡会議）
- 第 9 条 協定第 10 条第 2 項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。
- 2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。
- 3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。
  - (1) 応援体制に関する事項
  - (2) 備蓄体制に関する事項
  - (3) 防災訓練に関する事項
  - (4) その他必要な事項
- 4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成 8 年 7 月 30 日から施行する。

別表 1 連絡の窓口（省略）

予5-1-1-2 相互応援協定書（県央都市圏）

災害時における備蓄品の共同利用に関する協定

栃木県央都市圏首長懇談会を構成する宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下「6市4町」という。）は、災害時における備蓄品の共同利用について、次のとおり協定を締結する。  
（備蓄品の提供）

第1条 6市4町の区域内において、災害が発生したときは、6市4町のうち災害を受けていない市町（以下「非被災市町」という。）は、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）に対し、その援助の要請に応じて備蓄品を提供するものとする。

（援助の要請）

第2条 被災市町が非被災市町へ援助を要請しようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 備蓄品の品名、数量等
  - (3) 備蓄品の搬入場所及び方法等
- 2 援助の要請は、電話その他の通信手段によるものとし、後日、文書をもってその内容を通知するものとする。

（提供する備蓄品）

第3条 非被災市町が提供する備蓄品は、非被災市町が保有する食糧、飲料水、生活必需品及び防災資機材等とする。

（備蓄品の運搬）

第4条 備蓄品の運搬は、備蓄品を保有する市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 備蓄品の提供に要した経費は、被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、被災市町と備蓄品を提供した市町との間で別途協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 6市4町は、この協定に基づく備蓄品の提供が円滑に行われるよう、備蓄等の状況に関する資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

（補則）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、6市4町は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年10月1日

宇都宮市 鹿沼市 真さく 下野市 日光市 上三川町 芳賀町 壬生町 高根沢町  
 長宮市 長沼市 長岡市 長光市 長三川町 長賀町 長生町 長根町  
 藤藤田見瀬藤野田菅橋  
 米隆健寿文光征一克  
 一信一次雄夫利夫弥法

予5-1-3 相互応援協定書（川口市）

災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、宇都宮市又は川口市のいずれかの市域に大規模な災害が発生し、災害のあった市のみでは十分な応急措置ができない場合において、災害のない市が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（応援活動の内容）

第2条 応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる物資を提供すること。
  - ア 食糧及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
  - イ 被災者の救出、医療及び防疫に必要な資機材
  - ウ 施設の応急復旧等に必要な資機材
- (2) 救助活動に必要な車両等を提供すること。
- (3) 被災者を一時収容するための施設を提供すること。
- (4) 障害者、高齢者その他の災害弱者を受け入れること。
- (5) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、現業職等の職員を派遣すること。
- (6) ボランティアを斡旋すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる援助をすること。

（応援活動の要請）

第3条 応援活動の要請は、電話その他の通信手段を用いて行うものとする。

2 前項の応援要請をしたときは、要請をした市（以下「要請市」という。）の市長は、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

（自主出動）

第4条 災害のない市は、この協定の相手方の市域に大規模な災害が発生したことが判明したときは、相手方の市域の情報収集を行うとともに、自主的な判断により応援活動を実施するものとする。

（応援活動の報告）

第5条 応援活動を実施する市（以下「応援市」という。）の市長は、応援活動の内容を遅滞なく要請市の市長に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援活動に要した経費は、要請市の負担とする。ただし、要請市の被災状況等を勘案し特段の事情が認められるときは、この限りでない。

（災害補償及び損害賠償）

第7条 応援活動に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援市が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えたとき（損害が要請市への往復途

中に生じたものを除く。）は、要請市がその賠償の責めを負う。  
（連絡体制）

第8条 宇都宮市及び川口市（以下「協定市」という。）は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときに速やかに対応できる体制を整えておくものとする。

2 協定市は、事務の円滑な運用を図るため、定期的に災害応援に関する研究をすることともに、地域防災計画等の資料その他の情報の交換をするものとする。  
（必要事項の決定）

第9条 この協定の実施について必要な事項は、その都度、協定市が双方協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成8年3月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成8年3月28日

宇都宮市	川口市
宇都宮市長 増山道保	川口市市長 永瀬洋治

災害時における相互応援に関する実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、応援活動の実施について必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 協定第2条の応援活動を実施する職員は、次の事項を守らなければならない。

(1) 応援市の名を表示する胸章等の標識を付け、身分を明らかにすること。

(2) 災害の状況に応じ、必要な被服、1日分程度の食糧等を携行すること。

(便宜の供与)

第3条 要請市は、協定第2条の規定による応援を受けたときは、災害の状況に応じ、宿舎の幹旋その他の便宜を供与するものとする。

(通 知)

第4条 協定第3条第2項に規定する通知は、応援要請書（様式第1号）によるものとする。

(報 告)

第5条 協定第5条に規定する報告は、応援活動報告書（様式第2号）によるものとする。

(経費の請求)

第6条 協定第6条に規定する経費（ただし書に規定する場合の経費を除く。）の請求は、

応援活動経費請求書（様式第3号）によるものとする。

(連絡担当部課)

第7条 協定第8条第1項に規定する連絡担当部課は、別表のとおりとする。

(資料の交換)

第8条 協定第8条第2項に規定する資料の交換のうち備蓄等の状況に関する情報交換は、備蓄等現勢報告書（様式第4号）により適宜行うものとする。

(適 用)

第9条 この細則は、平成8年3月28日から適用する。

平成8年3月28日

宇都宮市  
宇都宮市長 増 山 道 保

川 口 市  
川 口 市 長 永 瀬 洋 治

別 表 (実施細則第7条関係)

災害時における相互応援に関する連絡担当部課 (省略)

様式第1号 (実施細則第4条関係)

号 日  
第 月 年

市 長 様  
市 名  
市長名 印

応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定第3条第2項及び同協定実施細則第4条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 要 請	年 月 日 ( )	時 分
災害発生日時	年 月 日 ( )	時 分
災害の種別		
災害発生場所		
被害の状況		
要請内容	物資等	[品目・数量]
	人員	[職員の職種・人員・性別]
	期間	
	集場所	
活動内容		
災害現場の最高指揮者の職・氏名		
その他必要事項		

様式第2号 (実施細則第5条関係)

市 長 様  
市 名  
市長名  
印  
年 月 日  
第 月 日  
号  
市 長 様  
市 名  
市長名  
印  
年 月 日  
第 月 日  
号

応 援 活 動 報 告 書

災害時における相互応援に関する協定第5条及び同協定実施細則第5条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 年 月 日 ( ) 時 分
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 場 所	
応 援 活 動 経 過	[ 出 動 時 分 ・ 到 着 時 分 ・ 従 事 時 分 ・ 帰 所 時 分 等 ]
応 援 活 動 概 要	
資 機 材 の 使 用 状 況	応 援 市 の 物 資 機 材 の 使 用 状 況
応 援 活 動 の 最 高 指 揮 者 の 職 氏 名	
応 援 出 動 中 に お け る 各 種 事 故 等 の 概 要	

様式第3号 (実施細則第6条関係)

市 長 様  
市 名  
市長名  
印  
年 月 日  
第 月 日  
号

応 援 活 動 経 費 請 求 書

年 月 日 から 年 月 日 の 間 災 害 時 に お け る 相 互 応 援 に 関 す る 協 定 に よ り 応 援 し た の で 、 同 協 定 第 6 条 及 び 同 協 定 実 施 細 則 第 6 条 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 の と お り 応 援 に 要 し た 経 費 を 請 求 し ま す 。

記

請求金額 円

項 目	内 容	金 額
経 費 の 内 訳		
合 計		円

※添付資料 積算基礎資料

様式第4号(実施細則第8条関係)

第 号  
年 月 日

市 長 様

市 名  
市長名

印

備 蓄 等 現 勢 報 告 書

災害時における相互応援に関する協定第8条第2項及び同協定実施細則第8条の規定に基づき、備蓄等現勢を報告します。

区 別	内 容	数 量	内 容	数 量
防 災 資 機 材				
非 常 食 糧				

(平成 年 月 日現在)

予5-1-4 相互応援協定書（郡山市）

災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、郡山市又は宇都宮市のいずれかの市域に大規模な災害が発生し、災害のあった市のみでは十分な応急措置が実施できない場合において、災害のない市が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（応援活動の内容）

第2条 応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる物資を提供すること。
  - ア 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
  - イ 被災者の救出、医療及び防疫に必要な資機材
  - ウ 施設の応急復旧等に必要資機材
- (2) 救援活動に必要な車両等を提供すること。
- (3) 被災者を一時収容するための施設を提供すること。
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、現業職等の職員を派遣すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる援助をすること。

（応援活動の要請）

第3条 応援活動の要請は、電話その他の通信手段を用いて行うものとする。

2 前項の応援要請をしたときは、要請をした市（以下「要請市」という。）の市長は、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

（自主出動）

第4条 災害のない市は、この協定の相手方の市域に大規模な災害が発生したことが判明したときは、相手方の市域の情報収集を行うとともに、自主的な判断により応援活動を実施するものとする。

（応援活動の報告）

第5条 応援活動を実施する市（以下「応援市」という。）の市長は、応援活動の内容を遅滞なく要請市の市長に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援活動に要した経費は、要請市の負担とする。ただし、要請市の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、この限りでない。

（災害補償及び損害賠償）

第7条 応援活動に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援市が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えたときは、要請市がその賠償の責めを負う。ただし、要請市の市長の指揮下に入る前又は解散命令を受けた後に与えた損害については、この限りではない。

（連絡体制）

第8条 郡山市及び宇都宮市（以下「協定市」という。）は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときに速やかに対応できる体制を整えておくものとする。

2 協定市は、事務の円滑な運用を図るため、定期的に災害応援に関する研究をすることともに、地域防災計画等の資料その他の情報の交換をするものとする。

（必要事項の決定）

第9条 この協定の実施について必要な事項は、その都度、協定市が双方協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成8年9月25日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成8年9月25日

郡山市	藤森英二
郡山市長	
宇都宮市	増山道保
宇都宮市長	

様式第1号（実施細目第4条関係）【宇都宮市地域防災計画 資料編】

市 長 様  
市 名  
市 長 名  
印  
年 月 日  
第 月 日  
号 日

応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定第3条第2項及び同協定実施細目第4条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 要 請 日 時	年 月 日 ( ) 時 分
災 害 発 生 日 時	年 月 日 ( ) 時 分
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 場 所	
被 害 の 状 況	
要 請 内 容	物資等 [品目・数量等]
	人 員 [職員の職種・人員・性別等]
期 間	
集 結 場 所	
活 動 内 容	
災 害 現 場 の 責 任 者 の 職 名 ・ 氏 名	
そ の 他 必 要 事 項	

担 当 者 名  
電 話 番 号  
F A X 番 号

災害時における相互応援に関する協定実施細目

- (趣 旨)
- 第1条 この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、応援活動の実施について必要な事項を定めるものとする。（遵守事項）
- 第2条 協定第2条の応援活動を実施する職員は、次の事項を守らなければならない。  
 (1) 応援市の名を表示する胸章等の標識を付け、身分を明らかにすること。  
 (2) 災害の状況に応じ、必要な被服、1日分程度の食糧等を携帯すること。（便宜の供与）
- 第3条 要請市は、協定第2条の規定による応援を受けたときは、災害の状況に応じ、宿舎の幹旋その他の便宜を供与するものとする。（通 知）
- 第4条 協定第3条第2項に規定する通知は、応援要請書（様式第1号）によるものとする。（報 告）
- 第5条 協定第5条に規定する報告は、応援活動報告書（様式第2号）によるものとする。（経費の請求）
- 第6条 協定第6条に規定する経費（ただし書に規定する場合の経費を除く。）の請求は、応援活動経費請求書（様式第3号）によるものとする。（連絡担当部課）
- 第7条 協定第8条第1項に規定する連絡担当部課は、別表のとおりとする。（資料の交換）
- 第8条 協定第8条第2項に規定する資料の交換のうち備蓄等の状況に関する情報交換は、備蓄等現勢報告書（様式第4号）により適宜行うものとする。（適 用）
- 第9条 この実施細目は、平成8年9月25日から適用する。

平成8年9月25日

郡 山 市  
郡 山 市 長 藤 森 英 二  
宇 都 宮 市  
宇 都 宮 市 長 増 山 道 保

別 表（実施細目第7条関係）

災害時における相互応援のための連絡担当部課（省略）



様式第2号 (実施細目第5条関係)

市 長 様  
市 名  
市長名  
印

年 月 日  
第 月 日  
号

### 応援活動報告書

災害時における相互応援に関する協定第5条及び同協定実施細目第5条の規定に基づき、下記のとおり応援を報告します。

応 援 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 年 月 日 ( ) 時 分
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 場 所	
応 援 活 動 経 過	[出勤時分・到着時分・従事時分・帰所時分等]
応 援 活 動 概 要	
資 機 材 の 使 用 状 況	応援市のもの 要請市から補給を受けたもの
応 援 活 動 の 責 任 者 の 職 名 ・ 氏 名	
応 援 出 動 中 に お け る 各 種 事 故 等 の 概 要	

担 当 者 名 号  
電 話 番 号  
F A X 番 号

様式第3号 (実施細目第6条関係)

市 長 様  
市 名  
市長名  
印

年 月 日  
第 月 日  
号

### 応援活動経費請求書

年 月 日 から 年 月 日 の間、災害時における相互応援に関する協定により応援したので、同協定第6条及び同協定実施細目第6条の規定に基づき、下記のとおり応援に要した経費を請求します。

請求金額 円

項 目	内 容	金 額
経		
費		
の		
内		
訳		
合 計		円

※ 添付資料 (積算基準資料)

担 当 者 名 号  
電 話 番 号  
F A X 番 号

様式第4号（実施細目第8条関係）

号 日  
第 月  
年

市 長 様

市 名  
市長名

印

## 備蓄等現勢報告書

災害時における相互応援に関する協定第8条第2項及び同協定実施細目第8条の規定に基づき、下記のとおり備蓄等現勢を報告します。

記

区 別	内 容	数 量	内 容	数 量
防 災 資 機 材				
非 常 食 糧				

（ 年 月 日現在）

担 当 者 名  
電 話 番 号  
F A X 番 号

予 5-1-5 相互応援協定書（北関東中核都市）

北関東中核都市連携会議災害時相互支援に関する協定書

北関東中核都市連携会議を構成する水戸市、前橋市、宇都宮市及び高崎市は、構成4市を結ぶ交通ネットワークを生かし、災害により被害を受けた構成市(以下「被災市」といふ。)が、自力では十分な応急措置等を行うことが困難である場合及び復旧のため支援を必要とする場合において、相互に協力し、円滑な救助及び支援活動を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(災害)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助及び支援の種類)

第2条 救助及び支援(以下「支援等」という。)の種類は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項に規定するもの
- (2) 支援等に必要なた資機材等の提供
- (3) 応急復旧活動及び事務支援のための職員の派遣
- (4) ボランティアの募集及び派遣
- (5) 傷病者、要介護者、被災者及び避難者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

(支援等の要請)

第3条 被災市は、他の構成市に支援等を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を可能な範囲内で明らかにし、最も確実かつ早急な情報伝達手段により要請を行い、後日、速やかに当該構成市に当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 必要とする支援等の種類
  - (3) 支援等を必要とする期間及び支援等の実施場所
  - (4) 必要とする物資、資機材等の品目、規格及び数量
  - (5) 前条第3号に掲げる支援等を要請する場合には、必要とする職員の職種及び人員並びに被災市での業務内容
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、支援等に必要なた事項
- (支援等の実施等)

第4条 被災市から要請を受けた構成市は、速やかに可能な範囲内において支援等を実施する。

2 前項の規定により支援等を行う構成市(以下「支援市」という。)は、職員を派遣する場合においては、当該職員が自ら消費し、又は使用する物資等を携行させる。

3 支援等の要請を受けた構成市は、当該要請を受けた全部又は一部の支援等を実施でき

ない場合は、速やかに被災市にその旨を連絡しなければならない。

(自主的活動)

第5条 構成市の区域内で災害が発生したときは、被災市以外の構成市は、連携してそれぞれが情報収集を行う。

2 前項の情報収集の結果、災害による被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連携ができないう場合は、被災市以外の構成市は、それぞれ必要と認める範囲において支援等を実施することができる。

(支援等に要する経費の負担)

第6条 支援等に要する経費は、構成市が協議して別に定める。

(原子力災害時における広域避難に関する協力)

第7条 水戸市をUPZ圏内に含む東海第二発電所の緊急事態における水戸市民の広域避難に関し、前橋市、宇都宮市及び高崎市は協力するものとする。

(連絡担当窓口)

第8条 構成市は、防災担当課長を責任者と定め、災害が発生したときは、速やかに連絡がとれる体制を構築するものとする。

2 構成市は、この協定に基づく支援等が円滑に遂行されるよう、必要な情報を共有するものとする。

(補則)

第9条 この協定の実施に必要なた事項、この協定に定めないう事項及び疑義が生じた事項については、そのつど構成市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、各市長が署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年8月21日

水戸市	水戸市長	高橋 靖
前橋市	前橋市長	山本 龍
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤 栄一
高崎市	高崎市長	富岡 賢治

予5-1-6 相互応援協定書（首都圏京都市）

災害時における相互援助に関する協定

首都圏京都市長懇話会を構成する水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、浦和市、甲府市及び横浜市（以下「県都」という。）は、大規模な災害が発生し、被災県都独自では十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、他の県都が相互に援助協力し、被災県都の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（援助の種類）

第1条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品及びそれにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助及び情報収集の活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- (5) 救援・救助及び応急復旧等に必要職員派遣
- (6) 医療機関への被災児童・生徒の受入れ
- (7) 教育機関への被災児童・生徒の受入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（援助の要請）

第2条 被災県都が援助の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

（自主援助）

第3条 大規模災害の発生により、被災県都との連絡がとれない場合で、緊急に援助をすることが必要であると認められるときは、他の県都は自主的な判断に基づき必要な援助を行う。

2 自主援助した県都は、援助内容を被災県都に速やかに連絡する。

3 自主援助した県都は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災県都に提供する。

（援助経費の負担）

第4条 援助に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、援助県都が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、援助物資の調達その他援助に要した経費は、被災県都が負担するものとする。ただし、この規定により難しい場合は、別途協議するものとする。

（受入体制の整備）

第5条 各県都は、災害時における他の県都からの援助物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を定めるものとする。

（通信体制の整備）

第6条 各県都は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努めるものとする。

（協定に関する協議）

第7条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、防災担当者連絡会議において、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに常に情報の交換に努めるものとする。

（訓練の実施）

第8条 各県都は、協定の実効性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を実施するものとする。

（補 則）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日等）

第10条 この協定は、平成8年10月23日から施行する。

2 災害時における相互援助に関する協定（昭和61年11月28日締結）は廃止する。

この協定の締結を証するため、県都記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成8年10月23日

水戸市	長岡市	岡田市	広島市
前橋市	長岡市	萩原市	弥生市
宇都宮市	長岡市	増山市	保道市
千葉市	長岡市	松井市	旭市
浦和市	長岡市	相川市	宗一市
甲府市	長岡市	山本市	栄市
横浜市	長岡市	高市	秀市

災害時における相互援助に関する協定 実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互援助に関する協定（以下「協定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(援助調整県都の設置)

第2条 被災県都への効率的な援助を実施するため、その調整を行う援助調整県都をあらかじめ定めるものとする。

2 援助調整県都は、別表のとおりとする。

3 災害の規模により、援助調整県都による調整が困難なときは、首都圏県都共同運営による援助調整本部を設置し、当該援助調整本部が援助調整県都の役割を担うものとする。

4 被災県都と援助県都の連絡調整は、原則として、援助調整県都及び援助調整本部（以下「援助調整県都等」という。）を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第3条 援助調整県都等は、被災県都の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができ。

(援助要請の手続)

第4条 被災県都は、電話等により次の事項を明らかにして、援助調整県都等を経由し、援助を要請するものとする。この場合において、要請等の内容は、要請の時点で判明しているものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 物資等の提供に関する援助（以下「物的援助」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
  - (3) 職員の派遣に関する援助（以下「人的援助」という。）を要請するときは、活動内容、要請人員、場所、期間等
  - (4) 前2号に規定する援助以外の援助を要請するときは、要請の内容、場所、期間等
  - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 被災県都は、援助要請をしたときは、できる限り速やかに、援助要請書（様式第1号）を援助県都に送付する。

(援助実施の手続)

第5条 援助県都は、援助を実施する事項について援助計画を作成する。

2 援助県都は、次の事項についての援助計画を援助調整県都等に連絡した上、援助を実施する。また、援助調整県都等は、被災県都との連絡が可能なときは、援助内容についての連絡調整を行う。

- (1) 物的援助をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
  - (2) 人的援助をするときは、活動内容、派遣人員、場所、期間等
  - (3) その他の援助をするときは、援助の内容、場所、期間等
  - (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 3 援助県都は、前項の援助を行ったときは、速やかに援助通知書（様式第2号）を援助調整県都等及び被災県都に送付する。

(援助物資の受領通知)

第6条 被災県都は、前条の援助通知書に基づき物資等を受領したときは、援助調整県都等を経由し、援助県都に援助物資等受領書（様式第3号）を送付するものとする。

(援助終了の報告)

第7条 援助県都は、援助を終了したときは、援助調整県都等を経由し、被災県都に援助終了報告書（様式第4号）を送付するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 各県都は、災害時に効率的な相互援助が実施できるよう、あらかじめ相互援助に関する連絡担当部局を定め、部局名、連絡先等必要な事項を他の県都に周知するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年10月23日から実施する。

附 則

この実施細目は、平成24年1月27日から実施する。

別 表

実施細目第2条に規定する援助調整県都は、次のとおりとします。

被災県都	連絡担当部局	
	第1順位	第2順位
水戸市	前橋市	横浜市
前橋市	甲府市	水戸市
宇都宮市	横浜市	千葉市
千葉市	さいたま市	甲府市
甲府市	水戸市	前橋市
横浜市	宇都宮市	さいたま市
さいたま市	千葉市	宇都宮市

様式第1号 (第2条関係)

(援助県都市長) 様	被災県都市長 印	第 年 月 日 号
<b>援助要請書</b>		
災害時における相互援助に関する協定に基づき、援助を要請します。		
記		
1 援助を要請する理由		
2 添付書類 細目第2条第1項に定める事項		
		担当者名 電話番号 FAX番号

様式第2号 (第3条関係)

(被災県都市長) 様	援助県都市長 印	第 年 月 日 号
<b>援助通知書</b>		
災害時における相互援助に関する協定に基づき、別紙のとおり援助します。		
記		
添付書類 細目第3条第2項に定める事項		
		担当者名 電話番号 FAX番号

様式第3号 (第4条関係)

第 年 月 日 号

(援助県都市長) 様

被災県都市長 印

## 援助物資等受領書

災害時における相互援助に関する協定に基づく援助物資等を下記のとおり受領いたしました。

品 目	数	量

記

担当者名  
電話番号  
FAX番号

様式第4号 (第5条関係)

第 年 月 日 号

(被災県都市長) 様

援助県都市長 印

## 援助終了報告書

年 月 日付 第 号で通知した援助については、下記のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

1 援助事項  
 (1) 物資援助  
     援助品目・数量

(2) 人的援助  
     派遣人員

(3) その他の援助  
     援助内容

担当者名  
電話番号  
FAX番号

予5-1-1-7 相互応援協定書（中核市）

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

- 第1条 応援の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
  - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書の後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合には、物資等の品名、数量等
  - (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合には、職員の職種及び人員並びに業務内容
  - (4) 応援場所及び応援場所への経路
  - (5) 応援の期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- （応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当当事者会議の補助機関として中核市市長会防災担当当事者会議を置く。

（事務局）

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当当事者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第12条 この協定は、令和2年4月1日から効力を発生するものとする。

令和2年4月1日

水 戸 市 市 長 高 橋 靖  
吹 田 市 市 長 後 藤 圭 二



司樹總郎庸美彦敬織明幹郎人仁也久男郎正幸勉子	健繁房志元和義正香芳直太秀克誠富則一博保幹	藤内登川村澤浦東原広田西志崎上長藤敷久間	佐長泉石仲稲深松伊新杖前大野岡田朝佐戸森大城	長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長	市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	津中石宮良崎取江敷山関松山知崎世分崎兒留霸	大豊明西奈尼鳥松倉吳福下高松高長佐大宮鹿久那	市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	津中石宮良崎取江敷山関松山知崎世分崎兒留霸	大豊明西奈尼鳥松倉吳福下高松高長佐大宮鹿久那	協定締結権者	豊田	豊田	豊田
------------------------	-----------------------	----------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	--------	----	----	----

樹人彦眞志弘浩里男明一努明夫徹明保龍治志志義一一雄直一宏史陸右輔和泰啓	壽将晃孝萬敏裕栄善信克浩賢孝雅之新雄久正光康剛桂慶義秀正	藤川寺林積藤幡川水藤藤橋合木戸地山本岡森野村口藤橋原田田見松瀬田元花	工西小小總佐木品清谷佐高川奥松上秋山富石森山東種加柴佐内濱伏大広野清尾	長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長	市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	館川森戸田形島山わ岡宮谷越川口橋賀市橋崎子山沢井府野阜橋崎槻方尾川阪路山	函旭青八秋山福郡い盛宇越川川船横柏前高八富金福甲長岐豊岡高枚八寝東姫和	市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	館川森戸田形島山わ岡宮谷越川口橋賀市橋崎子山沢井府野阜橋崎槻方尾川阪路山	函旭青八秋山福郡い盛宇越川川船横柏前高八富金福甲長岐豊岡高枚八寝東姫和
-------------------------------------	------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------

中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第1.1条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市(以下「応援要請市」という。)の負担とし、その他の経費は応援をした市(以下「応援市」という。)の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援(以下「応援業務」という。)に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。)の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用す

る。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、令和2年4月1日から効力を発生するものとする。

令和2年4月1日

水戸市	水戸市	水戸市	長	高橋	靖
吹田市	吹田市	吹田市	長	後藤	圭二
函館市	函館市	函館市	長	工藤	樹人
旭川市	旭川市	旭川市	長	西川	将晃
青森市	青森市	青森市	長	小野	寺晃
八戸市	八戸市	八戸市	長	小林	真志
秋田市	秋田市	秋田市	長	穂積	孝弘
山形市	山形市	山形市	長	佐藤	浩
福島市	福島市	福島市	長	木幡	里
郡山市	郡山市	郡山市	長	品川	敏男
いわき市	いわき市	いわき市	長	清水	明一
盛岡市	盛岡市	盛岡市	長	谷藤	裕
宇都宮市	宇都宮市	宇都宮市	長	佐藤	栄
越谷市	越谷市	越谷市	長	高橋	善
川口市	川口市	川口市	長	川合	明夫

久男 郎正 幸勉 子  
 富則 一博 保幹  
 上長 藤樹 敷久 間  
 田朝 佐戸 森大 城彦  
 長長 長長 長長 長長  
 市市 市市 市市 市市  
 崎保 世分 崎島 米長 太  
 長佐 大宮 鹿兒 久那 田  
 市市 市市 市市 市市 市市  
 崎保 世分 崎島 米長 太  
 長佐 大宮 鹿兒 久那 田

協定締結権者  
 豊田市 豊田市長 豊田市長

徹明 保龍 治志 志義 一一 雄直 一宏 史隆 右輔 和泰 啓司 樹穂 郎庸 美彦 敬織 明幹 郎人 仁也  
 克浩 賢孝 雅之 新雄 久正 光康 剛桂 慶義 秀正 健繁 房志 元和 義正 香芳 直太 秀克 誠  
 戸地 山本 岡森 野村 口藤 橋原 田田 見松 瀬田 元花 藤内 井登 川村 澤浦 東原 広晋 西志 崎  
 松上 秋山 富石 森山 東種 加柴 佐内 濱伏 大広 野清 尾佐 長泉 石仲 稲深 松伊 新枝 前大 野岡  
 長長  
 市市  
 橋須 橋崎 王子 山沢 井府 野野 阜橋 崎規 方尾 屋川 阪山 津中 石宮 良崎 取江 敷山 関松 山知  
 船横 柏前 高八 富金 福甲 長岐 豊岡 高枚 八寝 東姫 和 大豊 明西 奈尼 鳥松 倉呉 福下 高松 高  
 市市  
 橋賀 橋崎 子山 沢井 府野 阜橋 崎規 方尾 屋大 阪山 津中 石宮 良崎 取江 敷山 関松 山知  
 船横 柏前 高八 富金 福甲 長岐 豊岡 高枚 八寝 東姫 和 大豊 明西 奈尼 鳥松 倉呉 福下 高松 高

予5-1-8 相互応援協定書（災害廃棄物の処理）

栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書

（趣旨等）

- 第1条 この協定は、災害の発生時において、栃木県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物等の処理を円滑に実施するために相互応援（以下「相互応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項に基づく相互応援については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定により、県と県内の市町村との間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の規定に間わず、この協定を適用する。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物及び被災した市町村等による処理が困難と認められるその他廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びびあせせん
- (2) 災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあせせん
- (3) 災害廃棄物等のほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為

（応援要請）

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び前項の規定による応援要請の内容を踏まえ、被災しなかつた市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合においては、応援を要請した市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り、応援を実施するものとする。

2 県又は被災した市町村等からの応援の要請がない場合において、緊急に応援の必要があると認められた市町村等は、応援を行うことができるものとする。

3 前項の規定により応援を行う市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

（応援実施内容の報告）

第5条 前条に基づき応援を実施した市町村等は、その応援内容を応援報告書により県に報告するものとする。

（経費負担）

第6条 第4条第1項及び第2項に規定する応援に要する経費は、被災した市町村等が負担するものとし、応援した市町村等に支払うものとする。なお、その額は当該市町村等間で協議の上、

決定するものとする。

（情報交換）

第7条 県及び市町村等は、平常時から必要な情報の相互交換等を実施し、この協定に基づく応援が円滑に行われるように努めるものとする。

（民間業者への協力要請）

第8条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、県においては環境森林部廃棄物対策課、市町村等においては、廃棄物処理担当部署とする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議の上定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成20年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書41通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月21日

- 栃木県知事 福田 富一
- 宇都宮市長 佐藤 栄一
- 足利市長 吉谷 宗夫
- 栃木市長 日向野 義幸
- 佐野市長 岡部 正英
- 鹿沼市長 阿部 和夫
- 日光市長 齋藤 文夫
- 小山市長 大久保 寿夫
- 真岡市長 福田 武集
- 大田原市長 千保 一夫
- 矢板市長 遠藤 忠
- 那須塩原市長 栗川 仁
- さくら市長 秋元 喜平
- 那須烏山市長 大谷 範雄
- 下野市長 広瀬 寿雄
- 上三川町長 猪瀬 成男
- 西方町長 若林 照一
- 二宮町長 藤田 忠義
- 益子町長 大塚 朋之
- 茂木町長 古口 達也

市貝町長 小林利恒  
 芳賀町長 豊田征夫  
 壬生町長 清水英世  
 野木町長 永田元一  
 大平町長 鈴木俊美  
 藤岡町長 永島源作  
 岩舟町長 栃木實  
 都賀町長 青木富士夫  
 塩谷町長 柿沼尚志  
 高根沢町長 高橋克法  
 那須町長 佐藤正洋  
 那珂川町長 川崎和郎  
 那須地区広域行政事務組合 管理者 栗川仁  
 佐野地区衛生施設組合 管理者 岡部正英  
 芳賀郡中部環境衛生事務組合 管理者 大塚朋之  
 栃木地区広域行政事務組合 管理者 日向野義幸  
 芳賀地区広域行政事務組合 組合長 福田武集  
 真岡・二宮地区清掃事務組合 管理者 福田武集  
 南那須地区広域行政事務組合 組合長 大谷範雄  
 塩谷広域行政組合 管理者 遠藤忠  
 小山広域保健衛生組合 管理者 大久保寿夫

予5-1-1-9 相互応援協定書（全国卸売市場）

全国中央卸売市場協会関東支都災害時相互応援に関する協定

この協定は、宇都宮市、大宮市、千葉市、船橋市、東京都、横浜市、川崎市、藤沢市、甲府市、静岡及び浜松市の各中央卸売市場を開設する都市において地震等による災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場が生鮮食料品を被災者等に供給する場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災者等に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) その他特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市の中央卸売市場は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場においては、その品名及び数量
  - (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段
  - (4) 被災都市に開設されている中央卸売市場が複数にわたる場合、応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
  - (5) 応援の期間
  - (6) 人的応援を要請する場においては、宿泊施設の確保
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- （協定の順守）

第3条 応援を要請された都市の中央卸売市場は、信義誠実の原則に則り、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、応援を要請する中央卸売市場を開設する都市の負担とする。ただし、応援する都市が自主的に行う救援物資に伴う費用は無償とする。

（連絡担当部局）

第5条 この協定を締結する都市の中央卸売市場は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、この協定を締結する都市の中央卸売市場が協議して定めるものとする。

第7条 この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、各中央卸売市場は記名押

印の上、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成7年10月26日から効力を生ずる。

平成7年10月26日

宇都宮市中央卸売市場 代表者	宇都宮市長	増山	道保
大宮市食肉中央卸売市場 代表者	大宮市長	新藤	享弘
千葉市中央卸売市場 代表者	千葉市長	松井	旭
船橋市中央卸売市場 代表者	船橋市長	大橋	和夫
東京都中央卸売市場 代表者	東京中央卸売市場長	番所	宏吾
横浜市中央卸売市場 代表者	横浜市長	高秀	秀信
川崎市中央卸売市場 代表者	川崎市長	高橋	清
藤沢市中央卸売市場 代表者	藤沢市長	葉山	峻
甲府市中央卸売市場 代表者	甲府市長	山本	栄彦
静岡中央卸売市場組合 管理者	静岡市長	小嶋	善吉
浜松市公設卸売市場 代表者	浜松市長	栗原	勝

予5-1-10 水道災害相互応援覚書（川口市、前橋市、水戸市）

水道災害相互応援に関する覚書

（趣旨）

第1条 この覚書は、水道災害時における相互応援について、川口市、宇都宮市、前橋市及び水戸市（以下「関係市」という。）との間に必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 関係市が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の応援
- (2) 施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 作業に必要な車両及び機械等の提供

2 関係市は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに添うよう努めるものとする。

（応援の期間）

第3条 応援の期間は、5日以内とする。ただし、協議によりその期間を延長することができる。

（援助経費の負担）

第4条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した市がするものとする。ただし、法令その他別に定めがあるもののほか、これによりがたい経費については、別に実施細則で定めるものとする。

2 応援を要請した市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市から要請があった場合には、応援要請を受けた市は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（応援体制の連絡方法）

第5条 関係市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定めるとともに、災害時の応援が円滑に行えるよう応援体制表及び相互応援連絡表を作成し、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

（応援要請の方法）

第6条 災害時において応援を要請しようとする市は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1項第1号に規定する応援の人数及び時間等
- (3) 第2条第1項第2号並びに第3号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

（応援活動の実施）

第7条 応援を要請しようとする市は、対策本部の中に応援担当の責任者を置き、応援要請を受けた市は、その者との密接な連絡のもとに応援活動をすすめるものとする。

（その他）

第8条 この覚書に定めのない事項は、別に企業管理者が協議して定める。

（適用）

第9条 この覚書は、平成18年7月27日から実施する。

この覚書の成立を証するため、本書4通を作成し、関係市記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年7月27日

川口市長  
宇都宮市長  
前橋市長  
水戸市長

川口市長  
宇都宮市長  
前橋市長  
水戸市長

予5-1-1-1 水道水の相互融通（芳賀中部上水道企業団）

宇都宮芳賀緊急時連絡管の設置に関する基本協定書

宇都宮市（以下「甲」という。）と芳賀中部上水道企業団（以下「乙」という。）は、非常時に おける水道水の相互融通のための緊急時連絡管（以下「連絡管」という。）の設置に関し、次のと おり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、連絡管を設置することにより、震災時や大規模な施設事故等の非常時 に、水道水を相互に融通し、給水の安定性の確保を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 連絡管の名称は、「宇都宮芳賀緊急時連絡管」とする。

（連絡管の設備及び設置箇所）

第3条 連絡管の口径は、100mmとし、連絡管には付帯設備を設置する。

2 連絡管の設置箇所は、主要地方道宇都宮茂木線沿いの宇都宮市と芳賀町の境界付近とする。

（設計及び施工）

第4条 連絡管及び付帯設備（以下「施設」という。）の設計（以下「設計」という。）並びに施 設の施工（以下「施工」という。）は、乙が行う。

2 設計及び施工の詳細は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（設計の完了及び変更）

第5条 乙は、設計を完了したときは、甲に成果物を送付するものとする。

2 乙は、施工開始後、設計の変更を要するときは、甲と協議して設計を変更するものとする。

（完了期限）

第6条 乙は、平成26年3月31日までに施設建設を完了するものとする。ただし、やむを得 ない事由により、完了期限の変更を要するときは、甲と乙が協議して変更するものとする。

2 乙は、施設建設が完了したときは、甲にしゅん工図書を送付するものとする。

（施設建設費及び負担割合）

第7条 施設建設に要する費用（以下「施設建設費」という。）の概算金額は、 5,000,000円とする。ただし、物価の変動、工法の変更等により、施設建設費の変更 を要するときは、甲と乙が協議して変更するものとする。

2 施設建設費用については、甲乙両者がそれぞれ2分の1を負担するものとする。

（施設の所有）

第8条 完成した施設は、甲乙両者の共有とし、持分はそれぞれ2分の1とする。

（住民周知等）

第9条 施工に伴い必要となる付近住民への周知や施工に伴って生じた第三者からの苦情の処理 等は、原則として乙が行うものとし、甲は必要に応じて、これに協力するものとする。

（損害の負担）

第10条 施工に伴って生じた損害の負担は、明らかにこの責に帰する場合は除き、甲と乙とが 協議して定めるものとする。

（管理運用協定の締結）

第11条 甲及び乙は、施設の維持管理及び運用について、別途、管理運用協定を締結するもの とする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定 めるものとする。

この基本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有 する。

平成25年11月28日

甲 宇都宮市

宇都宮市上下水道事業管理者 津田 昌利

乙 芳賀中部上水道企業団

企業長

豊田 征夫



予5-1-1-2 相互応援協定（水戸市）

原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書

宇都宮市（以下「甲」という。）と水戸市（以下「乙」という。）は東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害」という。）における水戸市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成27年3月策定）（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行い、水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（県外広域避難の基本的事項）

- 第2条 原子力災害時において、水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めるときは、甲は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。
- 2 水戸市民を受け入れる場所は、甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定められた施設の一部（以下「避難所」という。）とする。
- 3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受ける。
- 4 県外広域避難の実施に当たっては、乙は、茨城県及び栃木県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

（県外広域避難の受入要請等）

- 第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。
- 2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。
- 3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び栃木県並びに甲と協議して決定する。

（避難退域時検査（スクリーニング）等）

第5条 県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

（必要物資等）

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらうよう要請することができる。

（費用の負担）

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者等）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制（様式2）を整え、毎年度更新する。

（相互応援）

第10条 乙は、甲が被災し、復旧のための支援など、応援を必要とする場合においては、全面的に甲に対する支援を行うものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月21日

	宇都宮市	
甲		
	宇都宮市長 佐藤 栄一	
	水戸市	
乙		
	水戸市長 高橋 靖	

## 予5-2 消防相互応援協定の締結状況

協 定 名	締 結 年 月 日	関 係 市 町 村 名
消 防 相 互 応 援 協 定	昭和54年12月20日	鹿沼地区広域行政事務組合
〃	昭和55年3月31日	真岡市, 芳賀地区広域行政事務組合
〃	昭和56年3月9日	石橋地区消防組合, 壬生町, 上三川町
特殊災害消防相互応援協定	昭和56年5月20日	栃木県下常設消防機関を設置する市町村
消 防 相 互 応 援 協 定	昭和61年3月24日	高根沢町, 塩谷広域行政組合
消 防 相 互 応 援 協 定	平成18年4月25日	日光市

予5-2-1 消防相互応援協定書（鹿沼地区）

消防相互応援協定書

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防組織法第21条第2項の規定に基づき宇都宮市と鹿沼地区広域行政事務組合（以下「協定市」という。）との間において、消防相互応援協定に関し必要な事項を定めもって消防業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（応援の区域）

第2条 この協定による応援区域は、協定市の管轄区域内とする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災又はその他特殊災害の場合
- (2) 協定市の境界地域に発生した災害の場合

（応援の要請）

第4条 前条第1号に定める災害が発生した協定市は、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話等により派遣を要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の現場

(2) 災害の概況

(3) 応援を必要とする消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）救急隊及び関係資器材（以下「消防隊等」という。）の数量

(4) その他必要事項

（要請による応援派遣）

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市は、すみやかに消防隊等を派遣するものとする。ただし、応援側区域内に災害が発生し又は発生しようとしている災害に対処するため派遣が不可能な場合、若しくは、要請数にかかわらず応援可能な限度で派遣する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において、応援要請を受けた協定市はその旨を要請側に急報するものとする。

（要請によらない応援派遣）

第6条 協定市の地域内に発生した火災等の災害を覚知し、その災害が第3条第1号の規定に該当するときは、協定市の要請を待つことなく、応援側の状況判断により必要と認める消防隊等を派遣するものとする。

2 協定市の地域内において、第3条第2号に定める災害の発生を覚知したときは、応援側の状況判断により必要と認める消防隊等を派遣するものとする。

3 前2項の場合により消防隊等を派遣したときは、その旨を協定市に通報するものとする。

（応援側の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- (1) 受援側の消防長（消防署長）又は消防団長とする。
- (2) 指揮は、応援隊の最高指揮者に対して行うことを原則とする。（応援隊の報告）

第8条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び災害活動の状況を現場の最高指揮者に報告をするものとする。

（応援に要する経費）

第9条 応援に要した経費については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援により使用した化学消火剤、現場における燃料補給及び給食については、原則として受援側の負担とする。
- (2) 応援隊の出動手当、軽微な機械器具及び被服等の修理に要する経費は、応援側の負担とする。
- (3) 応援に際し生じた重大な機械器具の破損に要する経費、消防隊員の公務災害補償等に要する経費又は前各号以外の経費については、関係当事者間で、その都度協議のうえ決定する。
- （その他）

第10条 この協定に規定していない事項、または疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする

第11条 本協定を証するため、正本2通を作成し、当事者各1通を保管するものとする。

付 則

この協定は、昭和55年1月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

昭和54年12月20日

宇都宮市長 増山 道保

鹿沼地区広域行政事務組合

管理者（鹿沼市長）

古澤 俊一

予5-2-2 消防相互応援協定書（真岡市、芳賀町、芳賀地区）

消防相互応援協定書

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防組織法第21条第2項の規定に基づき宇都宮市（以下「甲」という。）と真岡市、芳賀町及び芳賀地区広域行政事務組合（以下「乙」という。）との間において、消防相互応援協定に関し必要な事項を定め、もって消防業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（応援の区域）

第2条 この協定による応援区域は、甲又は乙の管轄区域内とする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災又はその他特殊災害の場合
  - (2) 甲又は乙の境界地域に発生した災害の場合
- （応援の要請）

第4条 前条第1号に定める災害が発生した甲又は乙は、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話等により派遣を要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の現場

(2) 災害の概況

(3) 応援を必要とする消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）救急隊及び関係資器材（以下「消防隊等」という。）の数量

(4) その他必要事項

（要請による応援派遣）

第5条 前条の規定により応援要請を受けた甲又は乙は、すみやかに消防隊等を派遣するものとする。ただし、応援側区域内に災害が発生し又は発生しようとしている災害に対処するため派遣が不可能な場合、若しくは、要請数にかかわらず応援可能な限度で派遣する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において、応援要請を受けた甲又は乙は、その旨を要請側に急報するものとする。

（要請によらない応援派遣）

第6条 甲又は乙の地域内に発生した火災等の災害を覚知し、その災害が第3条第1号の規定に該当するときは、甲又は乙の要請を待つことなく、応援側の状況判断により必要と認めうる消防隊等を派遣するものとする。

2 甲又は乙の地域内において、第3条第2号に定める災害の発生を覚知したときは、応援側の状況判断により必要と認めうる消防隊等を派遣するものとする。

3 前2項の場合により消防隊等を派遣したときは、その旨を甲又は乙に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- (1) 受援側の消防長（消防署長）又は、消防団長とする。
- (2) 指揮は、応援隊の最高指揮者に対して行うことを原則とする。（応援隊の報告）

第8条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び災害活動の状況を現場の最高指揮者に報告をするものとする。

（応援に要する経費）

第9条 応援に要した経費については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援により使用した化学消火剤、現場における燃料補給及び給食については、原則として受援側の負担とする。
  - (2) 応援隊の出勤手当、軽微な機械器具及び被服等の修理に要する経費は、応援側の負担とする。
  - (3) 応援に際し生じた重大な機械器具の破損に要する経費、消防隊員の公務災害補償等に要する経費又は、前各号以外の経費については、関係当事者間で、その都度協議のうえ決定する。
- （その他）

第10条 この協定に規定していない事項、または、疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする

第11条 本協定を証するため、正本2通を作成し、当事者各1通を保管するものとする。

付 則

この協定は、昭和55年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

昭和55年3月31日

甲	宇都宮市長	増	山	道	保
乙	真岡市長	中	里	精	
	芳賀町長	上	野	修	男
	芳賀地区広域行政事務組合長				
		中	里	精	

予5-2-3 消防相互応援協定書（石橋町、上三川町、壬生町、石橋地区）

消防相互応援協定書

- (協定の目的)
- 第1条 この協定は、消防組織法第21条第2項の規定に基づき宇都宮市（以下「甲」という。）と石橋町、上三川町、壬生町及び石橋地区消防組合（以下「乙」という。）との間において、消防相互応援協定に関し必要な事項を定め、もって消防業務の円滑な運営を図ることを目的とする。
- (応援の区域)
- 第2条 この協定による応援区域は、甲又は乙の管轄区域内とする。
- (応援の種類)
- 第3条 応援の種類は、次のとおりとする。
- (1) 大規模な火災又はその他特殊災害の場合
  - (2) 甲又は乙の境界地域に発生した災害の場合
- (応援の要請)
- 第4条 前条第1号に定める災害が発生した甲又は乙は、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話等により派遣を要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。
- (1) 災害の現場
  - (2) 災害の概況
  - (3) 応援を必要とする消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）救急隊及び関係資器材（以下「消防隊等」という。）の数量
  - (4) その他必要事項
- (要請による応援派遣)
- 第5条 前条の規定により応援要請を受けた甲又は乙は、すみやかに消防隊等を派遣するものとする。ただし、応援側区域内に災害が発生し又は発生しようとしている災害に対処するため派遣が不可能な場合、若しくは、要請数にかかわらず応援可能な限度で派遣する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書きの場合において、応援要請を受けた甲又は乙は、その旨を要請側に急報するものとする。
- (要請によらない応援派遣)
- 第6条 甲又は乙の地域内に発生した火災等の災害を覚知し、その災害が第3条第1号の規定に該当するときは、甲又は乙の要請を待つことなく、応援側の状況判断により必要と認める消防隊等を派遣するものとする。
- 2 甲又は乙の地域内において、第3条第2号に定める災害の発生を覚知したときは、応援側の状況判断により必要と認める消防隊等を派遣するものとする。
- 3 前2項の場合により消防隊等を派遣したときは、その旨を甲又は乙に通報するものとする。

(応援側の指揮)

- 第7条 応援側の指揮は、次によるものとする。
- (1) 受援側の消防長（消防署長）又は、消防団長とする。
  - (2) 指揮は、応援側の最高指揮者に対して行うことを原則とする。
- 第8条 応援側の長は、現場到着、引揚げ及び災害活動の状況を現場の最高指揮者に報告をするものとする。
- (応援に要する経費)
- 第9条 応援に要した経費については、次に掲げる方法により処理するものとする。
- (1) 応援により使用した化学消火剤、現場における燃料補給及び給食については、原則として受援側の負担とする。
  - (2) 応援隊の出勤手当、軽微な機械器具及び被服等の修理に要する経費は、応援側の負担とする。
  - (3) 応援に際し生じた重大な機械器具の破損に要する経費、消防隊員の公務災害補償等に要する経費又は前各号以外の経費については、関係当事者間で、その都度協議のうえ決定する。
  - (その他)
- 第10条 この協定に規定していない事項、または、疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。
- 第11条 本協定を証するため、正本2通を作成し、当事者各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和56年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

昭和56年3月9日

甲	宇都宮市長	増	山	道	保
乙	石橋町長	若	松	元	一
乙	上三川町長	稲	葉	宗	敏
乙	壬生町長	佐	藤	正	幸
乙	石橋地区消防組合				
	管理者	若	松	元	一

予5-2-4 特殊災害消防相互応援協定書（県内関係市町）

附 則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

（趣 旨）

第1条 特殊災害防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

特殊災害消防相互応援協定書

昭和56年5月20日

宇 足	利 宮 市	長	山 道 保
栃木地区広域行政事務組合	市 務 組 合	管 理 者	田 幸 久
佐野地区広域消防組合	消 防 組 合	長	田 英 太 郎
鹿沼地区広域行政事務組合	消 防 組 合	管 理 者	木 達 三
日光地区広域消防組合	消 防 組 合	長	澤 俊 一
今 斎	市 務 組 合	長	野 仁 十 郎
小 栗	市 務 組 合	長	藤 昭 男
芳賀地区広域行政事務組合	行 政 行 務 組 合	長	地 政 夫
大田原地区広域消防組合	消 防 組 合	長	菊 恒 三 郎
塩谷広域行政事務組合	消 防 組 合	管 理 者	渡 辺 正 義
黒磯那須消防組合	消 防 組 合	長	大 谷 英 一
石橋地区消防組合	消 防 組 合	管 理 者	月 江 富 治 郎
藤 原 町	消 防 組 合	長	松 元 一
南那須地区広域行政事務組合	行 政 行 務 組 合	長	光 一 郎

第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

（対象災害）

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消火力をもつては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

（応援要請）

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）を、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

（応援出動）

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理費の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

（適用除外）

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は抵触する部分については、この協定を適用しないものとする。

（疑義等の協議）

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

予5-2-5 消防相互応援協定書（高根沢町，塩谷地区）

消防相互応援協定書

- (協定の目的)
- 第1条 この協定は、消防組織法第21条第2項の規定に基づき宇都宮市（以下「甲」という。）と高根沢町及び塩谷広域行政組合（以下「乙」という。）との間において、消防相互応援協定に關し必要な事項を定め、もって消防業務の円滑な運営を図ることを目的とする。
- (応援の区域)
- 第2条 この協定による応援区域は、甲又は乙の管轄区域内とする。
- (応援の種類)
- 第3条 応援の種類は、次のとおりとする。
- (1) 大規模な火災又はその他特殊災害の場合
  - (2) 甲又は乙の境界地域に発生した災害の場合
- (応援の要請)
- 第4条 前条第1号に定める災害が発生した甲又は乙は、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話等により派遣を要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。
- (1) 災害の現場
  - (2) 災害の概況
  - (3) 応援を必要とする消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊及び関係資器材（以下「消防隊等」という。）の数量
  - (4) その他必要事項
- (要請による応援派遣)
- 第5条 前条の規定により応援要請を受けた甲又は乙は、すみやかに消防隊等を派遣するものとする。ただし、応援側区域内に災害が発生し、又は発生しようとしている災害に対処するため派遣が不可能な場合、若しくは、要請数にかかわらず応援可能な限度で派遣する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書きの場合において、応援要請を受けた甲又は乙は、その旨を要請側に急報するものとする。
- (要請によらない応援派遣)
- 第6条 甲又は乙の地域内に発生した火災等の災害を覚知し、その災害が第3条第1号の規定に該当するときは、甲又は乙の要請を待つことなく、応援側の状況判断により必要と認めうる消防隊等を派遣するものとする。
- 2 甲又は乙の地域内において、第3条第2号に定める災害の発生を覚知したときは、応援側の状況判断により必要と認めうる消防隊等を派遣するものとする。
- 3 前2項の場合により消防隊等を派遣したときは、その旨を甲又は乙に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第7条 応援隊の指揮は、次によるものとする。
- (1) 受援側の消防長（消防署長）又は、消防団長とする。
  - (2) 指揮は、応援隊の最高指揮者に対して行うことを原則とする。
- (応援隊の報告)
- 第8条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び災害活動の状況を現場の最高指揮者に報告するものとする。
- (応援に要する経費)
- 第9条 応援に要した経費については、次に掲げる方法により処理するものとする。
- (1) 応援により使用した化学消火剤、現場における燃料補給及び給食については、原則として受援側の負担とする。
  - (2) 応援隊の出勤手当、軽微な機械器具及び被服等の修理に要する経費は、応援側の負担とする。
  - (3) 応援に際し生じた重大な機械器具の破損に要する経費、消防隊員の公務災害補償等に要する経費又は前各号以外の経費については、関係当事者間で、その都度協議のうえ決定する。
- (その他)
- 第10条 この協定に規定していない事項、または、疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。
- 第11条 本協定を証するため、正本3通を作成し、当事者各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和61年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

昭和61年3月24日

甲	宇都宮市長	増	山	道	保
乙	高根沢町長	阿	久	津	勝
乙	塩谷広域行政組合	山	口	公	久
	管理者				

予5-2-6 消防相互応援協定書（日光市）

消防相互応援協定書

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防組織法第39条第2項の規定に基づき宇都宮市と日光市（以下「協定市」という。）との間において、消防相互応援協定に関し必要な事項を定め、もって消防業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（応援の区域）

第2条 この協定による応援区域は、協定市の管轄区域内とする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災又はその他特殊災害の場合
- (2) 協定市の境界地域に発生した災害の場合

（応援の要請）

第4条 前条第1号に定める災害が発生した協定市は、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話等により派遣を要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の現場

(2) 災害の概況

(3) 応援を必要とする消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）救急隊及び関係資器材（以下「消防隊等」という。）の数量

(4) その他必要事項

（要請による応援派遣）

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市は、すみやかに消防隊等を派遣するものとする。ただし、応援側区域内に災害が発生し又は発生しようとしている災害に対処するため派遣が不可能な場合、若しくは、要請数にかかわらず応援可能な限度で派遣する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において、応援要請を受けた協定市はその旨を要請側に急報するものとする。

（要請によらない応援派遣）

第6条 協定市の地域内に発生した火災等の災害を覚知し、その災害が第3条第1号の規定に該当するときは、協定市の要請を待つことなく、応援側の状況判断により必要と認める消防隊等を派遣するものとする。

2 協定市の地域内において、第3条第2号に定める災害の発生を覚知したときは、応援側の状況判断により必要と認める消防隊等を派遣するものとする。

3 前2項の場合により消防隊等を派遣したときは、その旨を協定市に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- (1) 受援側の消防長（消防署長）又は消防団長とする。
- (2) 指揮は、応援隊の最高指揮者に対して行うことを原則とする。（応援隊の報告）

第8条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び災害活動の状況を現場の最高指揮者に報告をするものとする。

（応援に要する経費）

第9条 応援に要した経費については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援により使用した化学消火剤、現場における燃料補給及び給食については、原則として受援側の負担とする。
- (2) 応援隊の出動手当、軽微な機械器具及び被服等の修理に要する経費は、応援側の負担とする。
- (3) 応援に際し生じた重大な機械器具の破損に要する経費、消防隊員の公務災害補償等に要する経費又は前各号以外の経費については、関係当事者間で、その都度協議のうえ決定する。
- （その他）

第10条 この協定に規定していない事項、または疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする

第11条 本協定を証するため、正本2通を作成し、当事者各1通を保管するものとする。

付 則

この協定は、平成18年4月25日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

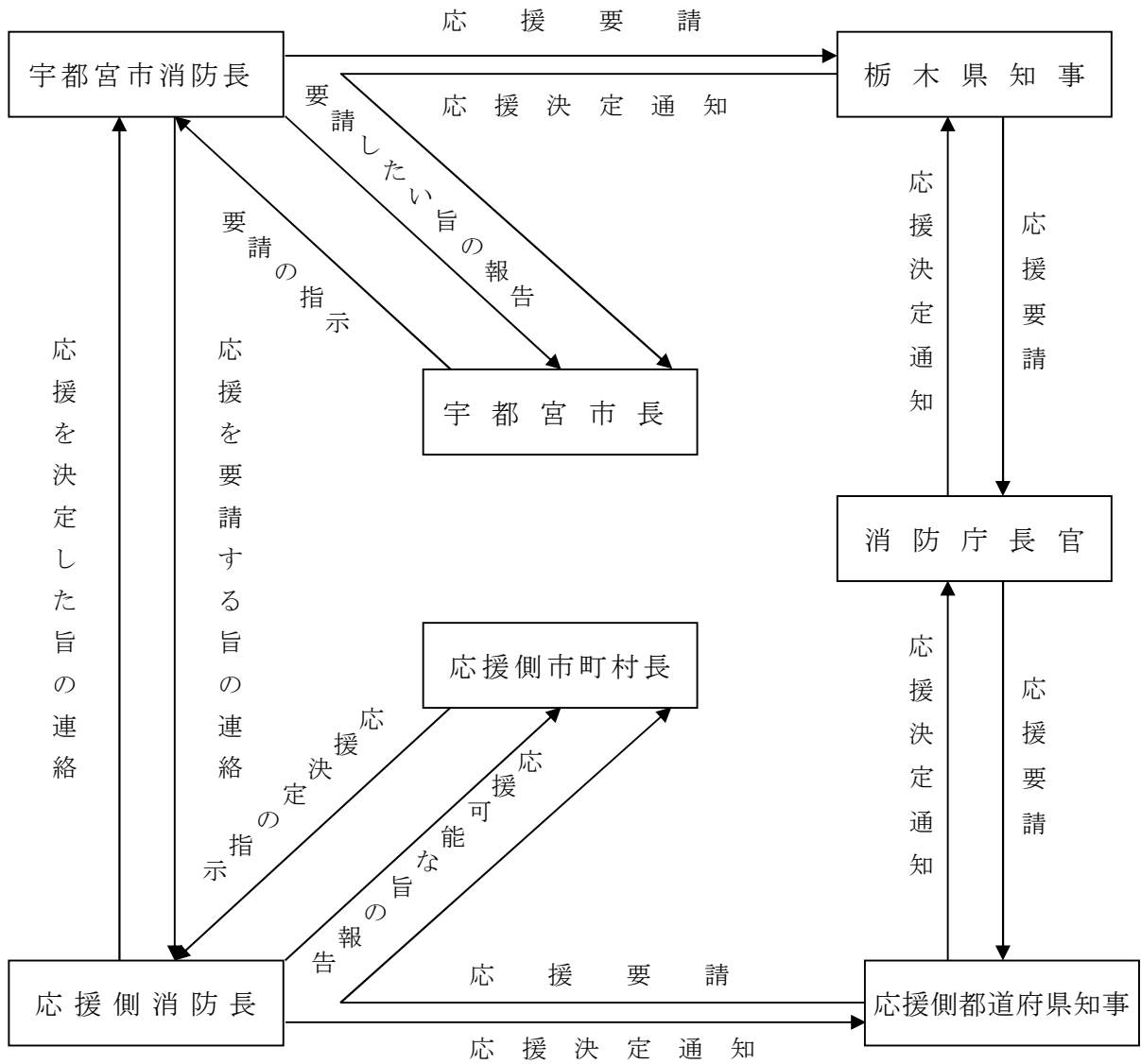
平成18年4月25日

宇都宮市長 佐藤 栄一

日光市長 斎藤 文夫



予5-3 広域航空消防応援の要請経路図



予5-4 民間事業者等との災害時協力協定の締結状況

令和2年4月1日現在

No.	分類	協定書名	締結年月日 (現協定)	相手方
	労務提供	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成24年8月23日	宇都宮中央警察署, 宇都宮東警察署, 宇都宮南警察署, (一社)宇都宮建設業協会
	労務提供	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	平成20年12月1日	宇都宮市管工事業協同組合
	労務提供	災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	平成23年10月1日	県内9市町, 赤帽栃木県軽自動車運送協同組合
	労務提供	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成21年10月23日	(株)永神工業
	労務提供	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成21年10月23日	エステート住宅産業(株)
	労務提供	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成22年5月7日	(株)石井機械建設
	労務提供	災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定書	平成25年11月27日	栃木県電気工事業工業組合
	労務提供	災害時における公共建築物等の応急対策活動に関する協定書	平成27年7月1日	三和シャッター工業(株)関東営業部
	労務提供	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成28年4月1日	(株)清 建
	労務提供	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成28年4月1日	(有)菊池建材工業
	労務提供	災害時の支援等に関する協定	平成29年3月13日	財務省関東財務局, 同宇都宮財務事務所
	労務提供	災害時の応急対策業務の実施に関する協定書	平成29年3月22日	㈱新日本建設コンサルタント, ㈱シー・アイ・エス, ㈱ダイミック, ㈱ ニューフロンティア, ㈱ピーシーレールウェイコンサルタント・㈱富 貴沢建設コンサルタント, 富士コンサルタント㈱
	労務提供	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	平成29年4月10日	栃木県トラック協会宇都宮支部・宇都宮中央支部・宇都宮東支部
	労務提供	宇都宮市内郵便局との地域における包括連携協力に関する協定書	平成29年8月24日	宇都宮市内郵便局
	労務提供	災害時における法律相談業務に関する協定書	平成29年9月5日	栃木県弁護士会
	労務提供	災害時の情報収集業務の実施に関する協定書	平成30年2月2日	(一社)栃木県測量設計業協会
	労務提供	災害時における人員等の緊急輸送等に関する協定書	平成31年3月26日	栃木県個人タクシー協会
	労務提供	災害時の応急対策業務の実施に関する協定書	平成31年3月25日	(一社)栃木県地質調査業協会
	労務提供	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	令和元年9月1日	(株)インターテクノ建設
	医療救護	災害時等の医療救護活動に関する協定	平成13年12月1日	(一社)宇都宮市医師会
	医療救護	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	平成26年3月19日	(一社)宇都宮市歯科医師会
	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定	平成24年11月8日	(一社)宇都宮市薬剤師会
	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定	平成24年11月8日	(公社)栃木県柔道整復師会
	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定	平成24年12月7日	(公社)栃木県看護協会
	医療救護	災害時における医薬品等の供給に関する協定	平成26年3月6日	(公財)宇都宮市医療保健事業団
	医療救護	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	平成26年3月19日	宇都宮市歯科衛生士会
	医療救護	災害時における救護所の設置及び医療救護活動に関する協定書	平成26年12月～随時	市内の医療機関(現在:14機関)
	医療救護	災害時における被災動物の救護及び管理に関する協定書	令和2年3月19日	公益社団法人 栃木県獣医師会
	機械・物資提供	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	平成23年10月1日	県内9市町・(株)東武宇都宮百貨店・(株)福田屋百貨店
	機械・物資提供	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	平成23年10月1日	県内9市町・とちぎコープ生活協同組合
	機械・物資提供	宇都宮市と社団法人全国霊柩自動車協会による災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	平成17年9月1日	(社)全国霊柩自動車協会
	機械・物資提供	宇都宮市と栃木県葬祭事業協同組合による災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	平成17年10月13日	栃木県葬祭事業協同組合
	機械・物資提供	宇都宮市と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会による災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	平成17年10月13日	(社)全日本冠婚葬祭互助協会
	機械・物資提供	災害時における物資の確保に関する協定書	平成20年3月18日	関東フーズサービス(株)
	機械・物資提供	災害時における仮設トイレの供給に関する協定書	平成22年10月27日	旭ハウス工業(株)関東営業部宇都宮営業所
	機械・物資提供	災害時における生鮮食料品等の調達に関する協定	平成24年3月14日	卸売業者等(47社)
	機械・物資提供	災害時における物資の確保に関する協定書	平成24年12月21日	(株)伊藤園
	機械・物資提供	災害時における救援物資の提供に関する協定書	平成27年4月1日	(社福)宇都宮市母子寡婦福祉連合会
	機械・物資提供	災害時における救援物資の提供に関する協定書	平成27年4月1日	若山酒店
	機械・物資提供	災害時における救援物資の提供に関する協定書	平成27年4月1日	(株)ダイドードリンクサービス関東
	機械・物資提供	災害時における救援物資の提供に関する協定書	平成27年4月1日	(有)富士屋食品
	機械・物資提供	災害時における畳の提供に関する協定書	平成27年6月1日	「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会
	機械・物資提供	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成28年3月14日	東日本電信電話(株)(栃木支店)
	機械・物資提供	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	平成28年3月29日	株式会社カインズ

No.	分類	協定書名	締結年月日 (現協定)	相手方
	機械・物資提供	災害時における物資供給に関する協定書	平成28年3月29日	NPO法人コメリ災害対策センター
	機械・物資提供	災害時に必要な物資の供給に関する協定	平成29年7月13日	(一社) 栃木県LPガス協会宇都宮支部
	機械・物資提供	災害時における物資の確保に関する協定書	平成30年2月16日	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)東日本営業本部
	機械・物資提供	災害時における救援物資の提供に関する協定書	平成30年4月1日	宇都宮ヤクルト販売株式会社
	機械・物資提供	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	平成31年2月28日	株式会社ゼンリン
	情報提供・発信	危険箇所の情報提供に関する協定書	平成21年10月23日	東京電力(株)宇都宮支社
	情報提供・発信	災害時における被害情報の提供に関する協定書	平成21年10月23日	宇都宮ヘリコプター倶楽部
	情報提供・発信	災害時の情報交換に関する協定	平成23年6月1日	国土交通省関東地方整備局
	情報提供・発信	災害に係る情報発信等に関する協定	平成24年10月15日	ヤフー(株)
	情報提供・発信	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	平成26年12月24日	(株)とちぎテレビ、(株)栃木放送
	情報提供・発信	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	平成26年12月24日	(株)エフエム栃木
	情報提供・発信	災害時の放送要請に関する協定	平成26年12月24日	宇都宮ケーブルテレビ(株)
	情報提供・発信	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	平成27年12月1日	東電タウンプランニング(株)栃木総支社
	情報提供・発信	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	平成28年9月1日	三信電工(株)
	情報提供・発信	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	平成29年3月8日	(株)宇都宮コミュニティメディア
	情報提供・発信	災害時における無人航空機による情報収集業務の実施に関する協定書	平成30年5月8日	(一社) 栃木県測量設計業協会
	情報提供・発信	防災情報等に提供に関する協定書	平成31年2月28日	ファーストメディア株式会社
	情報提供・発信	災害時における情報収集・支援に関する協定書	令和元年5月20日	北関東総合警備保障株式会社
	避難場所等提供	災害時における一時避難場所の開設に係る協定書	昭和63年2月1日	栃木県立宇都宮高等学校
	避難場所等提供	災害時における一時避難場所の開設に係る協定書	昭和63年2月1日	栃木県立宇都宮女子高等学校
	避難場所等提供	災害時における一時避難場所の開設に係る協定書	昭和63年2月1日	栃木県立宇都宮中央女子高等学校
	避難場所等提供	災害時における一時避難場所の開設に係る協定書	昭和63年2月1日	栃木県立宇都宮商業高等学校
	避難場所等提供	災害時における一時避難場所の開設に係る協定書	昭和63年2月1日	栃木県立宇都宮白楊高等学校
	避難場所等提供	災害時における一時避難場所の開設に係る協定書	平成19年3月22日	栃木県立宇都宮南高等学校
	避難場所等提供	災害時における一時避難場所の開設に係る協定書	平成19年3月22日	栃木県(とちぎ福祉プラザ)
	避難場所等提供	災害時における一時避難場所の開設に関する覚書	平成20年3月18日	(株)宇都宮ゴルフクラブ
	避難場所等提供	火災被災者等への宿泊支援に関する協定書	平成29年4月1日	宇都宮ホテル旅館協同組合
	避難場所等提供	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	平成22年8月～随時	市内の民間福祉施設(現在:43施設)
	避難場所等提供	災害時における神社施設の利用に関する協定	平成28年3月15日	二荒山神社
	避難場所等提供	自然災害時における負傷者等の受入等の協力に関する同意書	平成28年6月1日	(学法)宇都宮海星学園(宇都宮海星女子学院)
	避難場所等提供	自然災害時における負傷者等の受入等の協力に関する同意書	平成28年10月3日	(医)報徳会(報徳会宇都宮病院)
	避難場所等提供	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定書	平成30年2月22日	宇都宮PEAKS管理組合
	避難場所等提供	災害時における救護所の設置に関する協定書	平成30年12月21日	学校法人船田教育会館
	避難場所等提供	災害時における施設の利用に関する協定書	平成30年11月22日	国立大学法人宇都宮大学

## 予6-1 防災用MCA無線機配備先一覧

呼出番号	配備先	呼出番号	配備先
999	災害対策本部1	907	みんなでまちづくり課2
901	災害対策本部2	277	中央地域コミュニティセンター
902	災害対策本部3	278	陽光地域コミュニティセンター
903	災害対策本部4	279	東地域コミュニティセンター
904	災害対策本部5	280	西地域コミュニティセンター
905	危機管理課1	281	築瀬地域コミュニティセンター
210	危機管理課2	282	西原地域コミュニティセンター
261	宇都宮二荒山神社	283	昭和地域コミュニティセンター
523	栃木県庁昭和館	284	錦地域コミュニティセンター
101	交通政策課1	285	宮の原地域コミュニティセンター
102	交通政策課2	286	峰地域コミュニティセンター
103	交通政策課3	287	泉が丘地域コミュニティセンター
104	広報広聴課1	288	石井地域コミュニティセンター
105	広報広聴課2	289	御幸地域コミュニティセンター
131	管財課1	290	城東地域コミュニティセンター
132	管財課2	291	陽東地域コミュニティセンター
133	管財課3	292	御幸が原地域コミュニティセンター
134	管財課4	293	富士見地域コミュニティセンター
130	警備員1	294	明保地域コミュニティセンター
231	自治振興課	295	陽南地域コミュニティセンター
232	平石地区市民センター	296	戸祭地域コミュニティセンター
233	清原地区市民センター	297	宝木地域コミュニティセンター
234	横川地区市民センター	298	細谷地域コミュニティセンター
235	瑞穂野地区市民センター	299	今泉地域コミュニティセンター
236	城山地区市民センター	257	桜地域コミュニティセンター
237	国本地区市民センター	258	緑ヶ丘地域コミュニティセンター
238	富屋地区市民センター	259	五代若松原地域コミュニティセンター
239	豊郷地区市民センター	111	生活安心課1
240	篠井地区市民センター	112	生活安心課2
241	姿川地区市民センター	113	生活安心課3
242	雀宮地区市民センター	161	保健福祉総務課1
243	雀宮南地区学習等併用施設	162	保健福祉総務課2
244	岡本コミュニティプラザ	163	保健福祉総務課3
245	田原コミュニティプラザ	164	保健福祉総務課4
252	上河内地区市民センター	201	避難所担当1
262	河内地区市民センター	202	避難所担当2
271	みんなでまちづくり課	203	避難所担当3
272	中央市民活動センター	204	避難所担当4
273	東市民活動センター	205	避難所担当5
274	西市民活動センター	206	避難所担当6
275	南市民活動センター	207	避難所担当7
276	北市民活動センター	208	避難所担当8
		165	障がい福祉課
		166	サンビリティース
		151	保健所総務課
		152	保健所健康増進課
		153	保健所保健予防課
		154	保健所生活衛生課

171	子ども未来課1	401	建築指導課1
172	子ども未来課2	402	建築指導課2
173	保育課1	403	建築指導課3
174	保育課2	404	建築指導課4
175	保育課3	405	建築指導課5
176	保育課4	406	建築指導課6
177	保育課5	411	都市計画課1
178	保育課6	412	都市計画課2
179	保育課7	413	都市計画課3
180	青少年活動センター	414	都市計画課4
501	ごみ減量課1	415	都市計画課5
502	ごみ減量課2	416	都市計画課6
503	ごみ減量課3	121	住宅課1
504	ごみ減量課4	122	住宅課2
505	ごみ減量課5	123	住宅課3
506	ごみ減量課6	263	公園管理課1
507	ごみ減量課7	264	公園管理課2
508	ごみ減量課8	265	公園管理課3
511	廃棄物施設課1	119	消防局通信指令課
512	廃棄物施設課2	391	企業総務課1
513	廃棄物施設課3	392	企業総務課2
521	エコパーク板戸	301	水道管理課1
522	南清掃センター	302	水道管理課2
524	クリーンパーク茂原	303	配水管理センター1
525	東横田清掃工場	304	配水管理センター2
526	エコプラセンター下荒針	305	配水管理センター3
906	経済部	306	配水管理センター4
951	中央卸売市場	307	配水管理センター5
952	公営事業所	308	配水管理センター6
251	農林生産流通課1	309	配水管理センター7
253	農林生産流通課2	310	配水管理センター8
254	農林生産流通課3	311	配水管理センター9
601	技術監理課1	312	配水管理センター10
602	技術監理課2	313	配水管理センター11
603	道路管理課1	321	下水道管理課1
604	道路管理課2	322	下水道管理課2
605	道路管理課3	323	下水道管理課3
611	道路建設課1	324	下水道管理課4
612	道路建設課2	325	下水道管理課5
613	道路建設課3	326	下水道管理課6
614	道路建設課4	327	下水道管理課7
615	道路建設課5	331	水道建設課1
621	道路保全課1	332	水道建設課2
622	道路保全課2	341	下水道建設課1
623	道路保全課3	342	下水道建設課2
624	道路保全課4	343	下水道建設課3
625	道路保全課5	344	下水道建設課4
626	道路保全課6	351	サービスセンター1
627	道路保全課7	352	サービスセンター2
631	都市基盤保全センター1	361	工事受付センター1
632	都市基盤保全センター2	362	工事受付センター2
633	都市基盤保全センター3	371	今市浄水場1
634	都市基盤保全センター4	372	今市浄水場2
635	都市基盤保全センター5	960	松田新田浄水場1
636	都市基盤保全センター6	382	松田新田浄水場2
637	都市基盤保全センター7	383	松田新田浄水場3
701	河川課1	384	松田新田浄水場4
702	河川課2	385	松田新田浄水場5
703	河川課3	375	川田水再生センター1
704	河川課4	376	川田水再生センター2
705	河川課5	345	生活排水1
		353	生活排水2

801	教育企画課	855	姿川第二小学校
802	学校管理課	856	富屋小学校
209	学校教育課	857	雀宮中央小学校
803	中央小学校	858	雀宮東小学校
804	東小学校	859	雀宮南小学校
805	西小学校	860	五代小学校
806	築瀬小学校	861	新田小学校
807	西原小学校	862	上河内東小学校
808	戸祭小学校	863	上河内西小学校
809	今泉小学校	864	上河内中央小学校
810	昭和小学校	865	岡本小学校
811	陽南小学校	866	岡本西小学校
812	桜小学校	867	岡本北小学校
813	錦小学校	868	白沢小学校
814	細谷小学校	869	田原小学校
815	峰小学校	870	田原西小学校
816	石井小学校	871	一条中学校
817	富士見小学校	872	陽北中学校
818	泉が丘小学校	873	旭中学校
819	緑が丘小学校	874	陽南中学校
820	宮の原小学校	875	陽西中学校
821	御幸小学校	876	宮の原中学校
822	城東小学校	877	星が丘中学校
823	陽東小学校	878	泉が丘中学校
824	陽光小学校	879	宝木中学校
825	西が岡小学校	880	陽東中学校
826	上戸祭小学校	881	鬼怒中学校
827	平石中央小学校	882	清原中学校
828	平石北小学校	883	横川中学校
829	清原中央小学校	884	瑞穂野中学校
830	清原南小学校	885	豊郷中学校
831	清原北小学校	886	国本中学校
832	清原東小学校	887	城山中学校
833	横川中央小学校	888	晃陽中学校
834	横川東小学校	889	姿川中学校
835	横川西小学校	890	雀宮中学校
836	瑞穂野北小学校	891	若松原中学校
837	瑞穂野南小学校	892	上河内中学校
838	瑞穂台小学校	893	古里中学校
839	豊郷中央小学校	894	河内中学校
840	海道小学校	895	田原中学校
841	豊郷南小学校	211	スポーツ振興課
842	豊郷北小学校	896	宇都宮市体育館
843	御幸が原小学校	897	明保野体育館
844	国本中央小学校	898	雀宮体育館
845	国本西小学校	899	清原体育館
846	晃宝小学校	900	上河内体育館
847	城山中央小学校	256	宇都宮市冒険活動センター
848	明保小学校		
849	城山西小学校		
850	城山東小学校		
851	宝木小学校		
852	篠井小学校		
853	姿川中央小学校		
854	姿川第一小学校		

## 予6-2 危機管理用携帯電話配備先一覧

	配備先		配備先
1	市長	35	環境部長
2	副市長	36	環境部 総務担当主幹
3	副市長	37	経済部長
4	行政経営部長	38	経済部 総務担当主幹
5	行政経営部次長	39	建設部長
6	行政経営課長	40	建設部 総務担当主幹
7	行政経営部 総務担当主幹	41	河川課長
8	人事課長	42	河川課
9	危機管理監	43	道路保全課長
10	危機管理課長	44	道路保全課
11	危機管理課 主幹	45	都市整備部長
12	危機管理課 主幹	46	都市整備部 総務担当主幹
13	危機管理課 主幹	47	出納室長
14	危機管理課 課長補佐	48	消防長
15	危機管理課 係長	49	消防局総務課長
16	危機管理課 総括	50	消防局警防課長
17	危機管理課	51	上下水道事業管理者
18	危機管理課	52	上下水道局企業総務課長
19	危機管理課	53	教育長
20	危機管理課	54	教育次長
21	総合政策部長	55	教育委員会教育企画課長
22	広報官	56	議会事務局長
23	情報政策課長	57	議会事務局総務課長
24	広報広聴課長	58	財政課長
25	総合政策部 総務担当主幹	59	避難所担当等緊急時用1
26	理財部長	60	避難所担当等緊急時用2
27	理財部 総務担当主幹	61	避難所担当等緊急時用3
28	市民まちづくり部長	62	避難所担当等緊急時用4
29	市民まちづくり部 総務担当主幹	63	避難所担当等緊急時用5
30	保健福祉部長	64	避難所担当等緊急時用6
31	保健所長	65	避難所担当等緊急時用7
32	保健福祉部 総務担当主幹	66	危機管理課緊急連絡用NO. 1
33	子ども部長	67	危機管理課緊急連絡用NO. 2
34	子ども部 総務担当主幹		

予6-3 消防MCA無線配備先一覧

令和3年1月1日現在

個別	呼出名称
1	消防団長
2	副団長 1
3	副団長 2
4	副団長 3
5	副団長 4
6	副団長 5
7	副団長 6
8	副団長 7
9	副団長 8
10	副団長 9
11	副団長 10
12	副団長 11
13	副団長 12
14	本部分団長

15	1分団長
16	1分団
17	2分団長
18	2分団
19	3分団長
20	3分団
21	4分団長
22	4分団
23	5分団長
24	5分団
25	6分団長
26	6分団
27	7分団長
28	7分団
29	8分団長
30	8分団
31	9分団長
32	9分団
33	10分団長
34	10分団
35	11分団長
36	11分団

37	平石分団長
38	平石1部
39	平石2部
40	平石3部
41	平石4部
42	平石5部
43	平石6部
44	平石7部
45	平石8部
46	平石9部
47	平石10部
48	平石11部
49	平石12部
50	平石13部

個別	呼出名称
51	清原分団長
52	清原1部
53	清原2部
54	清原3部
55	清原4部
56	清原5部
57	清原6部
58	清原7部

60	横川分団長
61	横川1部
62	横川2部
63	横川4部
64	横川5部
65	横川6部
66	横川7部
67	横川8部
68	横川9部
69	横川10部
70	横川11部
71	横川12部
72	横川13部

73	瑞穂分団長
74	瑞穂野1部
75	瑞穂野2部
76	瑞穂野3部
77	瑞穂野4部
78	瑞穂野5部
79	瑞穂野6部

80	富屋分団長
81	富屋1部
82	富屋2部
83	富屋3部
84	富屋4部
85	富屋5部
86	富屋6部
87	富屋7部

88	国本分団長
89	国本1部
90	国本2部
91	国本3部
92	国本4部
93	国本5部
94	国本6部
95	国本7部
96	国本8部
97	国本9部

個別	呼出名称
98	豊郷分団長
99	豊郷1部
100	豊郷2部
101	豊郷3部
102	豊郷4部
103	豊郷5部
104	豊郷6部
105	豊郷8部
106	豊郷9部
107	豊郷10部
108	豊郷11部

109	篠井分団長
110	篠井1部
111	篠井2部
112	篠井3部
113	篠井4部
114	篠井5部

115	城山分団長
116	城山1部
117	城山2部
118	城山3部
119	城山4部
120	城山5部
121	城山6部
122	城山7部
123	城山8部
124	城山9部
125	城山10部
126	城山12部
127	城山13部
128	城山14部
129	城山15部
130	城山16部

131	雀宮分団長
132	雀宮1部
133	雀宮2部
134	雀宮3部
135	雀宮4部
136	雀宮5部
137	雀宮6部
138	雀宮7部
139	雀宮8部
140	雀宮9部
141	雀宮10部
142	雀宮11部

個別	呼出名称
143	姿川分団長
144	姿川1部
145	姿川2部
147	姿川4部
148	姿川5部
149	姿川6部
150	姿川7部
151	姿川8部
152	姿川9部
153	姿川10部
154	姿川11部

155	上河分団長
156	上河内1部
157	上河内2部
158	上河内3部
159	上河内4部
160	上河内5部
161	上河内6部
162	上河内7部
163	上河内8部
164	上河内9部
165	上河内10部
166	上河内11部
167	上河内12部

168	河東分団長
169	河内東1部
170	河内東2部
171	河内東3部
172	河内東4部
173	河内東5部
174	河内東6部
175	河内東7部
176	河内東8部
177	河内東9部
178	河内東10部
179	河内東11部
180	河内東12部
181	河内東13部

個別	呼出名称
182	河西分団長
183	河内西1部
184	河内西2部
185	河内西3部
186	河内西4部
187	河内西5部
188	河内西6部
189	河内西7部
190	河内西9部
191	河内西10部
192	河内西11部
193	河内西12部

950	本部総務1
951	本部総務2
960	本部予防1
961	本部予防2
970	本部警防1
971	本部警防2
980	本部通信1
981	本部通信2
900	危機管理課
202	中央指揮
203	中央消防署
204	河内分署
205	上河内分署
206	東指揮
207	東消防署
208	平石分署
209	清原分署
210	西指揮
211	西消防署
212	富屋分署
213	宝木分署
214	城山分署
215	南指揮
216	南消防署
217	陽南分署
218	築下分署
59	予備
146	予備
999	統制局





## 予6-5 栃木県防災行政ネットワーク利用可能FAX一覧(本庁)

## 衛星FAXとして使用

受信する際に案内する番号は次のとおり

- ・栃木県内から発信する場合 局番号(宇都宮市:616)－内線番号
- ・栃木県外から発信する場合 県番号(栃木県:009)－局番号(宇都宮市:616)－内線番号

設置場所	内線番号	設置場所	内線番号
行政総務課	5425	環境保全課	5279
秘書課	2008	ごみ減量課	3316
危機管理課	7123	産業政策課	2447
危機管理課(防災行政用FAX)	01	商工振興課	5420
政策審議室	5422	検査室	2482
市政研究センター	7014	技術監理課	5370
地域政策室	7072	都市計画課	5421
情報政策課	5426	道路建設課	5424
管財課	7196	住宅課	0614
契約課	2166	出納室	2781
自治振興課	3268	議会事務局総務課	2613
生活安心課	6600	生涯学習課	2675
男女共同参画課	2347	文化課	2765
生活福祉第1課	2355	選挙管理委員会事務局	2790
高齢福祉課	3040	監査委員事務局	2804
保険年金課	2326		

## 予6-6 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

## 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して、宇都宮市長と栃木県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和38年8月16日

宇 都 宮 市  
栃木県警察本部

## 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1 宇都宮市長が、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電話通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電気通信若しくは無線設備を使用（「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2 宇都宮市長が、法第57条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線通信とする。

第3 宇都宮市長が、法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、原則として当該宇都宮市の地域を管轄する警察署長に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- (1) 使用等しようとする警察通信設備
- (2) 使用等しようとする理由
- (3) 通信内容
- (4) 発信者及び受信者

第4 警察署長は、当該申込の内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認められるときは、その使用を承認するものとする。この場合において受け付けた通信の取扱順位の決定は、警察署長が当該通信の緊急性、通信の内容、受け付け順位等をしんしゃくして決定するものとする。

第5 宇都宮市長は、法第56条の規定に基づく伝達、通知又は警告を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該宇都宮市の地域を管轄する警察署長に連絡しておくものとする。

第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設若しくは増設、又は通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

本協定は、昭和38年8月16日から施行する。

予 7 - 1 防火管理者制度と状況

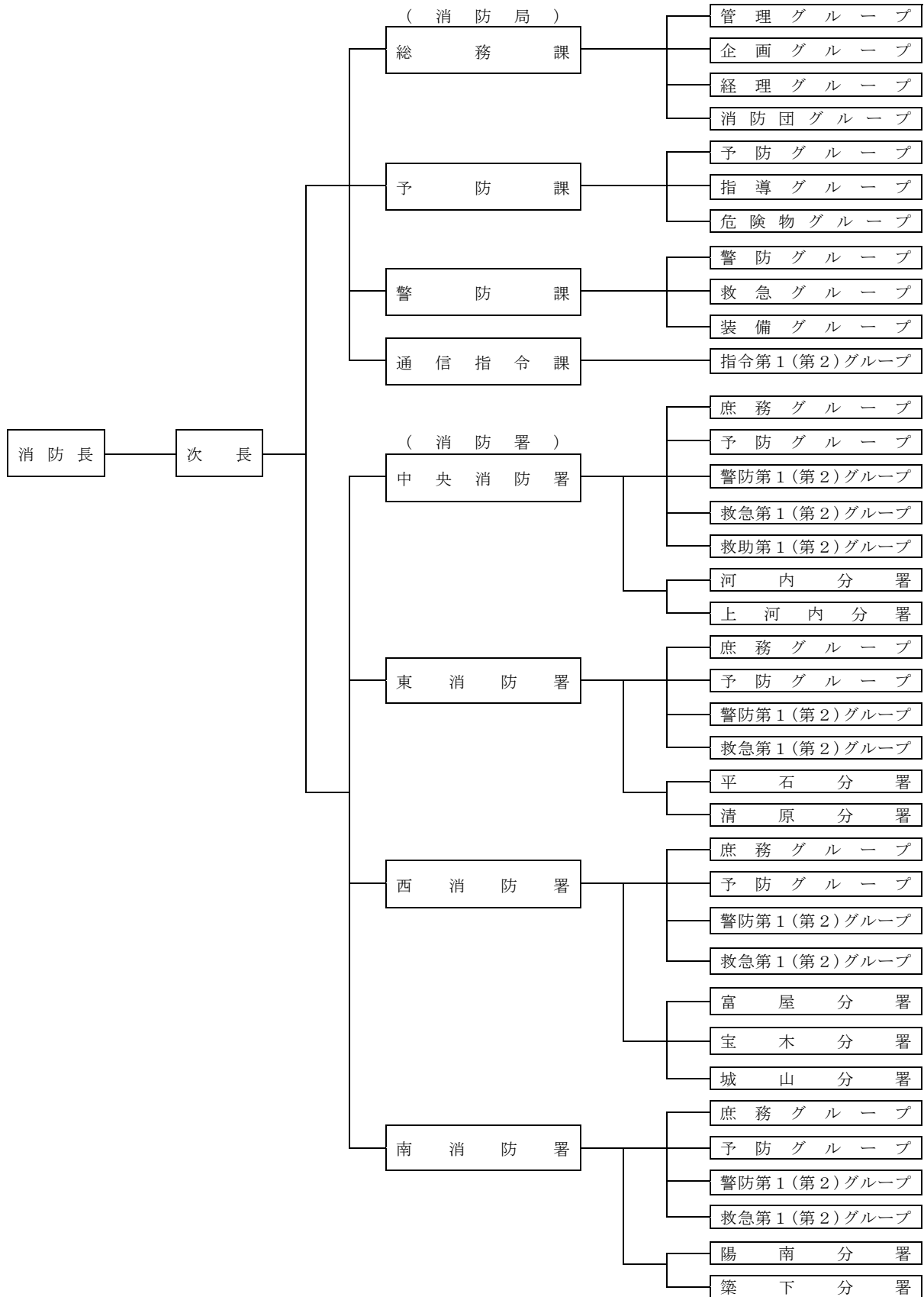
- ・ **防火管理者**  
防火管理に関する講習の課程を修了した者で、管理権原者から防火上の管理を行う者として選任され、防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる者をいう。
- ・ **防火管理者を定めるべき防火対象物**  
学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店、大規模な小売店舗、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるもの。
- ・ **防火管理者の業務**  
防火対象物の消防計画を作成し、その計画に基づき、次のことを行う。  
消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務等

防火対象物、防火管理者の状況 (令和2年4月1日現在)

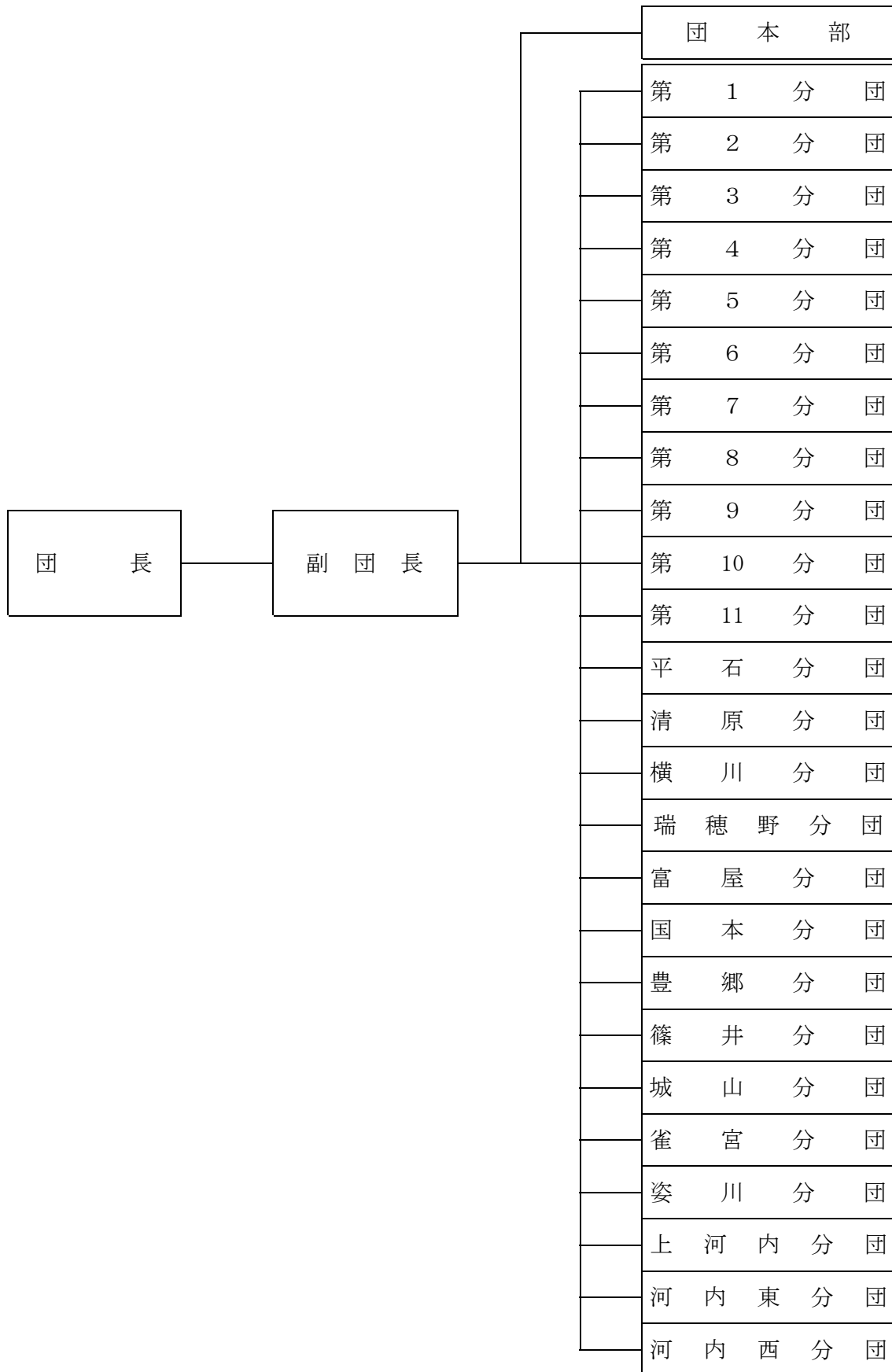
項 別	区 分		防火対象物 (消防法第17条)	防 火 管 理 者		予防査察 実施回数
				必要対象物	選 任	
1	イ	劇場・映画館等	19	19	18	22
	ロ	公会堂・集会場	175	106	78	104
2	イ	キャバレー・カフェ等	18	17	3	3
	ロ	遊技場・ダンスホール	58	54	41	60
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	18	18	11	22
3	イ	待合・料理店等	6	5	4	1
	ロ	飲食店	538	408	224	71
4		百貨店・マーケット等	946	518	320	312
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	277	77	73	311
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	6975	326	156	153
6	イ	病院・診療所・助産所	425	125	95	118
	ロ	主に入居を伴う社会福祉施設等	149	104	92	168
	ハ	主に通所の社会福祉施設等	436	167	148	268
	ニ	幼稚園・特別支援学校	104	33	29	114
7		学校・各種学校等	744	153	138	343
8		図書館・美術館等	33	13	12	28
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	11	5	3	0
	ロ	一般公衆浴場等	9	3	3	2
10		停車場等	6	0	0	0
11		神社・寺院・教会等	172	56	22	45
12	イ	工場・作業場	1657	150	126	381
	ロ	映画・テレビスタジオ	1	1	1	0
13	イ	自動車車庫・駐車場	265	0	0	102
	ロ	飛行機等の格納庫	5	0	0	0
14		倉庫	1450	29	21	399
15		前各号に該当しない事業場	2855	418	267	617
16	イ	複合用途(特定)	1368	579	275	309
	ロ	複合用途(非特定)	988	96	29	38
16-2		地下街	0	0	0	0
16-3		準地下街	0	0	0	0
17		重要文化財等	2	1	1	2
18		50m以上のアーケード	2	0	0	2
総 計			19,712	3,481	2,064	3,995

予7-2 現況の消防組織体制

1 宇都宮市消防局・消防署の組織



2 消防団の組織



予7-3 消防車両配置一覧

(令和3年1月1日現在)

車種別		消防ポンプ自動車	水そう付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付水そう車	はしご付消防自動車	屈折はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	支援車	救急自動車	資材輸送車	燃料補給車	指令車	指揮車	広報車	査察車	起震車	乗用車	連絡車	津波・大規模風水害対策車	水陸両用バギー	計
本部・署別																						
消防局										1		1			1	2		1	3			9
中央消防署	本署	1	2		1 (41m)			1 (Ⅲ型)		3	1			2	2	1						14
	河内分署	1	1							1												3
	上河内分署	1	1							1												3
東消防署	本署	1	1	1 (7000)	1 (35m)		1	1 (Ⅲ型)	1 (Ⅰ型)	2	1			1	2							13
	平石分署	1	1							1												3
	清原分署	1					1			1												3
西消防署	本署	1	1	1 (7000)		1 (25m)	1	1 (Ⅲ型)		2	1			1	2					1	1	14
	富屋分署	1	1							1												3
	宝木分署	1	1							1												3
	城山分署	1	1							1												3
南消防署	本署	1	1		1 (30m)		1	1 (Ⅲ型)		2	1			1	2							11
	陽南分署	1	1		1 (15m)					1												4
	築下分署	1	1			1 (25m)			1 (Ⅲ型)	1	1											6
計		13	13	2	4	2	4	4	2	18	5	1	1	5	1	10	1	1	3	1	1	92

予7-4 消防資器材配置一覧

(令和3年1月1日現在)

種別	車台数	無線機 (デジタル)			放水器具				作業器具					保安器具				救助・救急器具					その他															
		出力10W	出力5W	出力2W	軽可搬置	高圧泡管	泡管	背負式(手動式)	発電機付投光器	エンジンカッター	切断器	ガス測定器	チェンソー	送排風機	放射線測定器(線量計含)	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	空気を充填	救命ボート	船舶外機	可搬式ウインチ	油圧救助器	発射銃	救命胴衣	救助マット	救急箱	登はん器	泡原液(高発)	オイルプロッター箱	オイルフェンス	耐熱	放射線防護服	陽圧式化学防護服	化学防護服	耐電		
総計	92	24	80	175	11	1	37	6	88	47	36	34	50	34	5	171	190	21	7	2	32	9	12	24	8	246	5	9	8	5,280	21	25	30	25	34	37	35	
局	車載予備	9	1	7	4																																	
中央消防署	本署	14	3	12	29			3	4	5	4	7	8	3	1	7	22	5	1		1	1	7	1	5	1	1	1	240			2	5	5	5	8		
	河内		1					2	1	2	5	1		1	30	3		2		2	2	1	3	1	45	2	2	4	100	5	6	4	2	8	4			
	上河内	3	3	7				1	5	2	2		2	2		5	8				1	1	1	1	8			2	200	4								
東消防署	本署	13	2	11	23			6	1	2	6	4	7	7	3	1	33	22	5	2	1		1	1	5	1	5	1	1	620			2	3	5	2	8	
	平石		1													1	8				3	1	1	1	41			60		4	5	4	2	10				
	清原	3	3	7				1	6	2	2		1	2		3	8				2		1	1	5			60		2								
	車載予備	3	3	7				4	1	5	2	2		2		3	8				1		1	7				540			3							
西消防署	本署	14	4	11	22			6	1	3	7	5	8	8	4	1	19	23	5	1	3	3	1	1	1	25	1	2	1	680			5	5	5	3	7	
	富屋		1					5	18	1						25	7				3	1	1					60	3	2	4			5	5			
	宝木	3	3	7				1	11	2	2	2	2	2		1	8					1	1	1	4			60										
	城山																								8			40	1	1								
	車載予備	3	3	7				1	3	2	2	2	2	2		4	8					1			3			60										
	車載予備							1														1			2			100		1								
南消防署	本署	11	2	9	21			3	1	4	7	4	3	6	2	1	3	21	6	2			1	5	1	5	1	2	1	620			3	2	2		7	
	陽南		1													1	25	3				3			35			320	1	5	2	4	2	8				
	車載予備	4	4	8				3	3	3	2		2	2		3	12					1						60									2	
	車載予備																																					
築下	6	6	9				1	2	3	2		2	2		3	12					1			8	1		60									3		
車載予備																					1						780											



## 予 7 - 5 消防水利概況

(令和3年1月1日現在)

## 1. 消 火 栓

区 分	種 別	単 式	複 式	計
公	設	10,758	369	11,127
私	設	276	0	276
	計	11,034	369	11,403

## 2. 防 火 水 槽

種 別	規 模 別	40m <sup>3</sup> 未 満	60m <sup>3</sup> 未 満	60m <sup>3</sup> 以 上	飲 料 水 兼 用 100m <sup>3</sup> 型	計
公	設	374(66)	333(225)	3(3)	6(6)	710(294)
私	設	172(38)	184(107)	66(10)	0(0)	422(155)
	計	546(104)	517(332)	69(13)	6(6)	1132(449)

( ) 内は耐震性防火水槽数

## 3. 防 火 用 池 等

種 別	規 模 別	40m <sup>3</sup> 未 満	40m <sup>3</sup> 以 上	計
私 設	池 沼	13	29	42
	防 火 兼 用 飲 料 水	0	2	2
	防 火 兼 用 プール	1	129	130
	計	14	160	174

予 8 - 1 危険物製造所等の数

(令和 2 年 4 月現在)

施設別 容量別	総 数	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	移 送 取 扱 所
合 計	1521	17	1040	237	149	37	307	2	252	56	464	228	3	2	231	
5 倍以下	635		543	109	28	28	186	2	181	9	92	15	2		75	
5 倍をこえ 10 倍以下	259	4	148	37	26	9	53		11	12	107	25			82	
10 倍をこえ 50 倍以下	340	2	215	64	36		50		35	30	123	61	1	2	59	
50 倍をこえ 100 倍以下	118	4	77	13	27		9		24	4	37	26			11	
100 倍をこえ 150 倍以下	34	1	21	6	10		3		1	1	12	12				
150 倍をこえ 200 倍以下	27		11	3	7		1				16	14			2	
200 倍をこえ 1,000 倍以下	105	6	22	2	15		5				77	75			2	
1,000 倍をこえ 5,000 倍以下	3		3	3												
5,000 倍をこえ 10,000 倍以下																
10,000 倍を こえるもの																

## 予 8 - 2 放射性同位元素等使用事業所一覧

(令和3年1月現在)

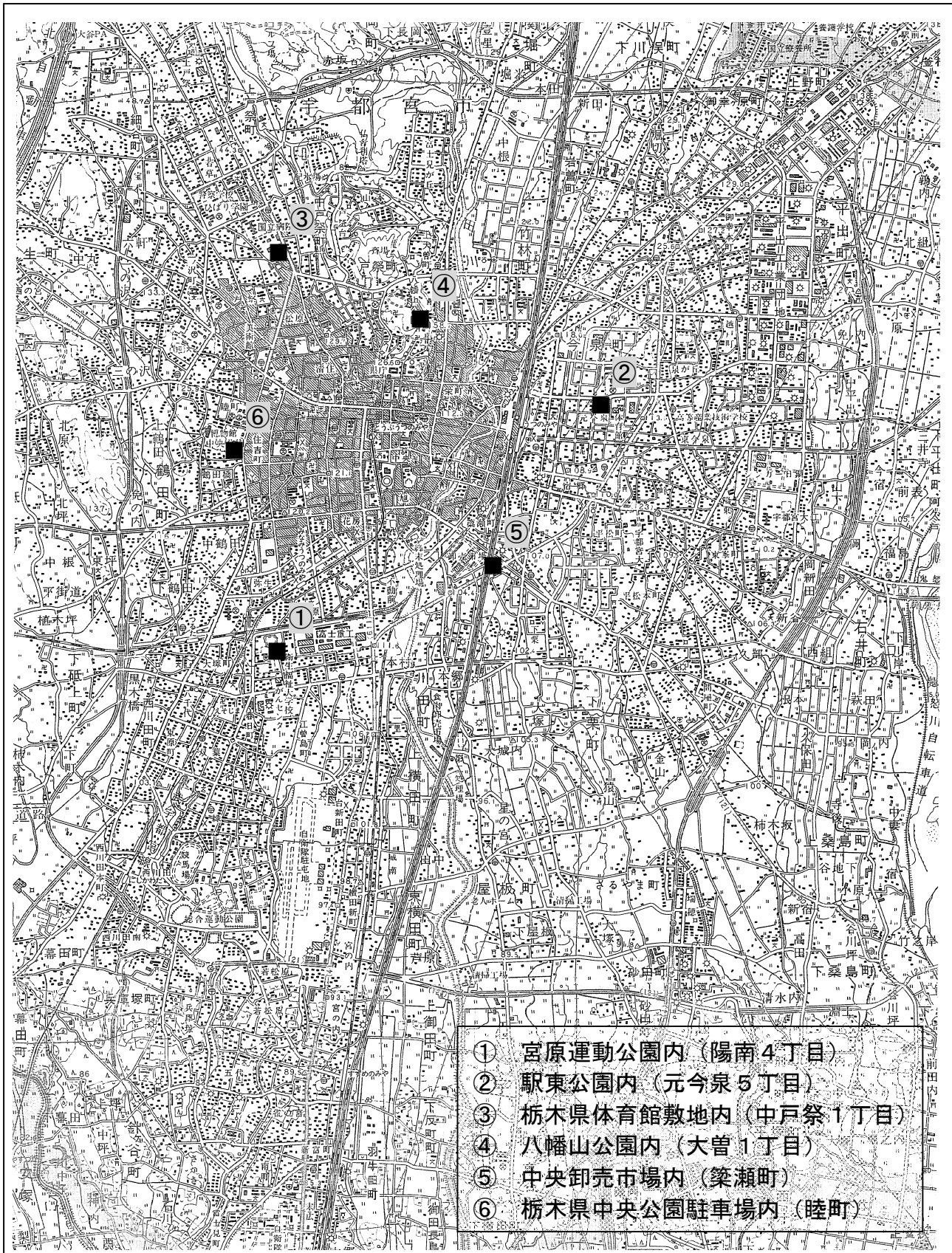
事業所名称	所在地	区分		
		密	非	発
独立行政法人国立病院機構 栃木医療センター	宇都宮市中戸祭1-10-37			○
栃木県立がんセンター	宇都宮市陽南4-9-13	○	○	○
済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911-1	○		○
東洋紡フィルムソリューション株式会社 宇都宮事業所	宇都宮市清原工業団地13-1	○		
王子マテリア株式会社 日光工場	宇都宮市白沢町592	○		
株式会社特殊免疫研究所 宇都宮事業所	宇都宮市岩曾町1198-4		○	
宇都宮大学バイオサイエンス教育研究センター	宇都宮市峯町350		○	
宇都宮セントラルクリニック	宇都宮市屋板町561-3		○	○
王子ホールディングス株式会社 イノベーション推進本部	宇都宮市平出工業団地27-2	○		
株式会社 環境管理研究所	宇都宮市野沢町602-9	○		
株式会社SUBARU 宇都宮製作所 南工場	宇都宮市上横田町1418	○		
一般財団法人 栃木県環境技術協会	宇都宮市下岡本町2145-13	○		
陸上自衛隊航空学校 宇都宮校	宇都宮市上横田町1360	○		

密：密封された放射性同位元素

非：密封されていない放射性同位元素

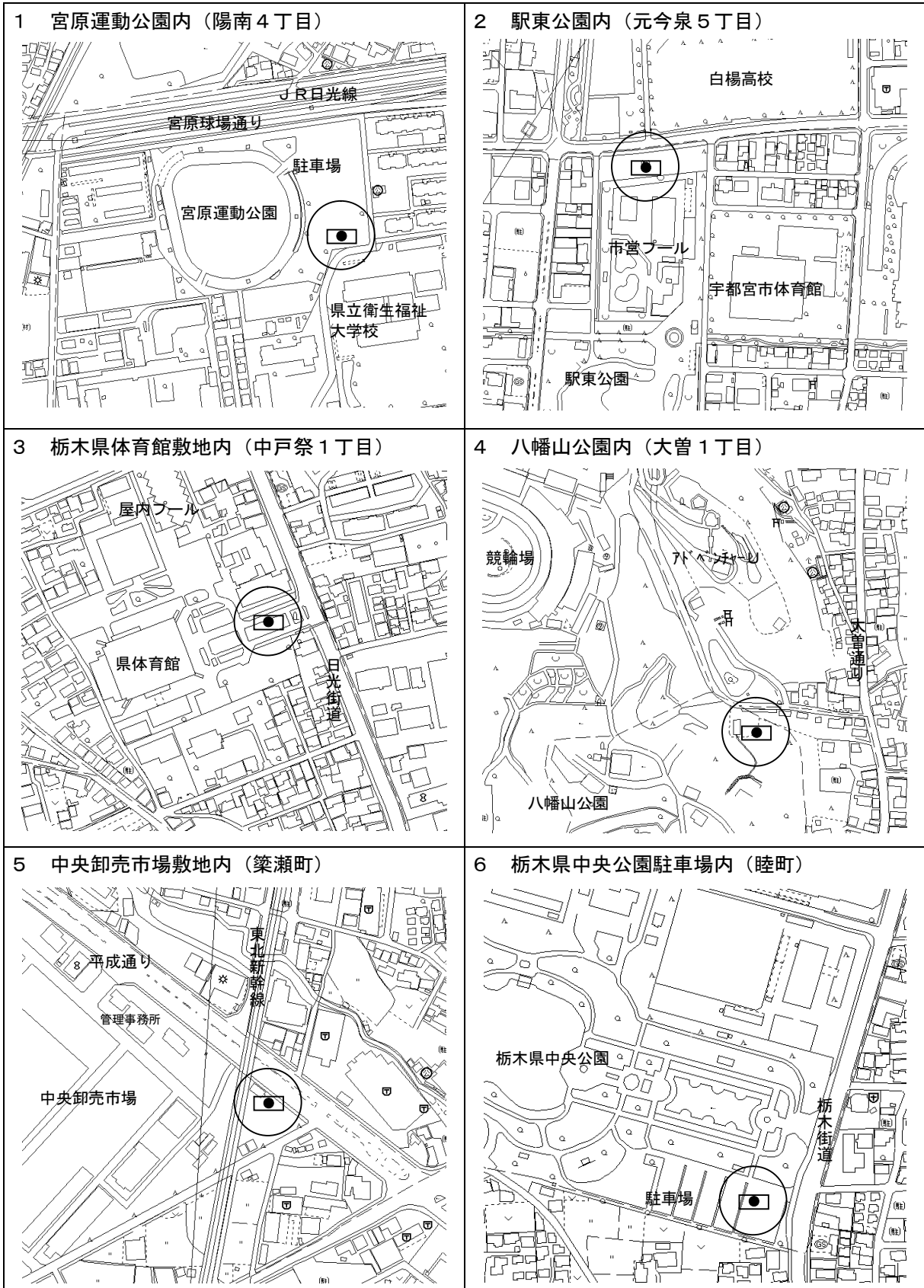
発：放射線発生装置

予10-1 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所



この地図は、国土交通省国土地理院発行1/50,000の地形図「宇都宮」を使用しました。

設置場所位置図



予10-2 災害用井戸の指定状況一覧

(令和3年1月1日現在)

No.	地区	住 所
1	石井	間屋町
2		石井町
3	泉が丘	泉が丘2丁目
4	今泉	中今泉1丁目
5		中今泉4丁目
6		中今泉4丁目
7		元今泉2丁目
8		元今泉3丁目
9		元今泉6丁目
10	五代若松原	五代1丁目
11		五代3丁目
12		五代3丁目
13		若松原3丁目
14		若松原3丁目
15	桜	一の沢2丁目
16		大寛1丁目
17		大寛1丁目
18		北一の沢町
19		北一の沢町
20		北一の沢町
21		北一の沢町
22		桜4丁目
23		西大寛2丁目
24		陽西町
25	昭和	清住3丁目
26		戸祭元町
27	姿川	砥上町
28		兵庫塚3丁目
29	雀宮	未広1丁目
30		雀宮4丁目
31		雀宮4丁目
32		雀宮町
33		高砂町
34		高砂町
35		茂原2丁目
36	宝木	宝木町1丁目
37		宝木町2丁目
38	中央	旭2丁目
39	戸祭	東宝木町
40	西	一条3丁目
41		西3丁目
42	錦	今泉3丁目
43		錦1丁目
44	西原	西原2丁目
45	東	大曾5丁目
46		大通り5丁目
47	平石	平出工業団地
48		平出工業団地
49	富士見	滝谷町
50		滝谷町
51		滝谷町
52		鶴田町
53		鶴田町
54		鶴田町1丁目
55		鶴田町2丁目
56		操町
57		操町

No.	地区	住 所
58	細谷・上戸祭	上戸祭4丁目
59		上戸祭町
60		上戸祭町
61		上戸祭町
62		細谷町
63		若草4丁目
64	緑が丘	東浦町
65		双葉1丁目
66		双葉1丁目
67		江曾島1丁目
68		江曾島1丁目
69		江曾島2丁目
70		緑3丁目
71		緑3丁目
72		緑3丁目
73		緑3丁目
74	緑3丁目	
75	緑3丁目	
76	緑3丁目	
77	峰	平松本町
78	宮の原	西原町
79		西原町
80		宮原1丁目
81		宮原5丁目
82		弥生1丁目
83		弥生2丁目
84	御幸	東町
85	築瀬	駅前通り2丁目
86		東築瀬1丁目
87		築瀬1丁目
88		築瀬3丁目
89		築瀬4丁目
90		築瀬町
91	陽南	江曾島3丁目
92		陽南3丁目
93	横川	上横田町
94		上横田町
95		上横田町
96		下栗町

(備考) 災害用井戸の指定にあたっては、下記の10項目について水質検査を実施した。

- ①一般細菌 ②大腸菌群 ③硝酸性及び亜硝酸性窒素 ④塩素イオン
- ⑤有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ⑥pH値 ⑦味 ⑧臭気
- ⑨色度 ⑩濁度

予 10-3 応急給水・応急復旧用資機材一覧

(令和3年1月1日現在)

区 分	品 目	数 量	保 管 場 所	平常時の所管担当	
応急給水用機材	給水車	3.6トン × 1基 2.0トン × 1基	災害対策用備蓄倉庫	水道管理課 配水管理センター	
	給水タンク	2.0トン × 2基 1.0トン × 4基			
	ポリタンク	20 /			1,200個
		10 /			800個
	ポリ袋	10 /			3,678枚
		6 /			2,700枚
	応急給水所看板	2枚			
マイク	7W × 1台	災害対策用備蓄倉庫	企業総務課管理契約G		
復 旧 機 材	消火栓用スタンド	14本	災害対策用備蓄倉庫ほか	水道管理課 配水管理センター	
	消火栓用ホース	16本			
	消火栓開閉器 (バルブキー)	14本			
	機械工具	一式			
復 旧 資 材	漏水修繕資材	各種 一式	災害対策用備蓄倉庫ほか		
応急復旧支援 横 断 幕	日本水道協会	3枚	企業総務課倉庫	企業総務課組織人事G	
	宇都宮市	1枚			
放射性物質 基準値超過時 (乳児用)	ペットボトル飲料水	15,000本	災害対策用備蓄倉庫ほか	企業総務課管理契約G	

予10-4 防災備蓄庫・備蓄物資一覧

令和3年1月1日現在

防災備蓄庫名		県中央公園 防災備蓄庫	中央卸売市場 防災備蓄庫	八幡山公園 防災備蓄庫	駅東公園 防災備蓄庫	平出工業団地公園 防災備蓄庫	宮原運動公園 防災備蓄庫	清原工業団地 1号緑地 防災備蓄庫	一条中学校 防災備蓄庫	陽西中学校 防災備蓄庫	陽東中学校 防災備蓄庫	細谷小学校 防災備蓄庫	若松原中学校 防災備蓄庫	上河内地域 自治センター 防災備蓄庫	古里中学校 防災備蓄庫	釜井台 防災備蓄庫	備蓄避難所 (50箇所)
品名等	数量																
テント	40 張	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	2		
担架	80 台	6	6	5	5	5	5	5	6	5	5	5	5	12	5		
ハンドマイク	80 個	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	6	6	6	5		
濾水機	45 台	3	4	4	5	4	3	3	3	2	3	3	3	3	2		
給水用水槽	52 台	5	4	5	5	4	5	3	3	3	3	3	3	3	3		
ガソリン発電機	23 台	2	2	4	3	3	4	4						1			
ガス発電機	62 台		1		2		4	2		1	1					1	50
投光機	93 台	6	6	3	2	2	6	1		2	4	3	5	1	1	1	50
炊飯装置	26 台	2	4	2	2	1	4	1	1	1	2	2		4			
ガスボンベ	6 本			4			2										
リヤカー	27 台	2	2	2	2	2	4	2	3	2	2	2		2			
一輪車	13 台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
コードリール	58 個	1	1	1	1	1	1								2		50
ガソリン携行缶	33 本	5	5	5	5	4	5	4									
灯油用ポリ缶	80 本	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	10	6		
カセットガスボンベ	1,961 本	78	84	78	219	63	201	84	69	69	69	78	59	84	78	48	600
仮設トイレ	91 台	5	6	4	5	5	5	5	11	10	5	10	10	8	2		
簡易トイレ	208 台	20	24	20	30	10	20	11	10	10	9	9	9	10	8	8	
ちり紙	4,500 本	300	348	726	252	1020	492	120	384	192	390	108		108	30	30	
トイレトイペーパー	11,050 巻	400	1200	1400	1200	1100	1450	1000	600	600	600	600	600		300		
簡易トイレ用便袋	93,280 枚	7000	7000	7400	7400	7400	7400	5800	4780	5000	7400	6400	7200	3500	6800	2800	
毛布	20,255 枚	1000	210	1000	480	2000	420	1400	2025	2000	1150	1410	960	520	460	220	5000
エアーマット	21,074 枚	1899	550	1750	2475	1625	3125	2100				300		1400	450	400	5000
タオル	47,100 枚	6000	7000	3750	6750	5600	6750	4750	2500					500	1000		2500
紙コップ	150,120 個	10680	8000	10000	6000	20000	13400	11040	4000	12000	12000	6000	12000	20000	5000		
ティッシュペーパー	11,200 箱	980	860	1200	1020	1000	1020	1000	700	300	1200	1020	900				
割り箸	286,000 膳	24000	22000	24000	20000	25000	25000	20000	25000	25000	25000	25000	25000	1000			
缶切	1,250 個	200	200	200	200	200	50	50						100	50		
紙おむつ(乳幼児用)	27,062 枚	822	4144	3372	4134	4038	3852	4500	1292				658	250			
紙おむつ(成人用)	2,776 枚	430	544	430	430			328	342					272			
生理用品	3,376 枚	140	987	130	572	102	140	575						300	430		
救急医療セット	420 箱	20	40	20	20	20	50	20		60	20	20		90	40		
軍手	2,455 打	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	20	20	15	
ビニールシート	1,600 枚	130	100	100	130	100	120	100	100	100	100	100	100	120	100	100	
救命ロープ	75 巻	5	5	5	5	5	5	10		5	5	5	5	5	5	5	
雨衣(ポケットコート)	8,404 個	1604	2000	1080	2040	480	480	120									600
炊飯用ビニール袋	224,000 枚	20000	20000	20000	20000	20000	10000	10000	20000	21000	20000	20000	20000	3000			
ラジオ	120 個	10	10	10	10	10	10	10			10	10		10	10	10	
強力ライト	860 個	70	70	50	70	70	70	50	50	50	50	50	50	50	50	60	
乾電池(単1)	3,650 個	200	300	400	200	200	200	50	200	400	400	200	200	200	300	200	
乾電池(単2)	910 個	140	70	140	140	140	70	70	70	70							
乾電池(単3)	1,374 個	62	130	108	152	100	100	130			80	80	80	152	150	50	
乾電池(単4)	480 個	62	28	28	32	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
ポリバケツ	600 個	50	50	50	50	50	50	25	50	50	50	50	50	25			
ヒシヤク	600 個	50	50	50	50	50	50	25	50	50	50	50	50	25			
ローパーテーション	127 個	8	9	9	9	9	9	9	8	8	8	9	8	8	8	8	
ハイパーテーション	758 個	83	43	43	83	83	107	43	82	2	42	33	43	35	34	2	
個室テント	55 個	7	7	7	9	2	6	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
非常食	143,340 食	11500	5590	11600	16790	17050	18160	16830	7120	2100	3120	5850	2400	10330	1700	3700	9500
飲料水(ペットボトル)	5,000 本																5000



## 予 1 1 - 1 災害活動拠点一覧

NO	施設名称	所在地
1	宇都宮市城址公園	本丸町地内
2	清原体育館	清原工業団地地内
3	明保野体育館	明保野町地内
4	雀宮体育館	南町地内
5	河内体育館	中岡本町地内
6	道の駅うつのみや ろまんちっく村	新里町地内

予11-2 一時避難場所一覧

△  
災害種別に応じて使用不可  
令和3年4月1日適用

地区	NO.	施設・場所名	住所	対応する災害種別				備考
				洪水	土砂	地震	大規模な火事	
富屋	1	富屋地区市民センター	徳次郎町80-2	○	○			
	2	富屋小学校	徳次郎町66-1		○			
	3	晃陽中学校	徳次郎町1964		○			
	4	上金井町公民館	上金井町416		○			
	5	上横倉町集会所	上横倉町618		○			
	6	大網町公民館	大網町270		○			
	7	下金井町公民館	下金井町163		○			
	8	金井町自治会館	下金井町485-3		○			
	9	下町生活協同館	徳次郎町629-1		○			
	10	西根公民館	徳次郎町1173		○			
	11	中町公民館	徳次郎町2143		○			
	12	上町公民館	徳次郎町3110		○			
篠井	13	篠井地区市民センター	下小池町466-1	○	○			
	14	篠井小学校	下小池町569-37		○			
	15	飯山公民館	飯山町387-1		○			
	16	六本木公民館	石那田町130		○			
	17	仲根公民館	石那田町1143-2		○			
	18	岡坪公民館	石那田町1508		○			
	19	原坪多目的研修集会施設	石那田町1788-5		○			
	20	上小池町公民館	上小池町500		○			
	21	下小池第一多目的研修集会施設	下小池町133		○			
	22	中篠井公民館	篠井町804-2		○			
	23	上篠井自治公民館	篠井町1382-1		○			
	24	下篠井公民館	篠井町1948		○			
上河内	25	上河内地区市民センター	中里町181-3	○	○			
	26	上河内中央小学校	中里町201-1	○	○			
	27	上河内西小学校	関白町471	○	○			
	28	上河内中学校	中里町162	○				
	29	上河内体育館	中里町182-1	○				
	30	西芦沼公民館	芦沼町2757	○	○			
	31	今里集落センター	今里町903	○	○			
	32	上田公民館	上田町849-2	○				
	33	金田多目的集会施設	金田町796	○				
	34	高松公民館	高松町314-2	○	○			
	35	中里原利用施設	中里町389	○				
	36	謡辻公民館	宮山田町993地先		○			
	37	小室公民館	宮山田町2692		○			
国本	38	国本地区市民センター	宝木本町1868-1		○			
	39	国本西小学校	新里町丁292		○			
	40	晃宝小学校	宝木本町1263-1		○			
	41	桜田公民館	新里町甲164		○			
	42	新里一区北部公民館	新里町甲786		○			
	43	神郷公民館	新里町乙314-2		○			
	44	沢公民館	新里町乙624-1		○			
	45	三区畑中公民館	新里町丙864		○			
	46	藤本公民館	新里町丁296		○			

地区	NO.	施設・場所名	住所	対応する災害種別				備考
				洪水	土砂	地震	大規模な火事	
河内	47	河内地区市民センター	中岡本町3221-4	○	○			
	48	岡本コミュニティプラザ	下岡本町1954-10	○				
	49	田原コミュニティプラザ	上田原町1	○				
	50	岡本小学校	中岡本町2623	○	△			土砂災害警戒区域内
	51	岡本北小学校	中岡本町2481-1	○	△			土砂災害警戒区域内
	52	岡本西小学校	中岡本町3709-2	○				
	53	田原小学校	上田原町355	○	○			
	54	田原西小学校	立伏町8-1	○	○			
	55	白沢小学校	白沢町1643	○	△			土砂災害警戒区域内
	56	河内中学校	中岡本町3743	○	○			
	57	古里中学校	中岡本町3130	○	△			土砂災害警戒区域内
	58	田原中学校	下田原町1722	○	○			
	59	河内体育館	中岡本町3225		○			
	60	叶谷公民館	叶谷町323-1		○			
	61	逆面公民館	逆面町291-5		○			
	62	グリーンタウン自治会公民館	立伏町462-117		○			
63	台岡本二区公民館	中岡本町2498		○				
64	駅前第一区公民館	下岡本町4150-1		○				
65	釜根公民館	下岡本町5312-1		○				
66	自由ヶ丘公民館	上田原町1079		○				
城山	67	城山地区市民センター	大谷町1059-5	○	○			
	68	城山東小学校	駒生町2360	○	○			
	69	明保小学校	下荒針町3456-2		○			
	70	城山中学校	大谷町1423	○	○			
	71	自然休養村管理センター	福岡町1074-1		○			
	72	下飯田公民館	飯田町405		○			
	73	上飯田公民館	飯田町914-1		○			
	74	立岩自治公民館	大谷町110		○			
	75	瓦作公民館	大谷町801		○			
	76	大谷公民館	大谷町1225		○			
	77	荒針公民館	大谷町1318		○			
78	田下町公民館	田下町236		○				
79	田野町公民館	田野町746-9		○				
80	中福岡集会所	福岡町1161-4		○				
81	上古賀志公民館	古賀志町1615		○				
豊郷	82	豊郷地区市民センター	岩曾町825-1	○	○			
	83	豊郷中央小学校	関堀町337	○	○			
	84	豊郷南小学校	竹林町532	○				
	85	豊郷北小学校	横山町411-3		○			
	86	豊郷中学校	関堀町350	△	○			浸水リスク想定区域内
	87	岩本町公民館	岩本町478		○			
	88	瓦谷町上公民館	瓦谷町631-1		○			
	89	瓦谷町下公民館	瓦谷町818-2		○			
	90	関堀町上公民館	関堀町760		○			
	91	豊郷台二丁目自治会館	豊郷台2-39-1		○			
92	富士見が丘自治会館	富士見が丘2-16-7		○				
93	山本町公民館	山本1-8-16		○				
94	ニュー富士見ヶ丘団地公民館	横山1-21-18		○				
95	ニュー富士見ローズタウン公民館	横山3-21-24		○				
96	横山町下公民館	横山町441-3		○				
97	横山町上公民館	横山町1385		○				
石井	98	石井小学校	石井町1213	○				
	99	陽東中学校	石井町2800-42	○				
	100	石井地域コミュニティセンター	石井町1213	○				
泉が丘	101	泉が丘小学校	泉が丘7-12-14			○		
	102	泉が丘中学校	泉が丘4-11-40			○		

地区	NO.	施設・場所名	住所	対応する災害種別				備考
				洪水	土砂	地震	大規模な火事	
今泉	103	東市民活動センター	中今泉3-5-1	○				
	104	今泉小学校	元今泉1-7-29			○		
	105	宇都宮市体育館	元今泉5-6-18				○	
	106	駅東公園	元今泉5-6-18				○	
	107	宇都宮白楊高等学校	元今泉8-2-1			○		
桜	108	桜小学校	桜3-2-22			○		
	109	陽西中学校	陽西町1-16			○		
	110	宇都宮文星女子高等学校	北一の沢町24-35			○		
	111	作新学院	一の沢1-1-41		○	○		
	112	文星芸術大学附属高等学校	睦町1-4			○		
	113	宇都宮短期大学附属高等学校	睦町1-35			○		
	114	栃木県中央公園	睦町2-50		○		○	
城東	115	城東小学校	城東2-5-17	○				
昭和	116	昭和小学校	戸祭元町1-15	○	○	○		
	117	星が丘中学校	星が丘2-3-31		○	○		
	118	宇都宮競輪場駐車場	東戸祭1-2-7		○	○		
	119	栃木県庁	埴田1-1-20			○		
	120	栃木県庁昭和館(駐車場の使用不可)	埴田1-1-20	○	○			
	121	八幡山公園	埴田5-2-70				○	
中央	122	中央市民活動センター	中央1-1-13	○				
	123	中央小学校	中央本町1-29	○	○	○		
	124	旭中学校	天神1-1-42	△		○		洪水浸水想定区域内
	125	宇都宮市役所	旭1-1-5			○		
	126	宇都宮城址公園	本丸町地内			○		
	127	宇都宮二荒山神社	馬場通り1-1-1	○				
戸祭	128	戸祭小学校	戸祭1-10-25			○		
	129	宇都宮大学附属小・中学校	松原1-7-38	○		○		
	130	栃木県体育館	中戸祭1-6-3				○	
西	131	西小学校	西1-2-13	○		○		
	132	宇都宮地方裁判所	小幡1-1-38		○	○		
錦	133	錦小学校	錦2-7-15	△		○		洪水浸水想定区域内
	134	陽北中学校	今泉町47-2	○		○		校庭の一部が洪水浸水想定区域内 安全確保の上使用
	135	錦中央公園	今泉町157	△		○		洪水浸水想定区域内
西原	136	西原小学校	西原2-5-42	○		○		
	137	一条中学校	京町9-25	○		○		
	138	宇都宮女子高等学校	操町5-19			○		
東	139	東小学校	東埴田1-6-14	△	○	○		洪水浸水想定区域内
	140	宇都宮商業高等学校	大曾3-1-46	△	○	○		洪水浸水想定区域内
	141	八幡台自治会コミュニティセンター	八幡台19-21		○			
富士見	142	文化会館及び明保野公園	明保野町7-66			○		
細谷・上戸祭	143	北市民活動センター	若草3-12-25		○			
	144	細谷小学校	細谷1-4-38			○		
	145	宇都宮カンツリークラブ	上戸祭町3100			○		
	146	宇都宮中央女子高等学校	若草2-2-46			○		
	147	とちぎ福祉プラザ	若草1-10-6			○		
緑が丘	148	緑が丘小学校	緑3-3-12			○		
峰	149	峰小学校	峰3-20-17	○		○		
	150	宇都宮大学(峰キャンパス)	峰町350				○	
宮の原	151	宮の原小学校	宮原4-1-14	○		○		
	152	宮の原地域コミュニティセンター	宮原4-1-14	○				
御幸	153	御幸小学校	御幸本町4638-1			○		
	154	青少年活動センター	今泉町3007	○				
	155	御幸公園	平出工業団地13-1			○		
築瀬	156	築瀬小学校	南大通り2-6-6	△		○		洪水浸水想定区域内
	157	中央卸売市場	築瀬町1493	△			○	洪水浸水想定区域内
陽東	158	陽東小学校	陽東2-16-36	○				
	159	宇都宮大学(陽東キャンパス)	陽東7-1-2				○	

地区	NO.	施設・場所名	住所	対応する災害種別				備考
				洪水	土砂	地震	大規模な火事	
陽南	160	陽南小学校	大和1-10-15			○		
	161	陽南中学校	陽南2-4-58	○		○		
	162	陽南第1公園	大塚町1			○		
	163	宮原運動公園	陽南4-5-6				○	
平石	164	平石地区市民センター	下平出町158-1	○	○			
	165	平石中央小学校	下平出町479	○				
	166	平石北小学校	平出町1804	○				
	167	鬼怒中学校	平出町3764-10		○			
	168	北組公民館	平出町1505		○			
	169	平出工業団地公園	平出工業団地地内				○	
姿川	170	姿川地区市民センター	西川田町805-1	○				
	171	姿川中央小学校	下砥上町121	○				
	172	姿川第一小学校	西川田本町3-11-15	○				
	173	姿川第二小学校	砥上町52	○				
	174	姿川中学校	西川田町1038	○		○		
	175	宇都宮高等学校	滝の原3-5-70			○		
横川	176	横川東小学校	下栗町963	○				
	177	横川西小学校	上横田町850	○				
瑞穂野	178	瑞穂台小学校	瑞穂1-22	○				
	179	瑞穂野中学校	下桑島町1078	○				
清原	180	清原地区市民センター	清原工業団地15-4	○	○			
	181	清原中央小学校	道場宿町848	○	△		土砂災害警戒区域内	
	182	清原北小学校	板戸町1765	○	△		土砂災害警戒区域内	
	183	清原南小学校	上籠谷町1401	○	○			
	184	ゆいの杜小学校	ゆいの杜3-15-30	○	○			
	185	清原中学校	鑑山町231	○	○			
	186	板戸町集落センター	板戸町1126-2		○			
	187	板戸町集落センター分館	板戸町1243		○			
	188	桑島町公民館	桑島町812		○			
	189	道場宿公民館	道場宿町1208-13		○			
	190	河岸組集会所	板戸町498		○			
191	朝日ヶ丘公民館	鑑山町697-2		○				
五代若松原	192	五代小学校	五代2-22-33	○				
	193	若松原中学校	若松原3-19-27	○				
雀宮	194	雀宮地区市民センター	新富町9-4	○				
	195	雀宮中央小学校	雀の宮3-10-13	○				
	196	雀宮南小学校	南町3-3	○				
	197	新田小学校	針ヶ谷1-18-21	○				
	198	雀宮中学校	雀の宮7-28-16	○				
	199	雀宮南地区学習等供用施設	南町6-3	○				
	200	雀宮体育館	南町6-3	○				
	201	宇都宮南高等学校	東谷町660-1	△		○	洪水浸水想定区域内	

予 1 1 - 3 広域避難場所一覧

△  
災害種別に応じて使用不可

令和3年1月1日現在

NO	施設・場所名	住 所	対象とする異常な現象の種類				備 考
			洪 水	土砂	地震	大規模な火事	
1	八幡山公園	埴田5-2-70				○	
2	中央卸売市場	築瀬町1493	△			○	
3	栃木県体育館	中戸祭1-6-3				○	
4	宮原運動公園	陽南4-5-6				○	
5	栃木県中央公園	睦町地内		○		○	
6	宇都宮大学(峰キャンパス)	峰町350				○	
7	宇都宮大学(陽東キャンパス)	陽東7-1-2				○	
8	市体育館	元今泉5-6-18				○	
9	駅東公園	元今泉5-6-18				○	
10	平出工業団地公園	平出工業団地地内				○	

(※) 「対象とする異常な現象の種類」欄に「○」が記された施設が、当該異常現象から緊急に避難するための施設です。記されていない施設は、当該異常現象によって避難することはできません。

## 予11-4 避難所一覧

令和3年4月1日適用

地区	NO.	施設・場所名	住所	災対法施行令第20号の6第5号	想定収容人数
富屋	1	富屋地区市民センター	徳次郎町80-2	○	220
	2	富屋小学校	徳次郎町66-1	○	540
	3	晃陽中学校	徳次郎町1964	○	660
篠井	4	篠井地区市民センター	下小池町466-1	○	200
	5	篠井小学校	下小池町569-37	○	640
上河内	6	上河内地区市民センター	中里町181-3	○	460
	7	上河内中央小学校	中里町201-1	○	210
	8	上河内東小学校	下小倉町1302	○	140
	9	上河内西小学校	関白町471	○	160
	10	上河内中学校	中里町162	○	670
	11	上河内体育館	中里町182-1	○	180
国本	12	国本地区市民センター	宝木本町1868-1	○	220
	13	国本中央小学校	宝木本町1864-1	○	590
	14	国本西小学校	新里町丁292	○	370
	15	晃宝小学校	宝木本町1263-1	○	880
	16	国本中学校	新里町丁1608-19	○	670
河内	17	河内地区市民センター	中岡本町3221-4	○	340
	18	岡本コミュニティプラザ	下岡本町1954-10	○	100
	19	田原コミュニティプラザ	上田原町1	○	300
	20	岡本小学校	中岡本町2623	○	270
	21	岡本北小学校	中岡本町2481-1	○	240
	22	岡本西小学校	中岡本町3709-2	○	200
	23	田原小学校	上田原町355	○	240
	24	田原西小学校	立伏町8-1	○	270
	25	白沢小学校	白沢町1643	○	230
	26	河内中学校	中岡本町3743	○	330
	27	古里中学校	中岡本町3130	○	440
	28	田原中学校	下田原町1722	○	230
城山	29	城山地区市民センター	大谷町1059-5	○	250
	30	城山中央小学校	大谷町1402	○	590
	31	城山西小学校	古賀志町583	○	320
	32	城山東小学校	駒生町2360	○	560
	33	明保小学校	下荒針町3456-2	○	1,100
	34	城山中学校	大谷町1423	○	780
豊郷	35	豊郷地区市民センター	岩曾町825-1	○	220
	36	豊郷中央小学校	関堀町337	○	110
	37	豊郷南小学校	竹林町532	○	1,300
	38	豊郷北小学校	横山町411-3	○	630
	39	海道小学校	海道町35-1	○	470
	40	豊郷中学校	関堀町350	○	730
石井	41	石井小学校	石井町1213	○	1,500
	42	陽東中学校	石井町2800-42	○	1,900
	43	石井地域コミュニティセンター	石井町1213	○	20
明保	44	明保地域コミュニティセンター	鶴田町3668-36	○	20
泉が丘	45	泉が丘小学校	泉が丘7-12-14	○	1,300
	46	泉が丘中学校	泉が丘4-11-40	○	1,200
	47	泉が丘地域コミュニティセンター	泉が丘7-12-14	○	60
今泉	48	東市民活動センター	中今泉3-5-1	○	130
	49	今泉小学校	元今泉1-7-29	○	970
	50	今泉地域コミュニティセンター	元今泉1-7-29	○	60
	51	宇都宮市体育館	元今泉5-6-18	○	1,210
桜	52	西市民活動センター	西一の沢町17-32	○	110
	53	桜小学校	桜3-2-22	○	1,300
	54	陽西中学校	陽西町1-16	○	1,500
	55	桜地域コミュニティセンター	桜3-2-22	○	60

## 予11-4 避難所一覧

令和3年4月1日適用

地区	NO.	施設・場所名	住所	災対法施行令 第20号の6第5号	想定収容人数
城東	56	城東小学校	城東2-5-17	○	850
	57	城東地域コミュニティセンター	城東2-23-1	○	80
昭和	58	昭和小学校	戸祭元町1-15	○	970
	59	星が丘中学校	星が丘2-3-31	○	1,300
	60	昭和地域コミュニティセンター	戸祭町3043-1	○	70
宝木	61	宝木小学校	駒生町3364-29	○	1,600
	62	西が岡小学校	宝木町2-1075-12	○	1,000
	63	宝木中学校	細谷町604	○	1,100
	64	宝木地域コミュニティセンター	駒生町3364-29	○	20
中央	65	中央市民活動センター	中央1-1-13	○	530
	66	中央小学校	中央本町1-29	○	1,100
	67	中央地域コミュニティセンター	中央本町1-29	○	
	68	旭中学校	天神1-1-42	○	1,600
戸祭	69	戸祭小学校	戸祭1-10-25	○	1,300
	70	戸祭地域コミュニティセンター	戸祭1-10-25	○	60
西	71	西小学校	西1-2-13	○	1,200
	72	西地域コミュニティセンター	西1-2-13	○	60
錦	73	錦小学校	錦2-7-15	○	890
	74	陽北中学校	今泉町47-2	○	1,300
	75	錦地域コミュニティセンター	今泉町143-6	○	80
西原	76	西原小学校	西原2-5-42	○	1,300
	77	一条中学校	京町9-25	○	1,800
	78	西原地域コミュニティセンター	西原2-5-42	○	80
東	79	東小学校	東塙田1-6-14	○	1,400
	80	東地域コミュニティセンター	東塙田1-6-14	○	50
富士見	81	富士見小学校	鶴田町2708-3	○	1,400
	82	富士見地域コミュニティセンター	鶴田町2708-3	○	70
	83	明保野体育館	明保野町7-9	○	220
細谷 ・ 上戸祭	84	北市民活動センター	若草3-12-25	○	110
	85	細谷小学校	細谷1-4-38	○	1,100
	86	上戸祭小学校	上戸祭町271-1	○	890
	87	細谷・上戸祭地域コミュニティセンター	細谷1-4-38	○	81
緑が丘	88	南市民活動センター	江曾島2-4-23	○	150
	89	緑が丘小学校	緑3-3-12	○	1,400
	90	緑が丘地域コミュニティセンター	緑3-5-3	○	81
峰	91	峰小学校	峰3-20-17	○	1,500
	92	峰地域コミュニティセンター	峰3-20-17	○	50
宮の原	93	宮の原小学校	宮原4-1-14	○	1,100
	94	宮の原地域コミュニティセンター	宮原4-1-14	○	20
御幸	95	御幸小学校	御幸本町4638-1	○	1,200
	96	御幸地域コミュニティセンター	御幸本町4638-1	○	20
	97	青少年活動センター	今泉町3007	○	260
御幸が原	98	御幸が原小学校	御幸ヶ原町53-2	○	1,100
	99	御幸が原地域コミュニティセンター	御幸ヶ原53-2	○	20
築瀬	100	築瀬小学校	南大通り2-6-6	○	1,300
	101	築瀬地域コミュニティセンター	南大通り2-6-6	○	20
陽光	102	陽光小学校	緑5-3-16	○	910
	103	陽光地域コミュニティセンター	緑5-8-8	○	50
陽東	104	陽東小学校	陽東2-16-36	○	1,100
	105	陽東地域コミュニティセンター	陽東2-16-36	○	20
陽南	106	陽南小学校	大和1-10-15	○	1,400
	107	陽南中学校	陽南2-4-58	○	1,500
	108	陽南地域コミュニティセンター	大和1-10-15	○	10
平石	109	平石地区市民センター	下平出町158-1	○	70
	110	平石中央小学校	下平出町479	○	360
	111	平石北小学校	平出町1804	○	630
	112	鬼怒中学校	平出町3764-10	○	1,200



## 予11-4 避難所一覧

令和3年4月1日適用

地区	NO.	施設・場所名	住所	災対法施行令 第20号の6第5号	想定収容人数
姿川	113	姿川地区市民センター	西川田町805-1	○	70
	114	姿川中央小学校	下砥上町121	○	600
	115	姿川第一小学校	西川田本町3-11-15	○	1,400
	116	姿川第二小学校	砥上町52	○	1,000
	117	姿川中学校	西川田町1038	○	1,200
	118	宮の原中学校	鶴田町261-3	○	1,100
横川	119	横川地区市民センター	屋板町576-1	○	90
	120	横川中央小学校	屋板町1072	○	580
	121	横川東小学校	下栗町963	○	1,200
	122	横川西小学校	上横田町850	○	1,100
	123	横川中学校	屋板町143	○	750
	124	サンアピリティーズ	屋板町251-1	○	240
瑞穂野	125	瑞穂野地区市民センター	下桑島町1030-1	○	220
	126	瑞穂野北小学校	下桑島町465	○	380
	127	瑞穂野南小学校	西刑部町444	○	290
	128	瑞穂台小学校	瑞穂1-22	○	1,000
	129	瑞穂野中学校	下桑島町1078	○	740
清原	130	清原地区市民センター	清原工業団地15-4	○	220
	131	清原中央小学校	道場宿町848	○	900
	132	清原北小学校	板戸町1765	○	370
	133	清原南小学校	上籠谷町1401	○	690
	134	清原東小学校	氷室町1713-1	○	930
	135	ゆいの杜小学校	ゆいの杜3-15-30	○	
	136	清原中学校	鑑山町231	○	1,200
	137	清原体育館	清原工業団地14	○	1,000
五代 若松原	138	五代小学校	五代2-22-33	○	1,400
	139	若松原中学校	若松原3-19-27	○	1,300
	140	五代若松原地域コミュニティセンター	若松原3-19-27	○	60
雀宮	141	雀宮地区市民センター	新富町9-4	○	230
	142	雀宮中央小学校	雀の宮3-10-13	○	1,300
	143	雀宮東小学校	下反町町256-1	○	400
	144	雀宮南小学校	南町3-3	○	1,400
	145	新田小学校	針ヶ谷1-18-21	○	1,100
	146	雀宮中学校	雀の宮7-28-16	○	1,500
	147	雀宮南地区学習等供用施設	南町6-3	○	50
	148	雀宮体育館	南町6-3	○	360

## 予 1 1 - 5 備蓄避難所一覧

令和 3 年 1 月 1 日現在

No.	地区名	施設名	No.	地区名	施設名
1	泉が丘	泉が丘中学校	26	戸祭	戸祭小学校
2	御幸	御幸小学校	27	雀宮	雀宮中学校
3	城東	城東小学校	28	細谷	細谷小学校
4	御幸が原	御幸が原小学校	29	篠井	篠井小学校
5	西	西小学校	30	清原	清原北小学校
6	東	東小学校	31	富屋	富屋小学校
7	中央	中央小学校	32	陽光	陽光小学校
8	西原	西原小学校	33	瑞穂野	瑞穂野中学校
9	錦	陽北中学校	34	明保	明保小学校
10	峰	峰小学校	35	姿川	姿川中学校
11	今泉	今泉小学校	36	平石	鬼怒中学校
12	宮の原	宮の原小学校	37	石井	石井小学校
13	豊郷	豊郷中学校	38	上河内	上河内中央小学校
14	陽東	陽東小学校	39	河内	古里中学校
15	宝木	宝木小学校	40	宝木	西が丘小学校
16	桜	桜小学校	41	雀宮	雀宮東小学校
17	富士見	富士見小学校	42	細谷	上戸祭小学校
18	昭和	昭和小学校	43	清原	清原南小学校
19	築瀬	築瀬小学校	44	河内	河内中学校
20	五代若松原	若松原中学校	45	河内	田原中学校
21	陽南	陽南小学校	46	上河内	上河内西小学校
22	緑が丘	緑が丘小学校	47	上河内	上河内東小学校
23	横川	横川中学校	48	姿川	姿川第一小学校
24	城山	城山中学校	49	姿川	姿川中央小学校
25	国本	国本中学校	50	姿川	姿川第二小学校

※ No. 1 から No. 3 9 は、平成 2 5 年度に整備

※ No. 4 0 から No. 4 7 は、平成 2 6 年度に整備

※ No. 4 8 から No. 5 0 は、平成 2 9 年度に整備

※ No. 3 8 は、平成 3 0 年度に上河内中学校から上河内中央小学校に変更

## 予 1 1 - 6 帰宅困難者に対する一時滞在場所一覧

令和 3 年 1 月 1 日現在

NO	施設名	住 所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数	備考
1	宇都宮 P E A K S	宇都宮市 馬場通り 3 丁目 4 番 7 号		22	毛布, 保存水, 簡易食料

※ 上記のほか, 災害発生時の状況により駅周辺公共施設等に帰宅困難者一時滞在施設用のスペースを確保する。

予 1 2 - 1 緊急輸送道路選定路線（県指定）

1 第 1 次緊急輸送路

番号	道路種別	路線番号	路線名・愛称名	区 間 (市 域)
1	高速自動車国道		東北自動車道	全線（飯田町〔鹿沼市境〕～ 上小倉町〔さくら市境〕）
2			北関東自動車道	全線（茂原町〔上三川町境〕～ 東谷町〔上三川町境〕）
3	有料道路		日光宇都宮道路	全線（足次〔宇都宮市外〕～ 石那田町〔日光市境〕）
4	国 道	4	国道 4 号	全線（茂原 1,3 丁目〔下野市境〕～ 東岡本町〔高根沢町境〕）
5		4	〃 4 号バypass	全線（砂田町〔上三川町境〕～ 平出工業団地〔国道 4 号交点〕）
6		1 1 9	〃 1 1 9 号	一部（西原町西原交差点〔国道 4 号交点〕～ 上戸祭町宮環上戸祭町交差点〔宇都宮亀和田栃木線交点〕） （上戸祭町宮環上戸祭町交差点〔宇都宮亀和田栃木線交点〕～ 上戸祭町〔宇都宮亀和田栃木線宇都宮環状線交点〕） （下金井町宇都宮 IC 入口〔国道 119 号分岐〕～ 上小池町〔日光市境〕）
7		1 1 9	〃 1 1 9 号バypass	全線（足次〔宇都宮市外〕～ 上戸祭町〔宇都宮亀和田栃木線宇都宮環状線交点〕）
8		1 2 1	〃 1 2 1 号	一部（西川田本町西川田町交差点〔宇都宮栃木線接続〕～ 幕田町〔壬生町境〕）
9		1 2 3	〃 1 2 3 号	全線（平松町平松町交差点〔国道 4 号交点〕～ 氷室町〔芳賀町境〕）
1 0		4 0 8	〃 4 0 8 号	全線（上籠谷町〔真岡市境〕～ 板戸町〔高根沢町境〕）
1 1		4 0 8	〃 4 0 8 号バypass	全線（氷室町工業団地交差点〔国道 123 号交点〕～ 氷室町〔真岡市境〕）
1 2	主要地方道	1	宇都宮笠間線	一部（大通 1 大通 1 交差点〔宇都宮那須烏山線交点〕～ 駅前通り 1 宮の橋交差点〔氏家宇都宮線交点〕） （南大通り 4 南大通り 4 交差点〔いちよう通り分岐〕～ 平松町平松町交差点〔国道 4 号交点〕）
1 3		2	宇都宮栃木線	一部（桜 2 桜 2 交差点〔国道 119 号分岐〕～ 西川田本町西川田町交差点〔国道 121 号交点〕）
1 4		6	宇都宮楡木線	全線（滝谷町滝谷町交差点〔宇都宮栃木線交点〕～ 上欠町〔鹿沼市境〕）
1 5		1 0	宇都宮那須烏山線	全線（池上町池上町交差点〔国道 119 号分岐〕～ 塙田 4 塙田 4 交差点〔宇都宮向田線交点〕）
1 6		3 5	宇都宮結城線	一部（大通 1 大通 1 交差点〔宇都宮那須烏山線分岐〕～ 旭 2〔平成通り分岐〕）
1 7		6 4	宇都宮向田線	一部（塙田 4 塙田 4 交差点〔宇都宮向田線交点〕～ 元今泉 2 元今泉町交差点〔白楊高通り分岐〕）
1 8	市 道	1	中央通り	一部（本町〔宇都宮那須烏山線分岐〕～ 旭 1〔宇都宮市役所前〕）
1 9		4	いちよう通り	一部（松ヶ峰 1 松ヶ峰 1 交差点〔国道 119 号交点〕～ 南大通り 4 南大通り 4 交差点〔宇都宮笠間線交点〕）
2 0		9 2 0	白楊高通り	一部（元今泉 1 元今泉町交差点〔宇都宮向田線分岐〕～ 泉が丘 3 泉が丘交差点〔国道 4 号交点〕）
2 1		14・1428	平成通り	一部（滝谷町滝谷町交差点〔宇都宮栃木線交点〕～ 旭 2〔宇都宮結城線分岐〕）

## 2 第2次緊急輸送路

番号	道路種別	路線番号	路線名・愛称名	区 間 (市 域)
1	国 道	1 2 1	国道121号	一部 (宮の内2宮の内2交差点[国道4号交点]~下欠町[鹿沼市境])
2		2 9 3	国道293号	一部 (新里町内新里交差点[大沢宇都宮線交点]~ 下小倉町[さくら市境])
3	主要地方道	1	宇都宮笠間線	一部 (駅前通り3宮の橋交差点[宇都宮停車場線交点]~ 南大通り4南大通り4交差点[いちょう通り交点])
4		1 0	宇都宮那須烏山線	一部 (塙田4塙田4交差点[宇都宮向田線交点]~ 今泉新町今泉新町交差点[都計道3・2・102交点])
5		4 6	宇都宮真岡線	一部 (築瀬4築瀬4交差点[国道4号交点]~ 下栗町下栗交差点[新4号バイパス交点])
6		6 3	藤原宇都宮線	一部 (大曾2大曾2交差点[宇都宮那須烏山線交点]~ 下田原町下田原交差点[上横倉下岡本線交点]) (下田原町下田原交差点[上横倉下岡本線交点]~上小倉町[塩谷町境])
7		6 4	宇都宮向田線	一部 (東宿郷4東宿郷交差点[駅前通り交点]~ 東今泉1峰町交差点[国道4号交点]) (下平出町平出交差点[新4号バイパス交点]~ ゆいの杜4[宇都宮茂木線交点])
8		6 9	宇都宮茂木線	全線 (ゆいの杜4[宇都宮向田線分岐]~ 野高谷町[芳賀町境])
9	一般県道	1 2 5	氏家宇都宮線	一部 (竹林町竹林町交差点[宇都宮那須烏山線交点]~ 駅前通り3宮の橋交差点[宇都宮笠間線交点])
10		3 4 8	上河内スマートインター線	一部 (今里町[上河内スマートIC]~今里町スマートIC入口交差点[藤原宇都宮線交点])
11	市 道	2 1	競輪場通り	一部 (上大曾町大曾2交差点[宇都宮那須烏山線交点]~ 中戸祭松原3交差点[国道119号交点]) (今泉新町今泉新町交差点[宇都宮那須烏山線交点]~ 今泉町東署南交差点[国道4号交点])
12		1 5 2 5	鬼怒通り	一部 (宮みらい[宇都宮駅東]~東宿郷3[宇都宮向田線交点])

## 3 第3次緊急輸送路

番号	道路種別	路線番号	路線名・愛称名	区 間 (市 域)
1	国 道	1 1 9	国道119号	一部 (下金井町宇都宮IC入口[宇都宮北道路分岐]～ 上戸祭町宮環上戸祭町交差点[宇都宮亀和田栃木線] (上戸祭町[宇都宮北道路交点]～ 平出工業団地工業団地交差点[国道4号交点])
2		1 2 1	国道121号	一部 (宮の内2宮の内2交差点[国道4号交点]～ 上籠谷町上籠谷交差点[国道408号交点])
3		2 9 3	国道293号	一部 (新里町丙新里町交差点[大沢宇都宮線交点]～ 田野町[鹿沼市境])
4	主要地方道	3	宇都宮亀和田栃木線	一部 (上戸祭町宮環上戸祭町交差点[国道119号交点]～ 西川田町さつきロード入口交差点[国道121号交点])
5		4	宇都宮鹿沼線	全線 (睦町[宇都宮栃木線交点]～ 飯田町[鹿沼市境])
6		2 2	大沢宇都宮線	全線 (細谷町細谷町交差点[宇都宮亀和田線交点]～ 新里町[日光市境])
7		3 5	宇都宮結城線	一部 (御蔵町[平成通り交点]～ 東谷町[上三川町境])
8		4 6	宇都宮真岡線	一部 (築瀬1[宇都宮結城線交点]～築瀬4[国道4号交点]) (下栗町下栗交差点[新4号 <sup>パ</sup> 交点]～ 東刑部下桑島町交差点[国道121号交点])
9		6 4	宇都宮向田線	一部 (東今泉1峰町交差点[国道4号交点]～ 下平出町平出交差点[新4号 <sup>パ</sup> 交点])
1 0		7 0	宇都宮今市線	一部 (桜2桜2交差点[国道119号交点]～ 駒生町駒生町交差点[宇都宮亀和田栃木線交点])
1 1		7 3	上横倉下岡本線	一部 (上横倉町上横倉町交差点[国道293号交点]～ 上田原町田原小交差点[藤原宇都宮線交差]) (下岡本町[国道4号交点]～ 下田原町下田原交差点[藤原宇都宮線交差])
1 2	一般県道	1 2 5	氏家宇都宮線	一部 (下ヶ橋町[さくら市境]～ 白沢町総合運動公園南交差点[上横倉下岡本線交差]) (白沢町総合運動公園南交差点[上横倉下岡本線交差]～ 竹林町竹林交差点[宇都宮那須烏山線交点])
1 3		1 9 3	雀宮真岡線	全線 (新富町[国道4号交点]～ 東谷町[上三川町境])

## 予 1 2 - 2 飛行場外離着陸場及び災害時にヘリコプターが発着可能な場所一覧

### 1 飛行場外離着陸場

航空法第79条の規定に基づき、事前に国土交通大臣あてに申請し、一時的な離着陸の許可を得た場所（設置基準に適合した場所）

No.	施設名	住所
1	栃木県庁 屋上	埴田1-1-20
2	道場宿緑地	道場宿町上河原地先
3	ろまんちっく村さわやか広場	新里町丙254
4	消防防災総合センター	中里町248
5	鬼怒グリーンパーク白沢	白沢町1006-6

### 2 災害時にヘリコプターが発着可能な場所（緊急離着陸場）

航空法第81条の2の規定により、消防、地方公共団体、警察等の国土交通省令で定められた航空機が、捜索又は救助活動を行う場合（有事）で事前に許可を受ける時間的余裕がないときは、機長の判断により「安全が確保され、地上の人や物件に2次災害を起こさない」ことを前提に離着陸できることから、あらかじめヘリコプターが発着可能な場所を選定している。

No.	施設名	住所
1	駒生運動公園	鶴田町3669
2	柳田緑地運動公園	柳田町1318-1
3	県立宇都宮北高等学校	岩曾町606
4	栃木県総合運動公園	西川田4丁目1-1
5	石井緑地運動公園	石井町2323
6	清原中学校	鑑山町231
7	城山中学校	大谷町1423
8	富屋小学校	徳次郎町66-1
9	田原中学校	下田原町1722
10	上河内緑水公園	宮山田町上河原地先
11	篠井地区市民センター附属運動場	下小池町466
12	グリーンタウン広場	立伏町462-73

13	下田原運動場	下田原町3434
14	石野森公園	大谷町1401
15	清原工業団地 1号緑地	清原工業団地5
16	みずほの中央公園	瑞穂3丁目3
17	みずほの自然の森公園 イベントスペース (駐車場)	西刑部町1861
18	作新学院福岡グラウンド	福岡町1200
19	栃木銀行総合グラウンドB駐車場	新里町丁1604-16
20	古賀志町グラウンドゴルフ場	古賀志町2020
21	済生会宇都宮病院	竹林町911-1
22	作新学院大学 サッカー場	竹下町908



## 予 1 2 - 3 輸送用車両車種別現況表

(令和3年1月1日現在)

区 分	バ ス	乗用車	貨 客 兼 用	貨物車		軽自動車		二輪車 (原付)	計
				普通	小型	乗用	貨物		
連 絡 用		41				84		14	139
連 絡 兼 一 般 輸 送 用			27						27
資 材 及 び 物 資 輸 送 用				21	16		112		149
人 員 輸 送 用	大 型 1 中 型 1 マイクロ 1								3
広 報 車			2						2
計	大 型 1 中 型 1 マイクロ 1	41	29	21	16	84	112	14	320

## 予 1 3 - 1 特別救護班の編成

## ○ 医科特別救護班

医科特別救護班は、宇都宮市医師会医師 1 名、宇都宮市薬剤師会薬剤師 1 名、栃木県看護協会看護師 1 名、栃木県柔道整復師会柔道整復師 1 名、事務職（市職員）1 名で編成され、市内医科救護所に派遣される医療チーム。主にトリアージ、軽症者の応急処置等を行う。

## ○ 歯科特別救護班

歯科特別救護班は、宇都宮市歯科医師会歯科医師 2 名、宇都宮市歯科衛生士会歯科衛生士 2 名で編成され、市内歯科救護所に派遣される医療チーム。主に歯科負傷者に対する応急処置の実施、後方歯科診療施設への転送の要否及び転送順位の決定を行う。

## 予13-2 救護所設置場所一覧

## 1 医科救護所

施設名	所在地	電話番号	備考
済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911-1	626-5500	災害拠点病院
独立行政法人国立病院機構 栃木医療センター	宇都宮市中戸祭1-10-37	622-5241	
独立行政法人地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市南高砂町11-17	653-1001	
独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院	宇都宮市下岡本町2160	673-2111	
宇都宮記念病院	宇都宮市大通り1-3-16	622-1991	
宇都宮第一病院	宇都宮市宝木本町2313	665-5111	
宇都宮南病院	宇都宮市八千代1-2-11	658-5511	
佐藤病院	宇都宮市西3-1-11	633-9261	
柴病院	宇都宮市竹林町504	621-8211	
鷺谷病院	宇都宮市下荒針町3618	648-3851	
倉持病院	宇都宮市屋板町400-1	657-0366	
宇都宮中央病院	宇都宮市東宿郷2-1-1	635-1110	
根本外科胃腸科医院	宇都宮市陽東4-17-10	662-6710	
冨塚メディカルクリニック	宇都宮市徳次郎町888	666-2555	
作新学院大学	宇都宮市竹下町908	626-1102 宇都宮市保健所総務課	

## 2 歯科救護所

施設名	所在地	電話番号	備考
宇都宮市夜間休日救急診療所	宇都宮市竹林町968	625-2211	

応 1 - 1 災害対策本部従事者の標識

腕章

ア 本部長



カ 班長



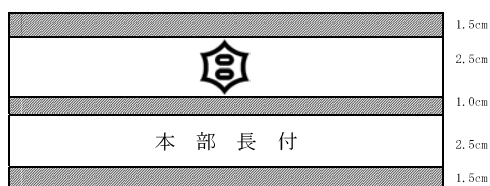
イ 副本部長



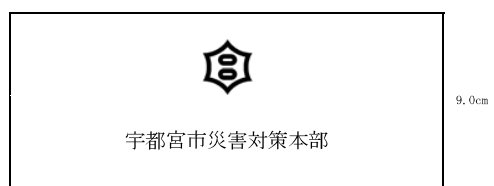
キ 出張所長



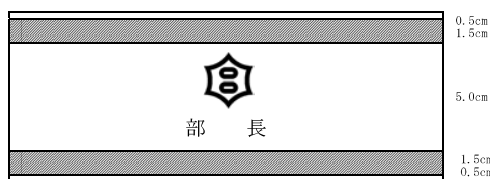
ウ 本部長付



ク 班員



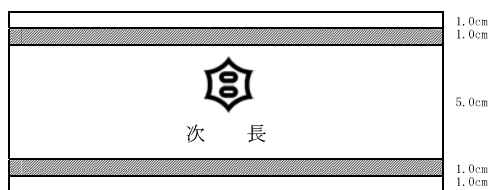
エ 部長



ケ 本部連絡員



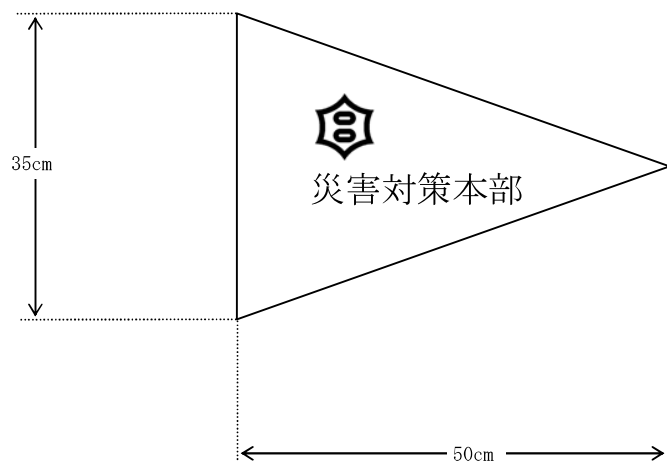
オ 次長



備考

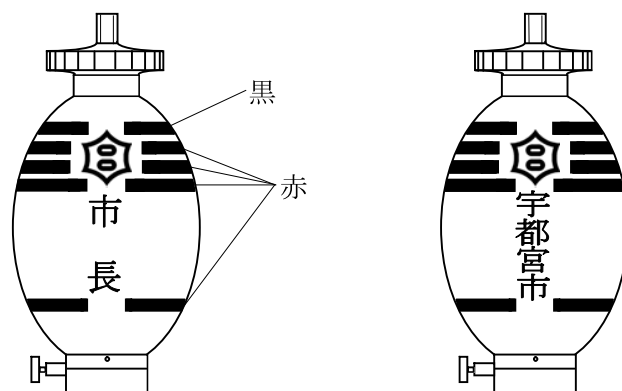
1. 腕章の大きさは、長さ40cm、幅9cmとする。
2. 斜線の部分は赤色（ただし、本部連絡員は緑色）とし、市章及び文字は黒色とする。

## 標旗

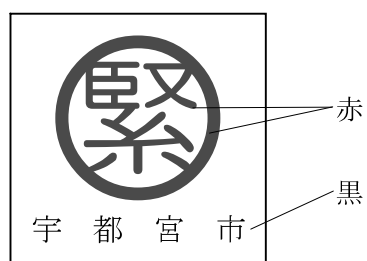


備考 布地は白色とし、市章及び文字は赤色とする。

## 標灯



## ステッカー



### 応 3 - 1 人的被害及び住家被害の判断基準

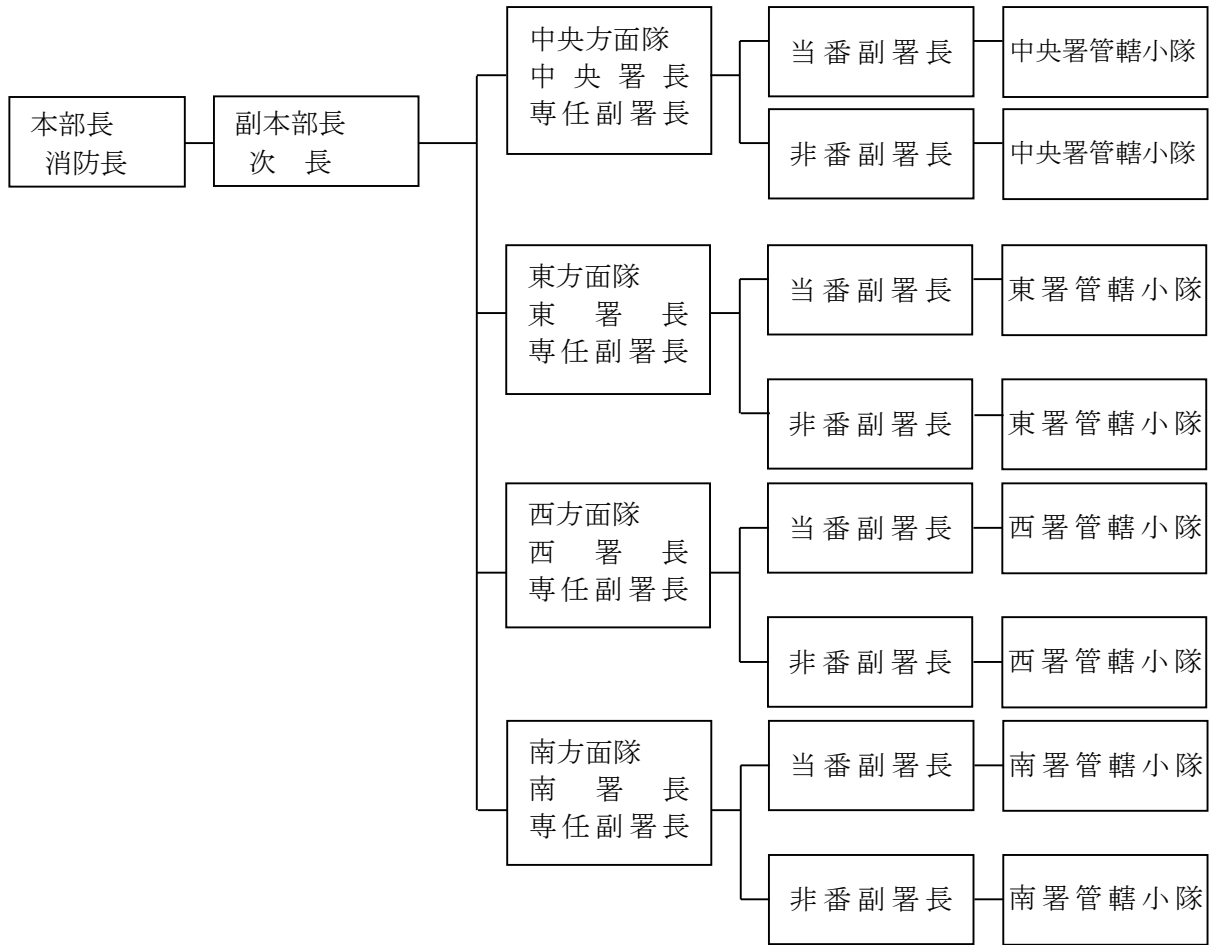
被害分類		判断基準
(1) 人的 被害	(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものをいう。
	(2) 行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものをいう。
	(3) 負傷、重傷又は軽傷	「負傷」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。 「負傷」のうち「重傷」とは、1カ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1カ月未満で治癒できる見込みのものをいう。
(2) 住家 の 被害	(4) 全壊・全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもをいう。
	(5) 半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもをいう。
	(6) 一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。
	(7) 床上浸水	全壊、全焼、流出、半壊及び半焼に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
	(8) 床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。

- (注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 当初の被害が半壊、半焼又は床上浸水であって、その後その状態が相当長時間にわたったため、全壊又は半壊の状態となったものについては、それぞれ全壊又は半壊として取り扱う。
- 5 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。
- 6 世帯は、生計を一つにしている実際の生活単位による。

応 6 - 1 災害派遣要請依頼書

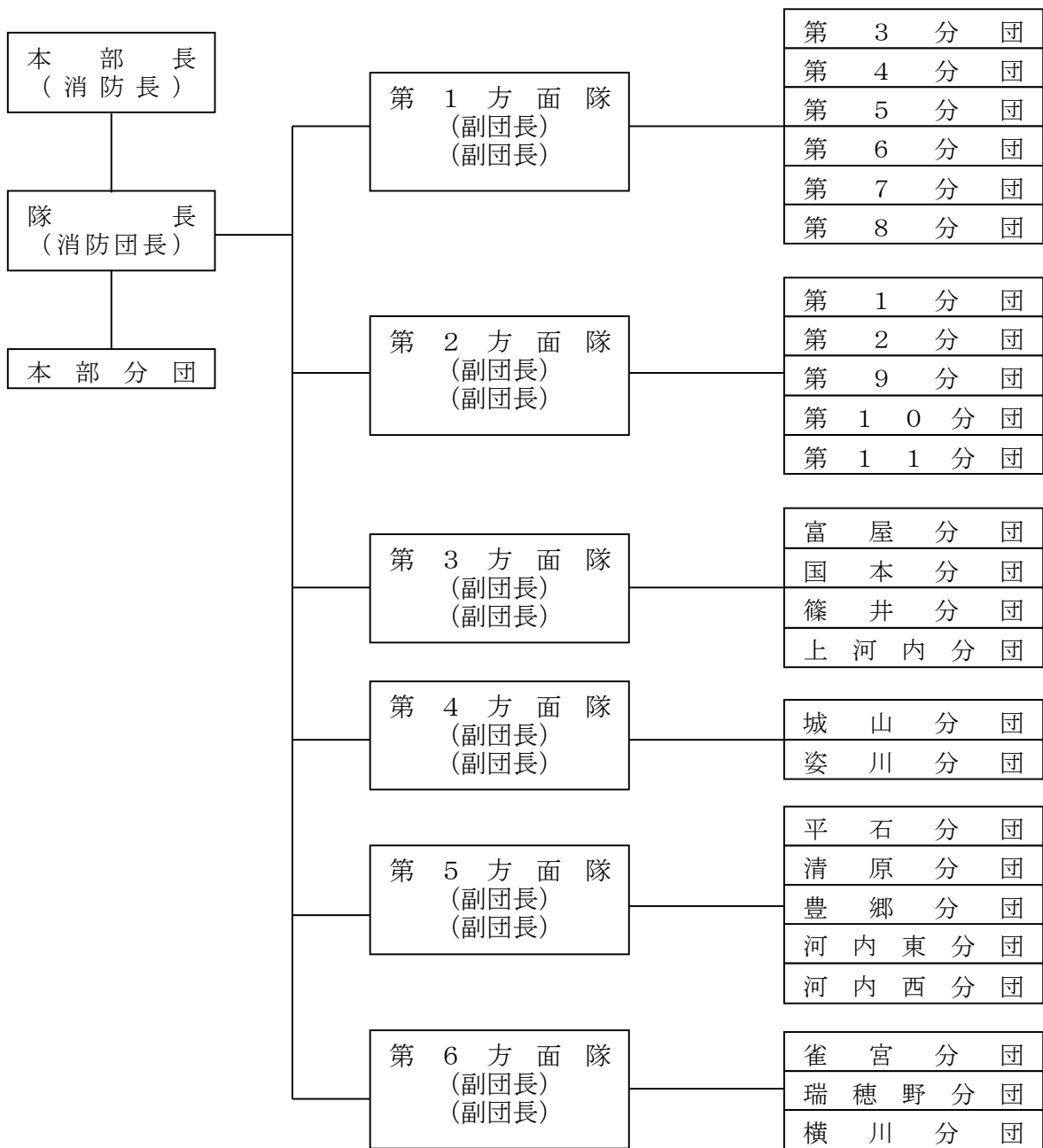
	第	年	月	号 日
栃木県知事                      様				
			市長名	印
<p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請について</p> <p>自衛隊法第83条に基づき災害派遣を下記のとおり要請方お願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の状況及び派遣を要請する事由</li> <li>2 派遣を必要とする期間</li> <li>3 派遣を希望する人員，船舶，航空機等の概数</li> <li>4 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>5 その他参考となるべき事項</li> </ol>				

応 7 - 1 消防署方面隊の編成及び指揮系統表





応 7 - 2 消防団方面隊の編成及び指揮系統表

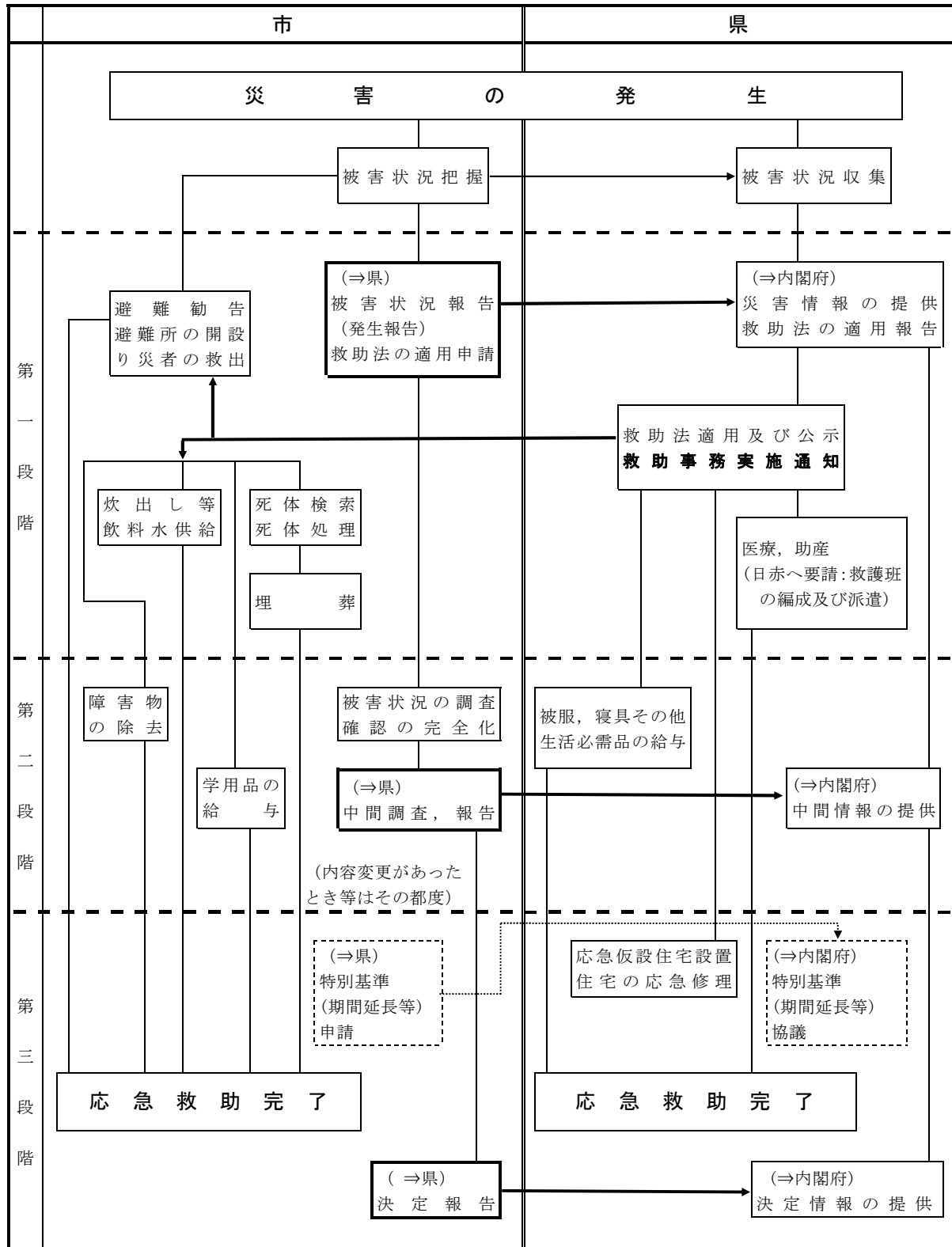


### 応 7 - 3 無線使用区分指定表

(令和 3 年 1 月 1 日現在)

無 線 数	移 動 局
活 動 波 1	中央消防署管内各移動局 (救急車載型移動局を除く。)
活 動 波 2	救急車載型移動局
活 動 波 3	東消防署管内各移動局 (救急車載型移動局を除く。)
活 動 波 4	西消防署管内各移動局 (救急車載型移動局を除く。)
活 動 波 5	南消防署管内各移動局 (救急車載型移動局を除く。)
主 運 用 波 1	県内消防機関等が相互に応援活動を行う場合に 使用
統 制 波 1	県域を越えて消防機関等が相互の応援活動を行 う場合
統 制 波 2	
統 制 波 3	

応 2 6 - 1 災害救助法適用時における応急措置手順



※ 救助の種類のうち緊急を要する救助及びきめ細やかな対応を必要とする救助については、知事から救助の実施について通知されることが見込まれるため、便宜上、市が行う救助としている。

応 2 6 - 2 災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和 2 年 7 月 1 4 日

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 3 0 円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 5, 714, 000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 2 0 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5, 714, 000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内。
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から 速やかに借上げ、供与
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1, 1 6 0 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼），流失，床上浸水等により，生活上必要な被服、寝具，その他生活必需品を喪失，若しくは毀損等により使用することができず，直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全焼冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		流失夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
流失冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤，治療材料，医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は，別途計上				
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず，死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は，使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は，慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は，別途計上				
被災者の救出	1 現に生命，身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は，以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費，人件費は，別途計上				
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け，自らの資力により 応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室，炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学生、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、縫合、消毒等） 1体当たり3,500円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師，歯科医師 22,800円以内 薬剤師，診療放射線技師 臨床検査技師，臨床工学技士，歯科衛生士 15,900円以内 保健師，助産師，看護師，准看護師 15,700円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術，建築技術者 15,500円以内 大工 26,300円以内 左官 27,000円以内 とび職 24,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費，燃料費，食糧費，印刷製本費，光熱水費，修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費	救助事務費に支出できる費用は，法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し，各災害の当該合算した額の合計額が，国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に，次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には，都道府県知事は，内閣総理大臣に協議し，その同意を得た上で，救助の程度，方法及び期間を定めることができる。

復 4 - 1 災証明書 (願)

災証明書願 平成 年 月 日 宇都宮市長 佐藤栄一 様 住所 (願出人) 氏名 電話 — 下記のとおり、災しましたので証明願います。 記			
災日時	平成 年 月 日 午 前 時 分頃 後		
災場所	<b>宇都宮市</b>		
災物件 及び 災程度 (記入しな いで下さい)	上記の災害により、		
提出先 その他		受付	

願出のとおり相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 宇都宮市長 佐藤栄一
--

No.	受付 : 交付 :
-----	--------------

確認	免許・健保・その他 ( )	受付	交付
----	------------------	----	----



復 4 - 2 災害弔慰金の概要

対象となる災害	(1) 住家が5世帯以上滅失した災害（当該市町村で大規模な被災があった場合） (2) 住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害（県内で広域にわたり大規模な被災があった場合） (3) 災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害（特に大規模な被災があった場合） (4) 災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害（都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合）
支給限度額	(1) 生計維持者の死亡 1人につき500万円 (2) その他の者の死亡 1人につき250万円
支給対象者	死亡した者の遺族
支給の制限	(1) 死亡が故意または重大な過失による場合 (2) 警察表彰規則、消防表彰規程、賞じゅつ金に関する訓令等に基づく賞じゅつ金が支給された場合 (3) 市長が支給を不相当と認めた場合
根拠法令等	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） (2) 同施行令（昭和48年政令第374号） (3) 宇都宮市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第51号） (4) 同施行規則（昭和49年10月規則第77号） 費用負担：国1/2，県1/4，市1/4，県・市の負担分は特別交付税に算入。

復 4 - 3 災害障害見舞金の概要

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給限度額	(1) 生計維持者が障害を負った場合 1人につき250万円 (2) その他の者が障害を負った場合 1人につき125万円
支給対象者	災害による負傷・疾病により精神、身体に障害が発生した者 (1) 両眼が失明した者 (2) そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
支給の制限	災害弔慰金に同じ
根拠法令等	災害弔慰金に同じ

## 復 4 - 4 災害見舞金及び死亡弔慰金の概要

対象となる災害	暴風，豪雨，洪水，地震その他異常な自然現象及び火災等												
支給限度額	<table border="0"> <tr> <td>(1) 全壊，全焼，流出又は埋没</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 半壊，半焼，半埋没又は床上浸水</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 床下浸水又は一部損壊（国の支援制度が適用される災害の場合のみ）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 便槽又はし尿浄化槽の浸水（便槽又はし尿浄化槽の汲み取りを行った場合）</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>(5) 死亡者1人当たり</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>(6) 重傷者1人当たり</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	(1) 全壊，全焼，流出又は埋没	100,000円	(2) 半壊，半焼，半埋没又は床上浸水	50,000円	(3) 床下浸水又は一部損壊（国の支援制度が適用される災害の場合のみ）	10,000円	(4) 便槽又はし尿浄化槽の浸水（便槽又はし尿浄化槽の汲み取りを行った場合）	4,400円	(5) 死亡者1人当たり	100,000円	(6) 重傷者1人当たり	50,000円
(1) 全壊，全焼，流出又は埋没	100,000円												
(2) 半壊，半焼，半埋没又は床上浸水	50,000円												
(3) 床下浸水又は一部損壊（国の支援制度が適用される災害の場合のみ）	10,000円												
(4) 便槽又はし尿浄化槽の浸水（便槽又はし尿浄化槽の汲み取りを行った場合）	4,400円												
(5) 死亡者1人当たり	100,000円												
(6) 重傷者1人当たり	50,000円												
支給対象者	被災者（世帯主又は世帯に属する者）並びに被災者のうち死亡者の遺族及び重傷者。												
支給の制限	宇都宮市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により災害弔慰金の支給を受ける場合には，死亡者に係る弔慰金は支給しない。												
根拠法令等	宇都宮市災害見舞金等支給規則（令和元年規則第17号）												

復4-5 災害援護資金の概要

貸付対象	<p>1 貸付対象災害 県内において、災害救助法による救助が行われた災害。</p> <p>2 貸付対象者 1に定める災害で次の被害を受けた世帯の世帯主。 (1) 療養に要する期間が概ね1か月以上である世帯主の負傷。 (2) 住居又は家財の損害が当該住居又は家財の価値のおおむね1/3以上のもの。</p> <p>3 貸付制限 世帯の総所得の合算額が次の額以上の世帯を除く。 (1) 同一の世帯に属する者が 1人の場合 220万円 2人の場合 430万円 3人の場合 620万円 4人の場合 730万円 5人以上の場合 730万円に加えて (世帯構成員-4人)×30万円 (2) その世帯の住居が滅失した場合 1,270万円</p>
貸付金額	<p>1 世帯主が療養期間おおむね1か月以上の負傷を負った場合。 (1) 家財の損害がその価値のおおむね1/3未満であり、かつ住居の損害(住居の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積又は主要構造部分の損害をいう。以下同じ。)がその延面積又は価格のおおむね20%未満(家財及び住居の損害が無い場合を含む) 限度額 150万円 (2) 家財の損害がその価格のおおむね1/3以上かつ住居の損害がその延面積又は価格のおおむね20%未満 限度額 250万円 (3) 住居の損害がその延面積のおおむね20%以上70%未満又はその価値の20%以上50%未満 限度額 270万円(※350万円) (4) 住居の損害がその延面積のおおむね70%以上又はその価値の50%以上 限度額 350万円</p> <p>2 世帯主が負傷を負わない場合 (1) 家財の損害がその価値のおおむね1/3以上かつ住居の損害がその延面積又は価格のおおむね20%未満(住居の損害がない場合を含む) 限度額 150万円 (2) 住居の損害がその延面積のおおむね20%以上70%未満又はその価格のおおむね20%以上50%未満 限度額 170万円(※250万円) (3) 住居の損害がその延面積のおおむね70%以上又はその価値のおおむね50%以上((4)の場合を除く) 限度額 250万円(※350万円) (4) 住居の全体が滅失 限度額 350万円 ※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合の限度額</p>
貸付条件	<p>1 償還期間 10年(据置期間原則として3年) ※東日本大震災による被災者は、償還期間13年(据置期間原則として6年)</p> <p>2 利率 年1.5%(据置期間中は無利子) ※保証人ありは無利子、保証人なしは1.5%</p> <p>3 償還方法 半年賦又は月賦(元利均等償還)</p> <p>4 保証人 連帯保証人1人(保証人なしでも可能)</p> <p>5 違約金 延滞元利金額につき年5%</p>
根拠法令等	<p>災害弔慰金の支給に関する法律、同施行令 宇都宮市災害弔慰金の支給等に関する条例、同施行規則 財源 貸付原資の2/3 国庫貸付、貸付原資の1/3 県貸付</p>

## 復 4 - 6 生活福祉資金貸付制度の概要

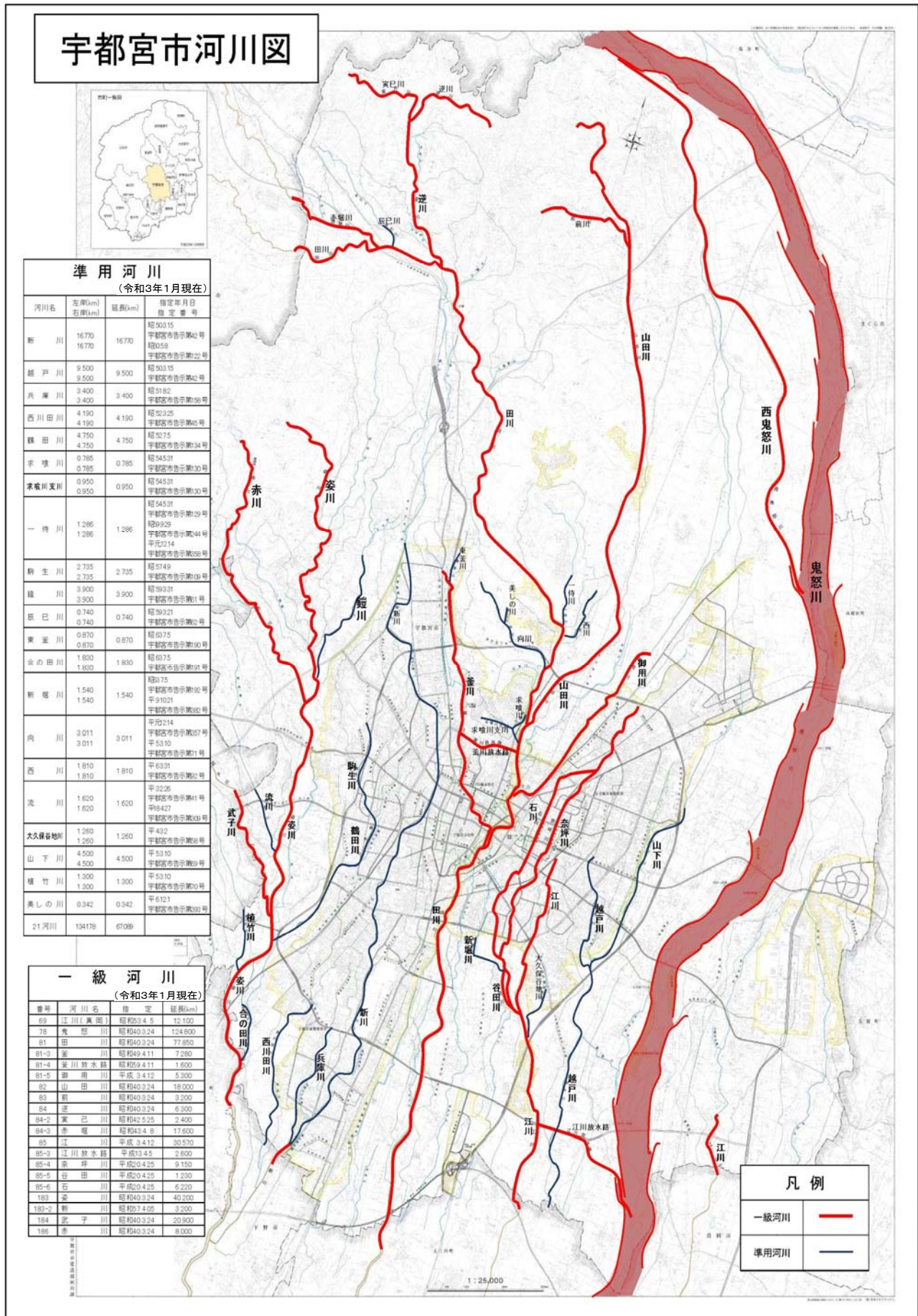
貸付対象	<p>1 貸付対象者</p> <p>(1) 他からの借入れが困難な低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者の属する世帯に限る）の方</p> <p>(2) 関係機関の支援を受けることにより，独立自活できると認められる方</p>
貸付金額	<p>災害を受けたことにより臨時に必要な経費 1世帯 150万円以内</p> <p>被害の程度により住宅増改築，補修等に必要な経費を重複して貸付可ただし，条例による災害援護資金と重複することはできない。</p>
貸付条件	<p>1 据置期間 6か月</p> <p>2 償還期間 7年以内</p> <p>3 利率 連帯保証人を立てる場合，無利子 連帯保証人がいない場合，年1.5%</p> <p>4 延滞利子 最終償還期限後，延滞元金額につき年5%</p>
備考	<p>担当は市社会福祉協議会</p>



# 風水害・放射線等対策編



予2-1 宇都宮市河川図





予2-2 準用河川・都市基盤河川指定状況

河川コード番号7-83-303 (利根川水系)

(令和3年1月1日現在)

管理者	河川名	区		間		区		間		河川コード番号
		上流	下流	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	
宇都宮市長	新川	宇都宮市宝木本町字唐理道1412番2地先	宇都宮市新川合流点	16.770	33.540	16.770	16.770	昭50.3.15	宇都宮市告示第42号	146-104-3
"	越戸川	宇都宮市平出町字蔵戸前4354番1地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	9.500	19.000	9.500	9.500	昭50.3.15	宇都宮市告示第42号	136-105-9
"	兵庫川	宇都宮市菅野町若松原1126番5地先	宇都宮市新川合流点	3.400	6.800	3.400	3.400	昭51.8.2	宇都宮市告示第158号	146-106-0
"	西川田川	宇都宮市西川田町東谷31517番1地先	宇都宮市御幸ヶ原町字鳴神189番地先	4.190	8.380	4.190	4.190	昭52.3.25	宇都宮市告示第45号	146-105-1
"	鶴田川	宇都宮市鶴田町字二之沢521番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	4.750	9.500	4.750	4.750	昭52.7.5	宇都宮市告示第134号	146-107-8
"	求喰川	宇都宮市山本町字間口84番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	0.785	1.570	0.785	0.785	昭54.5.31	宇都宮市告示第130号	136-107-5
"	求喰川支川	宇都宮市山本町字ヤゴシ408番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	0.950	1.900	0.950	0.950	昭54.5.31	宇都宮市告示第130号	136-108-3
"	一侍川	宇都宮市横山町字矢口717番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	1.286	2.572	1.286	1.286	昭54.5.31	宇都宮市告示第129号	136-109-1
"	駒生川	宇都宮市鶴田町字鶴沼道北2070番3地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	2.735	5.470	2.735	2.735	昭57.4.9	宇都宮市告示第109号	146-114-2
"	鱧川	宇都宮市駒生町字六斗崎3256番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	3.900	7.800	3.900	3.900	昭59.3.21	宇都宮市告示第61号	146-115-1
"	辰巳川	宇都宮市石那田町字長塚上り802番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	0.740	1.480	0.740	0.740	昭59.3.21	宇都宮市告示第62号	136-112-3
"	東釜川	宇都宮市野沢町字石塚内448番5地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	0.870	1.740	0.870	0.870	昭63.7.5	宇都宮市告示第190号	136-114-0
"	合の田川	宇都宮市新田町字合の畑968番1地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	1.830	3.660	1.830	1.830	昭63.7.5	宇都宮市告示第191号	146-118-5
"	新堀川	宇都宮市下栗町字地蔵越1471番1地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	1.540	3.080	1.540	1.540	昭63.7.5	宇都宮市告示第192号	136-116-6
"	向川	宇都宮市長岡町字島山1036番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	3.011	6.022	3.011	3.011	昭63.7.5	宇都宮市告示第190号	136-117-4
"	西川	宇都宮市関根町字篠235番2地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	1.810	3.620	1.810	1.810	昭63.7.5	宇都宮市告示第357号	136-118-2
"	流川	宇都宮市上久町字蔵新田1312番7地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	1.620	3.240	1.620	1.620	昭63.7.5	宇都宮市告示第357号	146-120-9
"	大久保谷地川	宇都宮市下栗町字東原2292番1地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	1.260	2.520	1.260	1.260	昭63.7.5	宇都宮市告示第357号	136-119-1
"	山下川	宇都宮市平出町字三斗崎1350番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	4.500	9.000	4.500	4.500	昭63.7.5	宇都宮市告示第58号	136-122-5
"	植竹川	宇都宮市下久町字川入36番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	1.300	2.600	1.300	1.300	昭63.7.5	宇都宮市告示第69号	146-122-5
"	美しの川	宇都宮市長岡町字向山1096番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	0.342	0.684	0.342	0.342	昭63.7.5	宇都宮市告示第70号	136-121-4
"	21河川			134.178	67.089					

都市基盤河川改修事業区間〔一般河川〕

(令和3年1月1日現在)

管理者	河川名	区		間		区		河川コード番号		
		上流	下流	左岸	右岸	左岸	右岸			
栃木県知事	御用川	宇都宮市下川俣町字保成158番2地先新堀下橋	宇都宮市今泉5丁目905番地3地先田川合流点	4.10	8.20	4.10	4.10	昭59.3.15	宇都宮市告示第519号	81-5
"	奈坪川	宇都宮市御幸ヶ原町字祝神228番4地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先新堀下橋合流点	9.15	18.30	9.15	9.15	昭59.3.15	宇都宮市告示第507号	85-4
"	谷田川	宇都宮市菅野町若松原206番202地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	1.23	2.46	1.23	1.23	昭59.3.15	宇都宮市告示第507号	85-5
"	石川	宇都宮市長岡町字向山1096番地先	宇都宮市西内南郷字下内南田251番地先	6.22	12.44	6.22	6.22	昭59.3.15	宇都宮市告示第507号	85-6

※都市基盤河川改修事業は、市街化の著しい都市並びに主要な地方中核都市の市街化区域にかかわる指定区間内の一般河川または、二級河川の改修工事であって、流域面積が30km<sup>2</sup>以下の区間であること。



予 1 1 - 1 土砂災害警戒区域(急傾斜地)一覧

令和2年12月公表

箇所番号	整理番号	箇所名	位置				保全対象区域		保全対象区域 (08データより)		公共的建物		公共施設		区域の 指定日	告示 番号	備考
			郡・市	町・村	大字	小字	人家 戸数	公共 建物	人家 戸数	公共 建物	種類	数量	種類	数量			
201-1-1009	68	木曾 I A	宇都宮市		上小池町		0	有			老人福祉施設	1	市町村道(m), その他の道路	50.8			
201-1-1010	69	長沢 I A	宇都宮市		横山町		6		6				その他の道路(m)	312			
201-1-1011	70	十日入 I A	宇都宮市		横山町		17		17				その他の道路(m)	179			
201-1-1012	71	田入 I A	宇都宮市		横山町		16	有	16		その他公共的建物	1	その他の道路(m)	57			
201-1-1013	72	愛宕山 I A	宇都宮市		石那田町		0	有				2					
201-1-1014	73	宮内 I A	宇都宮市		横山町		4	有	4		学校(大学、専 修学校、各種 学校を除く)	1	その他の道路(m)	63			
201-1-1015	74	宮内 I B	宇都宮市		横山町		0	有			児童福祉施設			0			
201-1-1016	75	権現山 I A	宇都宮市		長岡町		5		5				その他の道路(m)	7			
201-1-1017	76	道上 I A	宇都宮市		上欠町		0	有			教育施設	1					
201-1-1019	77	一本杉 I A	宇都宮市		上戸祭町		46		42				市町村道(m)	291			
201-1-1020	78	豊郷台二丁目 I A	宇都宮市		豊郷台二丁目		6	有	6		老人福祉施設	1	市町村道(m), 河川	92.45			
201-1-1021	79	向山 I A	宇都宮市		関堀町		9		9				市町村道(m), その他の道路 (m), 河川	70285 160			
201-1-1022	80	山本二丁目 I A	宇都宮市		山本二丁目		9		8				市町村道(m)	10			
201-1-1023	81	飛山河原 I A	宇都宮市		竹下町		3	有	1		老人福祉施設	1	市町村道(m), その他の道路 (m), 河川	90. 67.5			
201-1-1024	82	七久保 I A	宇都宮市		下荒針町		0	有			宗教施設	1					
201-1-1025	83	長坂 I A	宇都宮市		下荒針町		6		2				その他の道路(m)	52			
201-1-1026	84	長峰 I A	宇都宮市		鶴田町		17		9				その他の道路(m)	59			

土砂災害警戒区域(急傾斜地) 区分 I 形体：人口斜面

(人家5戸以上の箇所。ただし、5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。)

201-1-001	1	添久保 A	宇都宮市		大谷町	添久保	6		10								
201-1-002	2	唐沢 A	宇都宮市		唐沢町	唐沢	1	有	1		学校	1					

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、崩壊のおそれのある急傾斜地(地表面が水面に対し30度を超える角度をなす土地で、直高が5m以上あるもの。)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの、及びこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長されるおそれがある土地を「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第3条に基づき市町村長の意見を聞いて都道府県知事が指定した土地をいう。







J1104-01	32	利根川	赤川	細野四号沢	宇都宮市	細野	3	3						
J1104-02	33	利根川	赤川	細野五号沢	宇都宮市	細野	1							
J1106	34	利根川	赤川	細野二号沢	宇都宮市	細野	2	2						
J1107	35	利根川	赤川	細野下沢	宇都宮市	細野	2	2						
J1113-04	36	利根川	逆川	飯山沢	宇都宮市	萬城路	2	2						
J1116	37	利根川	田川	宮内沢	宇都宮市	宮内	1	1						
J1112	38	利根川	赤堀川	砥石山沢	宇都宮市	山根	4	4						
J1500-05	39	利根川	山田川	逆面二号沢	宇都宮市	逆面	1	1						
J1500-03	40	利根川	山田川	立伏二号沢	宇都宮市	立伏	1	1						
J1401-12	41	利根川	山田川	石那田沢右支	宇都宮市	宮山田	2	2						
J1401-13	42	利根川	山田川	石那田沢	宇都宮市	宮山田	1							
J1401-04	43	利根川	山田川	一本松一号沢	宇都宮市	冬室	1	1						
J1405	44	利根川	清水川	山小屋沢	宇都宮市	宮山田	2	2						
J1401-08	45	利根川	山田川	上ノ台一号沢	宇都宮市	宮山田	1							
J1401-10	46	利根川	山田川	上ノ台三号沢	宇都宮市	宮山田	1							
J1401-11	47	利根川	山田川	上ノ台四号沢	宇都宮市	宮山田	1	1						
J1401-01	48	利根川	山田川	神田沢	宇都宮市	高松	1	1						
J1404-04	49	利根川	山田川	小室一号沢	宇都宮市	宮山田	3	3						
J1404-05	50	利根川	山田川	小室二号沢	宇都宮市	宮山田	4	4						
J1400-01	51	利根川	山田川	荒地沢左支	宇都宮市	高松	1	1						
J1401	52	利根川	山田川	高松沢	宇都宮市	高松	1	1						
J1401-06	53	利根川	山田川	日向畑沢	宇都宮市	冬室	1	1						
J1401-02	54	利根川	山田川	冬室下一号沢	宇都宮市	中里	2	2						
J1402	55	利根川	山田川	宮ノ下二号沢	宇都宮市	宮山田	1	1						
J1403	56	利根川	山田川	宮ノ下一号沢	宇都宮市	宮山田	1	1						
J1403-01	57	利根川	山田川	宮山田一号沢	宇都宮市	宮山田	1	1						
J1401-07	58	利根川	山田川	一本松二号沢	宇都宮市	冬室	2							
II A0001	59	利根川	姿川	城跡一号沢	宇都宮市	田下町	4							

1 調査対象箇所は、谷地形をしている溪流で、下記の各号に該当する箇所とした。

- (1) 危険溪流Ⅰ：被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のほか、社会福祉施設等の災害弱者関連施設のある場合を含む）の溪流。
- (2) 危険溪流Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸の溪流。
- (3) 危険溪流Ⅲ：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流。（リスト省略）

予11-3 山腹崩壊危険地区一覧

(国・民別)

民

栃木県作成  
平成29年3月現在

危険地区番号		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の度	面積(ha)			位置			公共施設等					地区名
市町村	地区					調査地区	100点以上の(メッシュ)	治進捗状況	市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49〜10戸	人家9〜5戸	人家4戸以下	(道路除く)公共施設	
201	1			有	B	3	3	無	宇都宮市	飯山町	宮平			7	0	市	宮平
201	2			無	B	7	7	無	宇都宮市	篠井町	谷入			3	0	市	上篠井(1)
201	3			無	B	3	3	概成	宇都宮市	篠井町	カバサン		25		0	県	加波山
201	4			無	B	2	1	無	宇都宮市	篠井町	裏山		10		0	県	下篠井(1)
201	5			無	A	4	3	概成	宇都宮市	篠井町	裏山		10		0	県	下篠井(2)
201	6			無	A	4	4	無	宇都宮市	石那田町	マエヤマ		10		0	県	前山
201	7			無	A	6	6	無	宇都宮市	徳次郎町	デンホウジ		7		0		半蔵山
201	8			無	A	1	1	概成	宇都宮市	徳次郎町	ニワトリ沢		10		0	国	徳次郎
201	9			無	A	6	5	無	宇都宮市	大網町	カプトヤマ		12		0	市	兜山
201	10			有	A	3	3	概成	宇都宮市	下横倉町	刈敷山			5	0		下横倉(1)
201	11			無	A	4	2	無	宇都宮市	下横倉町	コヤヤマ		10		0	市	小屋山
201	12			有	A	7	7	無	宇都宮市	下横倉町	南山		10		0	市	下横倉(2)
201	13			有	B	2	2	無	宇都宮市	横山町	宮内		15		0	市	宮内
201	14			有	A	1	1	概成	宇都宮市	山本町	富士見台		20		0	市	富士見台
201	15			有	A	1	1	概成	宇都宮市	古賀志町	古賀志				2		古賀志
201	16			有	C	1	1	無	宇都宮市	徳次郎町	門前			2	0	市	門前(2)
201	17			有	C	1	1	概成	宇都宮市	横山町	横山			3	0	県	横山
201	18			有	C	1	1	無	宇都宮市	竹下町	飛山			1	0		飛山(1)
201	19			有	C	1	1	無	宇都宮市	竹下町	飛山			1	0		飛山(2)
201	20			有	C	1	1	概成	宇都宮市	こて山町	こて山			1	0		こて山
201	21			有	C	1	1	無	宇都宮市	新里町	新里				0	林	新里
201	22			有	C	1	1	無	宇都宮市	駒生町	山下			3	0	市	山下
201	23			有	C	1	1	無	宇都宮市	長岡町	上長岡			3	0	市	上長岡
201	24			無	B	1	1	無	宇都宮市	篠井町				5	0	県	下篠井(3)
201	25			有	C	1	1	無	宇都宮市	新里町	茗荷沢			1	0	林	茗荷沢(3)
201	26			有	B	8	6	無	宇都宮市	多気町	松沢			5	0		多気山
201	27			無	C	3	1	無	宇都宮市	下横倉町	南山			3	0	市	南山
201	28			有	C	2	2	概成	宇都宮市	横山町	カプトイン				0	市	カプトイン
201	29			無	C	2	2	無	宇都宮市	河原町	林下			7	0	市	林下
201	30			無	B	1	1	無	宇都宮市	大谷町	岩下		12		2	県	岩下
201	31			無	B	1	1	無	宇都宮市	大曾町			12		2	県	八幡山
201	32			無	C	1	1	概成	宇都宮市	飯山町	オナガイリ			5	0	市	オナガイリ
201	33			無	A	3	3	無	宇都宮市	上小池町	ヒナタムカイ			7	0		ヒナタムカイ
201	34			無	B	2	2	無	宇都宮市	徳次郎町	ウジザワ		25		0	国	上野
201	35			無	B	1	1	無	宇都宮市	上小池町	上小池			7	1	市	上小池
201	36			無	A	2	2	概成	宇都宮市	宮山田	セドヤマ		20		0		高間木
201	37	土蔵		有	C	8	7	無	宇都宮市	今里	オオムロ				0	林	今里
201	38			有	A	5	4	無	宇都宮市	宮山田	町田		10		0	県	町田
201	39			有	A	3	3	概成	宇都宮市	冬室	入畑		10		0	市	入畑
201	40	土蔵		有	A	9	9	概成	宇都宮市	冬室	入畑		10		0	市	中畑(1)



201	41	土蔵		有	C	1	1	概成	宇都宮市	冬室	コガヤ				1	0	中畑(2)
201	42			無	A	1	1	未成	宇都宮市	冬室	一本木			5		0	市 一本木
201	43			有	A	2	2	無	宇都宮市	冬室	イナリミネ		12			0	市 冬室下
201	44			有	C	1	1	無	宇都宮市	高松	サカノウチ			5		0	国 高松
201	45			有	B	1	1	未成	宇都宮市	冬室	長峰					0	市 長峰
201	46			有	B	1	1	概成	宇都宮市	宮山田	石那田				2	0	市 石那田
201	47			有	C	1	1	無	宇都宮市	中里	松越地					0	市 松越地
201	48			有	C	1	1	概成	宇都宮市	関白	関白				2	0	県 関白
201	49			無	A	1	1	無	宇都宮市	宮山田					2	1	県 宮山田
201	50			有	C	2	2	無	宇都宮市	叶谷	大石畑				1	0	市 大石畑
201	51			無	B	3	1	概成	宇都宮市	逆面	後山		18			0	市 逆面
201	52			有	B	3	2	無	宇都宮市	立伏	イチサムライ		10			0	市 立伏
201	53			無	B	3	1	無	宇都宮市	下田原	下組		15			0	県 下組
201	54			有	C	3	2	無	宇都宮市	中岡本	ワククボ				1	0	市 和久
201	55			有	B	1	1	無	宇都宮市	田原	上田原				1	0	市 上田原
201	56			有	C	1	1	無	宇都宮市	中岡本	十六原				1	0	市 十六原
201	57			有	C	1	1	概成	宇都宮市	竹下町	飛山				1	0	飛山(3)

予11-4 崩壊土砂流出危険地区一覧

(国・民別) 民

栃木県作成  
平成29年3月現在

危険地区番号		保安林等	地すべり防止区	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等					地区名
市町村	地区								市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路除く)公共施設	
201	1	土流	無		無	C	1.4	概成	宇都宮市	飯山町	寅巳			1	0	市	一の沢
201	2	土流	無		無	C	1.8	概成	宇都宮市	飯山町	カワハラカイリ		6	0	市	河原入	
201	3	土流	無	砂防	有	C	4.1	概成	宇都宮市	篠井町	伊豆内		8	0	市	入の内	
201	4	土流	無		無	B	1.1	未成	宇都宮市	上小池町	入小屋	10		0	市	山根	
201	5	土流	無		無	C	2.7	無	宇都宮市	上小池町	日向山		1	0	市	日向山	
201	6	土流	無		有	C	4.1	概成	宇都宮市	篠井町	山崎		7	0	県	山崎	
201	7	土流	無		有	C	3.0	一部概成	宇都宮市	篠井町	マミアナ		5	0	市	ショウブ沢	
201	8	土流	無		有	C	9.9	一部概成	宇都宮市	大網町	大畑		2	0	市	大畑	
201	9	土流	無		無	C	0.8	無	宇都宮市	大網町	高館沢		2	0	市	大網	
201	10	土流	無		無	B	2.9	未成	宇都宮市	石那田町	薬師入	10		0	県	薬師入	
201	11	土流	無		無	B	1.9	未成	宇都宮市	石那田町	トチクボ		5	0	県	広久保	
201	12	土流	無	砂防	無	B	4.0	未成	宇都宮市	石那田町	コギツサワ	10		0	県	古木沢	
201	13		無		無	B	3.1	概成	宇都宮市	徳次朗町	牛沢	10		0	国	牛沢	
201	14		無		有	C	0.6	一部概成	宇都宮市	徳次朗町	デンホウジ		5	0		門前	
201	15		無		有	B	2.2	無	宇都宮市	新里町	アタゴ	10		0	市	天王寺	
201	16	土流	無	砂防	無	C	10.8	概成	宇都宮市	福岡町	入山		5	0	市	赤川	
201	17		無		無	B	1.6	未成	宇都宮市	新里町	栗谷入	10		0	市	栗谷入	
201	18		無		無	B	0.9	無	宇都宮市	古賀志町	赤面	10		0	県	北の峯	
201	19		無		有	A	2.4	概成	宇都宮市	古賀志町	タキババ	20		1	林	唐沢	
201	20		無		無	B	2.6	概成	宇都宮市	古賀志町	深沢	35		0	県	深沢	
201	21		無		無	B	2.0	無	宇都宮市	古賀志町	深沢	10		0	市	桑木沢	
201	22	土流	無		有	A	1.9	未成	宇都宮市	新里町	えだ沢	10		0	県	えだ沢	
201	23		無	砂防	無	C	2.1	無	宇都宮市	新里町	栗谷入		5	0	県	栗谷入(2)	
201	24	土流	無		有	B	1.8	概成	宇都宮市	篠井町	赤芝	11		1	県	大同抗沢	
201	25		無		無	A	4.2	未成	宇都宮市	新里町		20		0	市	茗荷沢	
201	26	土流	無		有	C	1.0	一部概成	宇都宮市	篠井町	赤芝		7	0	県	杉の入	
201	27		無		有	C	0.1	未成	宇都宮市	下横倉町	ヤマメヤマ		4	0	市	ヤマメヤマ	
201	28		無		無	B	0.2	未成	宇都宮市	新里町	中山	12		0	林	中山	
201	29		無		無	B	0.2	未成	宇都宮市	新里町	西田中	13		0	市	西田中	
201	30		無		無	B	0.5	未成	宇都宮市	田下町	田下	10		0	県	多気	
201	31		無		無	B	0.3	未成	宇都宮市	飯山町	河原ヶ入	15		0	国	河原ヶ入	
201	32		無		無	C	1.2	概成	宇都宮市	宮山田	ナナマガリ		6	0	県	金山	
201	33	土流	無	砂防	無	C	3.1	無	宇都宮市	宮山田	ホウノカワ			0	県	赤倉沢	
201	34	土流	無	砂防	無	C	0.4	無	宇都宮市	宮山田	石那田		1	0		石那田(1)	
201	35	土流	無	砂防	有	B	0.6	無	宇都宮市	宮山田	ニシノイリ	10		0		石那田(2)	
201	36	土流	無	砂防	無	C	1.7	無	宇都宮市	冬室	ヒナタハタ			0	林	大畑	

201	37	土流	無		無	C	3.2	無	宇都宮市	冬室	矢倉			6		0	市	冬室西山
201	38		無		有	C	6.6	無	宇都宮市	高松	双又沢			5		0	市	双又沢
201	39		無		有	C	1.4	無	宇都宮市	高松	寺の入			5		0	市	寺の入
201	40		無	砂防	有	C	0.6	無	宇都宮市	宮山田	竹ノ入				3	0	市	竹ノ入
201	41		無		有	C	0.4	無	宇都宮市	宮山田	後山				3	0	市	後山
201	42	土流	無		有	C	0.4	一部概成	宇都宮市	大網町	東山				2	0	市	東山
201	43	土流	無		有	A	2.4	未成	宇都宮市	大網町	ゴンゲンヤマ		11			0		高館

## 予 1 6 - 1 要配慮者利用施設一覧（水防法）

## 1 鬼怒川流域

No	施設の区分	名 称	所在地	電話
1	共同生活援助	グループホーム わかな	下小倉町 3 0 5 3	688-0155
2	通所介護	上河内 デイサービスセンター	下小倉町 1 3 1 3 - 2 6	674-8811
3	生活介護・短期入所 就労移行支援・就労継続支援B型	ひびき	下小倉町 1 5 3 6	666-7601
4	共同生活援助	大樹	下小倉町 1 2 4 4 - 2	674-2109
5	生活介護	福祉サービスセンター 大地		
6	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能 ホームタウン上河内	下小倉町 1 2 3 4 - 1	612-2163
7	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ホームタウン上河内		
8	介護老人保健施設	介護老人保健施設 しらさぎ荘	白沢町 7 7 1	673-8888
9	短期入所療養介護			
10	通所リハビリテーション			
11	認可外保育所	託児室さくら		
12	通所介護	ハートフルサポート とちぎデイサービス	柳田町 1 7 7 1 - 1	683-6010
13	就労継続支援A型	ユーファーム平出	平出町 1 1 3 9	661-1711
14	生活介護・就労継続支援B型	ハート飛山	竹下町 1 1 9 9 - 1	667-0041
15	生活介護・就労継続支援B型	とちぎライトセンター	竹下町 1 2 0 0	670-3171
16	福祉ホーム	鬼怒		
17	共同生活援助	つぐみ	石井町 2 3 4 7 - 1 4	670-0330
18	地域密着型通所介護	デイサービスセンター くるみ石井	石井町 1 5 9 6	680-6455
19	地域密着型通所介護	つばめの郷デイサービス センター	下桑島町 4 0 0 - 2	656-7400
20	短期入所・生活介護 障害者支援施設	ビ・ブライト	西刑部町 3 1 4 - 6	656-9641
21	生活介護	ビ・ブライトNOTE		

22	就労移行支援・就労継続支援B型	たてがみ	平出町2785	689-1117
23	障害児通所支援事業	ピルエット		
24	家庭的保育事業	あかばね家庭的保育所	石井町2563-57	689-0383
25	保育所	東石井保育園	鑑山町977-1	667-1972
26	保育所	やなぎた保育園	柳田町554-1	683-1000
27	医療機関	福島眼科医院	石井町2016	660-6115
28	小学校	瑞穂野北小学校	下桑島465	656-1587
29	放課後児童健全育成事業 子どもの家	瑞穂野北小子どもの家		656-9477
30	小学校	瑞穂野南小学校	西刑部町444	656-1589
31	放課後児童健全育成事業 子どもの家	瑞穂野南小子どもの家		656-1551
32	小学校	上河内東小学校	下小倉町1302	674-2106
33	放課後児童健全育成事業 子どもの家	上河内東小子どもの家		674-4820
34	医療機関	藤井脳神経外科病院	中岡本町461	673-6211
35	認可外保育所	院内保育室		

## 2 田川流域

No	施設の区分	名称	所在地	電話
1	小学校	雀宮東小学校	下反町町256-1	653-0059
2	放課後児童健全育成事業 子どもの家	雀宮東小子どもの家		655-7477
3	小学校	横川中央小学校	屋板町1072	656-1141
4	放課後児童健全育成事業 子どもの家	横川中央小子どもの家		656-9566
5	小学校	錦小学校	錦2-7-5	621-0444
6	放課後児童健全育成事業 子どもの家	錦小子どもの家		643-6515
7	小学校	東小学校	東塙田1-6-14	622-2282
8	放課後児童健全育成事業 子どもの家	東小子どもの家		622-3002

9	小学校	築瀬小学校	南大通り2-6-6	633-0363
10	放課後児童健全育成事業 子どもの家	築瀬子どもの家		636-2502
11	中学校	旭中学校	天神1-1-42	634-9177
12	中学校	横川中学校	屋板町143	656-2441
13	中学校	陽北中学校	今泉町47-2	621-8491
14	その他	宇都宮市サン・アビリティーズ	屋板町251-1	656-1458
15	地域活動支援センター	大曾作業所	大曾4-12-10	627-1160
16	保育所	たんぼぼ保育園	中島町4-2	655-0256
17	保育所	宇都宮保育園	本丸町15-10	634-6083
18	保育所	二葉幼児園	塙田3-5-16	622-5872
19	保育所	不動前保育園	下河原1-1-27	678-6191
20	認定こども園	認定みどりこども園	西原町3335-2	612-5625
21	幼稚園	聖幼稚園	下反町町304	654-1323
22	幼稚園	静和幼稚園	築瀬1-4-3	633-2519
23	地域型保育事業所	やいた保育園	屋板町538-2	616-8815
24	地域型保育事業所	インターパーク保育園	インターパーク3-11-6	688-0733
25	地域型保育事業所	加藤家庭的保育所	インターパーク2-11-15	678-2282
26	地域型保育事業所	地域型保育施設 うつのみやなでしこ 保育園	竹林町941-3	678-9300
27	認可外保育所	うつのみやなでしこ保 育園		
28	認可外保育所	院内保育室	屋板町400-1	657-0366
29	認可外保育所	うきうきこども館	大通り5-2-13	688-7302
30	認可外保育所	ちびっこの保育園	中島町765-1	653-5969
31	障害児通所支援事業	ウイズユーうつのみや	錦2-4-1	612-7038
32	障害児通所支援事業	こどもサポート教室 「きらり」宇都宮校	駅前通り2-3-12 ザ・ミレニアムタワー101	680-6201
33	障害児通所支援事業	ライフキッズRAIN NBOW	竹林町1081-4	650-3077

34	障害児通所支援事業	ちーくあっぷJOY	大通り5-3-5	305-2785
35	医療機関	倉持病院	屋板町400-1	657-0366
36	サービス付き高齢者向け住宅	シロアムマンション花	一番町3-17	638-2211
37	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅さくらがおか	西原町3534-2	666-4311
38	サービス付き高齢者向け住宅	フォレストいこい	川田町1020-9	680-6630
39	サービス付き高齢者向け住宅	エルダーガーデン築瀬	築瀬町2563-5	637-1591
40	通所介護	川田ふれあいデイサービスセンターえがお	川田町1051	651-0033
41	通所介護	飯田福祉会ことぶき	屋板町558	656-8938
42	老人福祉センター	老人福祉センターことぶき会館		656-8792
43	認知症対応型共同生活介護	グループホーム さくら星の宮	屋板町1112-3	656-3311
44	通所介護	いきいきデイ さくら星の宮		
45	認知症対応型通所介護	よりそいデイ さくら星の宮		
46	有料老人ホーム	さくらがおかⅡ	西原町3298-4	666-7500
47	無料低額宿泊所	ティ・エム宇都宮 自立支援宿泊所	天神2-3-1	614-5688
48	通所介護	デイサービスセンター あかつき	三番町3-17	638-3012
49	通所介護	デイサービスだんとつ	川田町1020-9	680-6631
50	通所介護	フィットネスケアけやき	大通り3-5-18	633-6556
51	通所介護	ケアパートナー宇都宮 南	築瀬町2563-5	610-0712
52	地域密着型通所介護	デイサービスセンター さくらがおか	西原町3534-2	666-4311
53	地域密着型通所介護	デイサービスセンター おおぞ	大曾4-7-7	600-3306
54	地域密着型通所介護	ハートポイント宇都宮 デイサービス	今泉町134-3	616-1251
55	地域密着型通所介護	一番町デイサービスセンター	一番町1-27	634-1710
56	地域密着型通所介護	機能訓練レクレーション 特化型デイサービス ココロからだケアとうや店	東谷町510-10	611-3582
57	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設いずみ苑	今泉3-13-1	650-5011

58	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム「ひょうたん村」	屋板町126-11	656-5911
59	小規模多機能型居宅介護	「ひょうたん亭」	屋板町126-11	656-5911
60	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム宮の里かわだ	川田町1077-2	637-3100
61	短期入所生活介護	短期入所生活介護宮の里かわだ		
62	小規模多機能型居宅介護	はるかぜケアセンターやなげ	築瀬町2567-7	625-2177
63	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所のずの里もばら	茂原町688-2	656-2851
64	共同生活住居	グループホームファミリア	東築瀬1-9-12	689-1117
65	就労継続支援A型	未来工房 宇都宮駅前	駅前通り3-1-1 薄井ビル2F	610-7570
66	就労移行支援	就労支援センターTBC宇都宮	南大通り2-1-2	614-8503
67	医療機関	飯田病院	埴田3-5-17	622-4970
68	医療機関	高橋レディスクリニック	東埴田1-5-1	624-0130
69	医療機関	宇都宮記念病院	大通り1-3-16	622-1991
70	医療機関	宇都宮脳脊髄センター	一番町1-18	633-0201
71	医療機関	上野病院	天神2-2-15	636-2035
72	医療機関	奥田クリニック	駅前通り2-2-11	635-0310
73	医療機関	佐々木記念クリニック	屋板町578-38	656-7117
74	医療機関	アルテミス宇都宮クリニック	インターパーク5-1-9	655-5600
75	医療機関	第2宇都宮リハビリテーション病院	一番町2-11	666-4880



予16-2 要配慮者利用施設一覧（土砂災害防止法）

No	区域	施設の区分	名称	所在地	電話
1	宮山田ⅡA 上金山沢	介護老人福祉施設・ 短期入所生活介護	特別養護老人ホーム祥豊 苑	宮山田町915	674-4560
2	木曾ⅠA	施設入所支援・短期入 所・生活介護	しのいの郷	上小池町1054 -3	669-1010
3	飛山河原ⅠA	介護老人福祉施設・ 短期入所生活介護	特別養護老人ホームおお るりの森	宇都宮市竹下町4 35-344	612-1652
4	飛山河原ⅠA	認知症対応型通所介護	デイサービスおおるりの 森		
5	豊郷台2丁目 ⅠA	通所介護	家族の家ひまわり宇都宮 豊郷台通所介護事業所	豊郷台2丁目92 -1	650-3001
6	豊郷台2丁目 ⅠA	サービス付き高齢者向け 住宅	家族の家ひまわり宇都宮 豊郷台		
7	唐沢A 唐沢一号沢	小学校	城山西小学校	古賀志町583	652-0800
8	唐沢A 唐沢一号沢	小規模特認校放課後活動 事業施設	こがし桜スクール	古賀志町583- 1	652-0834
9	荒ノ針A	小学校	城山中央小学校	大谷町1402	652-0036
10	荒ノ針A	放課後児童健全育成事業 子どもの家	城山中央子どもの家		652-1022
11	中才ⅡA	小学校	清原北小学校	板戸町1765	667-0780
12	中才ⅡA	小規模特認校放課後活動 事業施設	KASA		667-0827
13	坂の下A	小学校	白沢小学校	白沢町1643	673-1817
14	坂の下A	放課後児童健全育成事業 子どもの家	白沢子どもの家		673-2055
15	申内A	小学校	岡本小学校	中岡本町2623	673-1831
16	申内A	放課後児童健全育成事業 子どもの家	岡本子どもの家		673-3222
17	たて紹内A	小学校	岡本北小学校	中岡本町2481 -1	673-5810
18	たて紹内A	放課後児童健全育成事業 子どもの家	岡本北子どもの家		673-5814
19	坂之上A	小学校	清原中央小学校	道場宿町84	667-0106
20	坂之上A	放課後児童健全育成事業 子どもの家	清原中央子どもの家		667-0244
21	宮内ⅠA 宮内ⅠB	小学校	豊郷北小学校	横山町411-3	665-0205
22	宮内ⅠA 宮内ⅠB	放課後児童健全育成事業 子どもの家	豊郷北子どもの家		665-8195
23	峰下A	中学校	古里中学校	中岡本町3130	673-1815
24	中篠井沢	体験学習施設	冒険活動センター	篠井町1885- 1	669-2441

### 応 3 4 - 1 E A L 一 覧

#### 1 沸騰水型軽水炉

##### (1) 警戒事態 (E A L 1)

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

## (2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

## (3) 全面緊急事態（EAL3）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設

(1) 警戒事態（EAL1）

<b>状況</b>	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

<b>状況</b>	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

(3) 全面緊急事態（EAL3）

<b>状況</b>	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

# 宇都宮市地域防災計画

## 資料編

**発行** 宇都宮市防災会議

**事務局** 宇都宮市行政経営部危機管理課

宇都宮市旭1丁目1-5

NTTEL (028)632-2052

NW-TEL (009)601-2052

**作成** 令和3年3月